光子…うなづいた。

私……私はそれより手洗に廊下に出た所、草相撲の者に話あると云われ、すぐ筋向いの、雑貨店で、又燒酎をその男より御馳走になつたが、過度の飲酒のため醉ひつぶれ、友人の高橋氏におぶさつて汽車に乘つたのを、薄々記憶してゐる。

以上が大体の記憶でありますが、いかに醉つてゐても、暴力や脅迫をした覺えもなければ、抵抗を受けた記憶もありませんし、沼田光子氏がその意志がないならば、私なぞ相手にせずに席をけつて、歸る事は容易な事です。當日は祭典で人の出入もあり、宿もざわめき、一聲で……体に觸れさせる事もなく濟むかと思ひます。それに私は体質が過度の飲酒の時は性交不能になるのは嚴に事實であります。性交も、しない者が強姦罪を、一審も二審も適用されるとは心外です。

尙、私が光子氏を置て來つぱなしにしたのは、醉ひつぶれたためで、惡意あるものではないのです。私達の容子を、のぞき見して、私の出た後、光子氏に何をしたか、それは、その時全く私の知らぬ事であり、それを知つてゐる位なら、私の荷物も何も宿に置いたまゝ醉ひつぶれて寢てゐるわけもなく、次の日事件になつたと聞き、警察につかまつてから、自分が一体どんな事でつかまつたのかわからず、警察で白らばくれてゐると二、三回撲られました。姦淫もしてないのに強姦罪で四、五年もの間、病氣と両方で苦しんで來ました。私は性交を行つて居れば何も云わず四年前に下獄してゐます。私の無實は一体どうしたら晴れるのですか。世間からは白目で見られ、私は四年間毎日無實だと叫びつゞけて來たのです。私のどこに、沼田氏を姦淫するべく友人達と相談する時間があつたのですか。光子氏に聞いて下さい。私の部屋に來てから、私は光子氏以外の誰れとも話をしてはゐません。尙、警察で參考人として出た、稻田弘子夫妻は當時遠輕町紀六屋旅館等に宿泊料の詐欺行爲があり、自分達の後暗さから、警察に迎合し供述したものと思われます。そして私とは不和な間柄で常に敵對的行動に出てゐたのです。其のために、旭川地裁に証人としての出廷にも、逃走して遂に再三の通知にもかゝわらず出廷せず、又其の他の狀況も、あいまいながら、外に姦淫したものがゐるから、私も一番最初だがら、一諸に夜具に寢て姦淫しないわけは無いと判斷されるかも知れないが、それなれば何故に光子氏に口で私の性器を吸つて貰つたりしますか。又私は絶体に性器が立たないのは事實で、この事實を調査もせず、強姦と斷ずる事は出來ない筈です。

以上の事實を上申致します。

以　上

昭和二七年(あ)第一六七号

被告人　島田勇一郎

弁護人岡本勝の上告趣意

第一、本件は判決に影響を及ぼすべき重大な事實の誤認がある。

本件事實については被告人の別紙上申書を以て詳細陳述してゐる通りであり、被告人は當時姦淫不能の身体的障害があつて強姦も全然不能である。

右によつて本件は刑事訴訟法第四百十一条により破棄を求める。

以上

昭和二七年(あ)第九二一号

決　定

本　籍　中華民国福建省廈門以下不詳
住　居　東京都世田谷区経堂町八八九番地　経堂アパート内
貿易商手伝　原　栄　三　大正七年四月一〇日生

右の者に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年一〇月二四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人下光軍二の上告趣意第一点について

論旨は原判決が判例と相反する判断をしたというが、その判例を具体的に指摘していないから不適法であるのみならず所論(1)は第一審判決及び原判決の認めていないおとり捜査であると主張するのであり、その(2)は犯意の否認であつていずれも事実誤認の主張に帰し上告適法の理由とならない。

同第二点について

論旨は本件がおとり捜査であることを前提として原判決の違憲を主張するのであるが、その前提が認められないから所論

昭和二八年六月二九日決定　昭和二七年(あ)第九二一号

昭和二八年六月二九日決定　昭和二七年(あ)第九二一号

違憲論はその前提を欠き不適法である。

なお記録を調査するも本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一郎

被告人　原　栄

弁護人下光軍二の上告趣意

第一点　原審は次のよう多くの判例に違反して犯罪の成否に係るような重大な事実の誤認がある。

I.　本件麻薬取締官が所謂おとりを使用して本件所為を誘発せしめ、これを捜査の対象となしたのに第一審判決は単に逮捕の段階に於ておとりを使用したに過ぎないものとしているが、原審に於ては全くその事実は認められないとして捜査手続上の重要なる事実を誤認している。

証人内田成子の証言の中に、

「私は麻薬取締官から取調べを受けており麻薬は人類を滅亡し国を亡すということを知つていました」

「李に対し麻薬をもつているかと聞いたことは間違ありません」

「頼んだのは五瓦一万三千円の約束です」

「男の友達から中止しろという紙片のことから取締官の追求を受け、一切を打ちあけました」

「どんな話が出たか覚えておりませんが、私が李に麻薬を持つているかと聞いたと思います。

そして先きの紙片を見て麻薬取締官の取調を受けた際一切の事情を話し、其の後私が李に麻薬を売つて呉れと話したように思います」一九三丁裏。

という供述がある外質問が要点に触れて来ると、

「答えたくありません」とか、

「答えたくない」

と云つて逃げている。

又当の北島麻薬取締官の証言の中、

「原栄三を逮捕するため、三時半から待つていた」第二回

「杉山を逮捕する目的ではなく、内田成子の部屋に這入つたら杉山がいた」第二回

「部屋に入つてから杉山よし子に逮捕状が出ているといつて、同人を逮捕した」第二回

「原に対しては共犯の疑で職務質問した」第二回

「生田潤四郎、杉山よし子と原栄三を逮捕したが手錠をはめたのは原だけ」第二回

「内田成子と杉山よし子と何方がそれに協力したかというような点については答えられないが、杉山よし子を使つて間接的に原栄三を逮捕したと云えます」第二回

「本件がおとり捜査であるかないかについては明確に答へたくありません」第一回

「それは捜査の都合上、答へられません」第一回

「そこまで云いたくありません」第一回

と述べている事実並に右内田成子は右北島取締官から本件より少々前、麻薬十五瓦所持していたことで検挙されたが、右内田の弟を逮捕することに協力することを頼まれてその三日後に釈放され、而もこれに対する起訴の事実のないことは右両人の供述を綜合して推認できる。

尚この外に内田成子が証人として呼び出しても出て来ないので、佐藤相弁護人（第一審）が内田の家まで行つた際、右北島取締官が居合せていた上、その翌日裁判所に出廷するまで（定刻を過ぎること二時間）北島取締官の取調を受けその終了後北島取締官は用がない筈なのに二人で裁判所に同行している事実、この点につき内田証人は、

「今日都庁で取調べを受け、それが済んで来ました」

と云つている。又本弁護人が調査した所によると本件麻薬を所持したという旭アパート十五号室なるものは管理人に聞いても存在しないと答えたのみならず、現実に存在しなかつた。この点に付き北島取締官は、

「十五号の札がかゝつていたが内田が引越す当時はなかつたと思います」

と云つているのであるが、本件捜査のため特にこの札をかけていたものと思はれる。

更に杉山よし子は証人として何回呼び出しても遂に出廷しなかつたのである。以上の事実を以て右内田成子は北島取締官のおとりとなつて犯意のない相被告人李に対し麻薬の斡旋方を依頼し、右取締官の指示する日時を指定してその取引を約束した。そして右取締官等が右内田成子のアパートに張つていて情を知らない被告人が李から頼まれた本件麻薬をもつて現れた所を逮捕したことが認定できるのに原審はこれを誤認している。

2. 被告人には犯意がないのに原判決はこれありと認定している。原判決は被告人に犯意があつたと認定しているが、被告人、相被告人、証人原満喜、証人長津ふさえの各供述に依れば昭和二十六年二月十九日被告人はその女児の誕生日に七、八人招くためかねて中華料理に経験のある相被告人に料理を依頼し、妻満喜と相被告人は朝から準備に忙殺されている中、正午過ぎに至り、相被告人は右満喜に対し、思い出したように四時頃までに立川に行く用事がある旨を告げた処、満喜は料理の都合でこれから出掛けられると困る上、丁度主人（被告人）が朝から炬燵で子供と遊んでいるから主人に行つて貰つたらと話し、それならと云うので満喜が被告人を呼び「貴方はさつきから遊んでばかりいるのだから、相被告人のために立川まで行つてあげなさい」被告人はその前から妻に何もしないと八釜しく云われていた矢先でもあり、相被告人にも済まぬと思い直ちに承諾したのである。そして被告人は相被告人に用件を聞いたところ、新宿の料理店ワンカップに寄つて私が預けた封筒を受取つて立川の旭アパートの十五号室にもつて行つて貰いたい。貴方はよく物

を失うので靴下に挟んでもつて行つて貰い度いといわれ、新宿まで小田急で十数分、新宿から立川まで四五十分で行けるので夕食には充分間に合う上怪しいとも思はず、男女間のラブレーター位に思つて数日前の大雪の結果道が悪いので靴下の中にズボンの裾を巻き込んで長靴をはいて出かけたが、相被告人等に於てはかねて靴下や長靴のわきに物をはさむ習慣があつたのでワンカップで厳封してあつたその白い二つ折りの封筒を受けとるとそれを頼まれたように靴をはいたまゝで靴下の脇にはさんで電車で立川に向つたのであつて、中味を詮策もせず又その必要もなかつたので、全く麻薬であることを知らなかつたと云うことが一応肯けるであらう。殊に相被告人も又他の人に依頼されたので中味を知らなかつたと云つているのであるから被告人が知つている筈はないのである。従つて麻薬取締官や検事の調書でも全部否認している。この点は証人の吉良が弁護人からの保釈申請（四七丁）に対して否認事件だから不相当の意見をつけてる事実もある。又取締官の第二回の調書と検事の調書には「麻薬であつたかも知れないと思つた」と云つたという記載があるが、これは文字通り「かも知れない」と思つた丈であつて、麻薬であるという認識があつたということはできない。殊に証人北島が本件はすこぶる軽微な犯罪であるから簡単に帰れるだろうということは被告人に話したし、又被告人に同情していたことを証言している程であるから、被告人が云うように被告人が生れて始めて手錠をはめられ、拘禁されて一日も早く出度いと思つている矢先、取締官が早く出してやるからと誘導して被告人に云わしめたということはありそうなことである。取調検事の調書については証人吉良が始めは強く否認していたが終りになつて多少かわつて「かも知れない」と云うようになつたという趣旨を証言しているし、拘留満期の最終日に調書を作成したことは被告人が云うように全く知らないと云つても既に警察でかも知れないとは通らないと云われて押付けられたことを推知せしめるものである。又逮捕される際、嘘を云つたと証人北島、吉良は云うが、嘘ではなく予て聞いていた貸間のことも序に聞いて帰るつもりであつたのであるのみならず、突然取締官の取調べ

なのでなるべくかゝり合いにならないように答弁するのは人間の本能である。これをもつて容疑者と考えるのは人間の心理を解せざるものである。結局原判決のように犯意があつたという主張は何れもその根拠とならないのみならず、被告人は麻薬であることは全く知らなかつたのが真相であつて、犯意はなかつたのであるから無罪である。

第二点　本件の捜査訴追手続は憲法前文同第十三条、第三十一条、第九十九条に違反する

1. オトリ捜査と現行法

所謂オトリ捜査には三つの形態がある。その一は既に犯罪を犯した者を逮捕するために用いられる場合であり、次は犯罪を犯し易い状態を作つて犯罪の便宜を与えるためにオトリを使ひ、その三は利益や慾望を餌にして犯罪をなさしめるためにオトリを使う場合である。

さて現行法ではオトリ捜査に関する規定がないので人によつては禁止規定がなければ積極に解すべきだと主張すが、司法警察官の捜査権は刑事訴訟法一八九条第二項に「犯罪あると思料するときは犯人及び証拠を捜査する」と定めているので飽くまで既遂の犯罪に対するものでなくてはならない。従つて前記三種のオトリの中後の二つは少くとも捜査の範囲を逸脱しているものと云はねばならない。さうすると既遂の犯罪に対して犯人逮捕のためのオトリは合法的であると言えるように見えるが、警察法第一条の警察の責務には「警察は、国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に当ることを以てその責務とする」とし、その第二条には運営管理として「一、公共の秩序維持、二、生命及び財産の保護、三、犯罪の予防及び鎮圧、四、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕云々」と規定している外、警察官等職務執行法の第五条に於ては犯罪の予防及び制止と題して「警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又……その行為を制止することができる」旨の規定があるが、これ等の法規から見れば警察は国民の生命、身体、財産を保護し社会の秩序を維持する国家作用であつ

て警察官も又その作用を実現することをその職務としていることは明らかである。

これは学者も異句同音に同様趣旨のことを説いているところでもある。この警察の国家作用の立場から又警察官の職務権限から言つても、逮捕のためにもオトリを用いることは違法である。麻薬取締官も又同様である。（麻薬取締法第五十二条ノ二）殊に麻薬取締法の目的は麻薬の取扱に関する準則を規定し、麻薬取締官もその主たる職務は同法第五十二条の二に規定している如く主としてこの法律の実施に関する事項を掌るか、兼ねて違反者に対する司法警察員としての職務を行つているに過ぎない。この様に職権をもつている取締官が本件の如きおとりを使つて犯罪を行はしめ、以てその捜査の対象となすことは麻薬取締法の趣旨に反するものと云はねばならない。

実に新生日本は民主々義国家としてその憲法の前文にも「主権が国民に存することを宣言し……国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」旨をうたい、その勅語の中にも「常に基本的人権を尊重し民主々義に基いて国政を運営する……」言葉を見るとともにこの趣旨に従つて各本条の規定が生れて来たのであり、更に刑事訴訟法もこの憲法に則るように改正せられて一編に個人の人格と人権を尊重するための規定である。従つて刑事々件のため、人権を侵害するには法律の規定に従つてのみ、即ち法律の規定のあるときにのみ可能なわけである。法律の明文に反する場合は勿論、明文がない場合にはその行為は法律の許さないものとしなければならない。この意味から言つても既遂の犯罪の捜査も違法であり違憲である。

2. オトリ捜査と学説

オトリ捜査は米国ではよく行われると聞いていたが、これに対する実際の学説判例は我が国に余り紹介されていないが、僅かにアボット、ストイア並にバアデイが大体官憲が最初の犯意を誘発又は積極的な勧誘に依つて犯罪を行わしめた場合は陥穽の抗弁（defense of errapment）の提出によつて無罪であるという見解であるが、右の場

合は大体前記の誘発の場合に相当すると思はれるから米国ではこの様な場合は無罪としていると考えられる。而も米国でも我が国に余り学説判例が伝つて来ないところを見るとオトリ捜査は我々が考えている程行われていないのではないかと思われる。

我が国に於ては戦前オトリ捜査が行われたことはないこともなかつたが、極めて稀であつた。而も国体の変革とか不敬罪とか、又は賭博を職業としている暴力団である所謂博徒を逮捕する場合に二、三例があつたのであろうが、これ等は天皇や国体に関するような当時としては最も重大な犯罪の常習者の逮捕であるのみならず、その例も極めて少かつた関係で、全くその法律関係に問題とするものもなく一般から是認されたのであらう。従つて学者の間でも犯罪を行わしめた者の行為を教唆者の責任即ち「アヂャン・プロバカチユール」の問題として若干の議論がなされたに過ぎない。

終戦後といつても昨年あたりから麻薬取締法の施行後同法の取締に当つてオトリが盛んに使用せられるに及び愈々問題となつて来たが、未だ決定的な判例も学説も定まらないで今日に及んでいるが、このオトリ捜査に付いては本件の捜査を始めるとき部内で相当の議論があつたと白須証人が言つている外、法務府検務局や関係検事でも「行過ぎ」であるとか（昭和二六年七月四日附東京新聞）「余り感心した捜査方法ではない」（警察学論集二六年五月号）「あらゆる捜査にオトリを使うということはいかぬ」（昭和二十六年七月四日附夕刊毎日）といつている程である。

そしてオリヂナルな犯意を生ぜしめて犯罪をなさしめる種類のオトリに就いては東京高等検察庁では矢張り米国と同様違法のものであり、無罪であると考えているようである（刑法雑誌二巻一号、法律のひろば巻　号、判例タイムズ十四号昭和二六年一〇月二〇日附毎日新聞）而も横浜地方裁判所に於ては昭和二六年六月十九日婦警が麻薬のオトリになつて犯罪を誘発した場合を憲法違反として無罪にしたという注目すべき判決をなしている。

その上前記警察学論集と判例タイムスの執筆者は何れも検事であつて、異句同音に戦前オトリ捜査がなされなかつたのは検察の良心に基くものであつて、違法なる故ではないという趣旨のことを述べている。違法ではないが良心に恥ずるような方法だというのであるとするならば不当性の問題であるということにならうが、戦前はこの良心があつたのでこの方法は執らなかつたが戦後は検察にこの良心がなくなつたことを意味することになる。違反者や犯罪者の取締官憲が良心を失えば当然その職務を全うすることが困難になつて来るであらう。何んとなれば違法ではなくても、一般道義に反したり、社会道徳にもとるような行為をなす者は国民の監視者、取締官たるの資格がないからである。

然し乍ら検察の任に当つている者ですら良心に反すると云うことは結局に於て単に適当でないというにとゞまらず、脱法行為的であるからであらう。

脱法行為とするならば如何なる法規を逸れているのであるかというに、捜査や逮捕についての刑事訴訟法や憲法の基本的人権の諸規定である。これ等の規定の脱法行為は憲法第九八条によつて無効であるから、オトリ捜査による犯罪は無罪でなければならない。

3. オトリの捜査と行政犯

法律の規定をまつまでもなく、犯罪となる自然犯の場合、国家の重大事に関する犯罪とか、又は悪質な常習者を逮捕するに已むなくオトリを使用するのも私は勿論違法であると考えるのであるが、それでも一種の緊急事態的な場合と思はれるようなときのオトリは違法性か不当性かを阻却すると考えられることもないではない。

然し行政犯殊に経済犯に至つては全く事情を異にしていて普通は良心に少しもやましいところのない行為であり乍ら法律によつて犯罪者となるのであるからこの場合、国民は慾望によつては欺かれ易いのみならず、全く犯意のない場合もあるだらう。従つて行政犯の場合は自然犯とははつきり区別しなければならない。麻薬取締法第五十三条については

多少異論はあるが大体オトリを許す規定だというが、果して然らばこのような規定を設けるに至つた趣意は了解されるが本件の捜査手続には、本条の許可も得ているのであるからこの点から云つても本件は違法捜査によるものであると云える。

4. オトリ捜査の弊害

(イ) オトリ捜査が盛んになると警察国家になる。友人知己と雖も安心して交際ができず、警察のスパイであるオトリが何処にいるか分らず戦々兢々とした生活をしなければならないのみならず、進んではお互がスパイ的に他人の非を暴くという社会になるであらう。

(ロ) 捜査が不公平になる。即ちオトリに対しては違法又は不当な利益を明示又は黙示によつて与えるが、その利益は多くは罪の全部又は一部を見のがすことが多い。のみならず一方に取締りながら一方に於て奨励するということは不公平である。国家機関の執るべき態度ではない。

(ハ) オトリの増長、捜査官の完全な手足になつていればよいが兎角オトリはこれを機会に頭をかすめたり、捜査官をごまかして罪を犯す虞があるのみならず、自分が捜査官に関係のあることを利用して詐欺とか恐喝のような悪事を犯す虞もある。

(ニ) 捜査官を怠け者にする。コツ〳〵真面目に正道を歩んで捜査に努力精進することをやめて手取り早いこの方法を選ぶことになつて、捜査官の質を抵下さすであらう。丁度賭博や宝くじや競輪やパチンコに類するものと言えるだろう。

5. 米国と日本の国情

或は論者は米国で行われているから日本でやつても違法ではないというが、大体米国でも一般的にこの方法が用いられ

ているのではなくて、極めて一部分に行われていることが推知できる。

而も日本とは国情が違う。一般国民の教養程度が問題にならない。マ元帥が日本国民は十二歳以下だといわれる程であつて殊に法律知識は低い。このことは私が担当している法律相談所の経験に徴しても明かである。勿論日本人の中でも一部のインテリーは世界的水準に在ることは疑いのない事実であるがこれは一部分である。

そこでこのように大部分の知識的教養程度の低い者達を相手に、専門家で国家権力をもつている捜査官が詐術を弄して陥入れるということは憲法に定めた基本的人権を侵すものということができるであらう。

殊に憲法第九七条によつて憲法上の権利は「過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として」認め、更に第九九条に於て「裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ」としている所からも米国と同様に解釈できる筈がない。

従つて仮令オトリ捜査が米国で一般的に許されるとしても、我が国に於ては憲法上から又国民の智的水準からしてもオトリを用いることは許されないものと云わねばならない。

6. オトリの捜査は違法違憲である

以上述べたように本件の捜査手続はオトリ捜査であるから、刑事訴訟法、憲法前文第十三条、第三十一条、第九十九条に抵触する手続と言わねばならない。

以上

昭和二七年(あ)第一四八四号

決定

本籍　大韓民国慶尚南道古城郡九満林カリン里

住居　茨城県行方郡玉造町番外の一　農業　中山賀慎こと　崔甲林　大正一三年一二月二五日生

本籍　茨城県行方郡大和村大字新宮九一〇番地

住居　同県同郡同村同大字四五番地　農業　鬼沢輝雄　明治四一年一〇月七日生

右被告人両名に対する恐喝、被告人崔甲林に対する物価統制令違反各被告事件について昭和二六年一一月七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

昭和二八年六月二九日決定　昭和二七年(あ)第一四八四号

被告人崔甲林の弁護人坂吉兵衛の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（第一点は原審において主張判断されていないから不適法であるばかりでなく、第一審判決は物価統制令違反の罪につき罰金刑を選択し、これと恐喝罪とに刑法四五条前段、四八条一項を適用して懲役及び罰金の刑を併加したものであること判文上明であるから所論の法令違背も判例違反もない。）被告人鬼沢輝雄、並びに同被告人の弁護人渡辺靖一の各上告趣意は、何れも刑訴四〇五条の上告理由に当らない（憲法三六条の「残虐な刑罰」の意義について昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月二三日大法廷判決集二巻七号七七七頁参照）。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人坂吉兵衛の上告趣意

被告人　崔甲林　中山賀慎こと

第一点　原判決は擬律錯誤、判例違反の違法があるから之を破毀して相当裁判を求める。

原判決は漫然控訴を棄却し以て第一審の判決を認容した。

併しながら第一審判決は其処断にあたり、本件犯罪なる恐喝と物価統制令違反が併合罪なることを認定し物価統制令について同法第三十三条の所謂選択刑なる十年以下の懲役又は十万円以下の罰金なる刑中より罰金刑を選択し被告人に対し金五千円の罰金に処し、恐喝罪に対しては刑法第二百四十九条を適用し其法定の制限内に於て被告人に対し懲役十月に処したことは刑法第四十七条の適用を誤つた擬律錯誤の違法があり亦判例違反の違法がある。

蓋し刑法第四十七条の併合罪に於ける最も重き罪に付定めた刑を決定するには法定刑中二個以上の有期の懲役刑、すなわち、各本条に二個以上の刑名あるときはまず適用すべき有期の懲役刑を選択した上これに法律上の減刑を行つた処断刑のみを標準として同法第十条に従い決すべきもので各本条に選択的に規定せられている罰金刑等を比較の対照として定むべきでないこと同法第四十六条乃至第四十八条及び同第七十二条の規定に照し明かなところである（昭和二十四年(れ)第二一一号同年八月一八日最高裁第一小法廷判決、最高裁刑集三巻九号一四五五頁の趣旨参看）。第一審判決は本件各罪につき何れが重きか刑の軽重を比較せずして加重を為した所謂擬律錯誤が免れない。（同趣旨大審大正三年(あ)第二八七六号同年一二月一七日刑事部判決）

第一審判決を容認した原判決は大審院大正十二年(れ)第八七八号同年七月四日三刑事部判決（大審第二巻刑事六三一頁）

の趣旨、即ち

併合罪中選択刑を科したものあるときは先づ其刑を選択した後何れも懲役に処すべき場合に於て刑法第四十七条を適用すべきものとする

判例に違反する違法がある。

第二点　右第一点の理由のないとき本件原審判決には左の事由があつて原判決を破毀しなければ著しく正義に反するものと思料するを以て御職権に因り原判決を破毀し相当の御裁判あらんことを求める。

一、判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

前記趣意第一点所論の通り刑訴第四十七条適用を誤つた違法かある。

二、刑の量定が甚しく不当である。

前趣旨の如く擬律錯誤によつて量定が不当なばかりでなく犯行の動機、犯行後の悔悟状況、示談成立、現在被告人は自動車助手として真面目に働き家族を扶養し妻は目下懐姙し居り、万一体刑を受けんか一家の生活の惨状明かなる生活環境等から見て執行猶予の恩典に浴せられ度い。

三、判決に影響を及ぼすべき重大な誤認がある。

物価統制令違反の事実に対し共同正犯として問擬されたか事実従犯干係にあることは一件記録で明白である。

以　上

被告人の上告趣意

私儀、昭和二十五年三月行方郡大和村新宮藤崎源衛氏経営する製粉工場に勤務して居りました処、何の理由も無きにも拘らず二十六年四月二十日解雇されました。依つて、私として解雇手当を戴きたいと思い親友に此の件を話した処、其れでわ藤崎源衛氏に交渉してやると云ふて中山賀慎外三名で藤崎氏に面会交渉の結果金円を戴いたと云ふ訳です。私わ、順常なら退職手当と思い中山賀慎氏より一万三千七百円を戴きました処、後日になつて恐喝して取つた金と知り実に驚いた訳です。私わ早足藤崎源衛氏に五千円、八千七百円と二回に全額を返金至しました。私わ恐喝して取つた金と知つて戴いたのでわありません。右様の訳ですから何卒御寛大なる御処置に預り度く趣意書を以て申上ます。

以　上

弁護人渡辺靖一の上告趣意

第一、本件事案において判決に影響を及ぼすべき(イ)法令の違反及び(ロ)重大な事実の誤認があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる事実がある。

即ち原審判決の認定によれば「被告人鬼沢輝雄は昭和二十四年八月頃から行方郡大和村大字新原藤崎源衛方製粉工場に雇はれていたが昭和二十五年二月上旬頃、右藤崎の申出によつて一時休んでいたところが同年四月に至り右藤崎には当時間もなく再度就労せしむる意思がないに拘らず、何等の通知しないでいることを知りその不信に憤慨しそこで同被告人はその報復として同工場で小麦の検査の際、同人の長男治が検査員の所持していた一等合格印を盗用して檀に一等合格証紙八十枚位を作成した上、後日右証紙を利用して供出余剰品である小麦粉闇売した……(下略)」ことを種に本件恐喝を企て右藤崎源衛等を「(前略)……畏怖せしめ因つて……(下略)」金一万三千七百円を喝取したものであると認定している。

然れども被告人が明に供述している通り相被告人外二名に藤崎との交渉を依頼したのは、問題を円満解決を頼み、円満解決とは「一旦解雇された藤崎澱粉に又復職することであつたのです(記録一九丁裏第一回公判調書記載)」それが本件の如き次第となつたものである。このことは、相被告人崔甲林は「沼里は鬼沢の解雇問題で又もとの職につけるよう円満に解決してくれとのことであつた……(下略)……(記録二十一丁裏第一回公判調書記載)」と明白に供述し、又被告人は円満解決が出来なければ金をとつてくれとは「頼みません。只復職を願つたのみです(記録二十丁裏第一回公判調書記載)」と述べている。

唯、問題となるのは藤崎工場の検査証に関する非行を記載した書面の存在が原審認定の有罪判決を為すに千斤の重みを

加えたことゝ窺はれる。しかし被告人は初より恐喝の意思がなかつたことは前述の通りで、先ず円満復職を念願し交渉を依頼したもので、その交渉が円満妥結に至らなかつた場合には第二の手段として、或は不法の手段を考えて居たかも知れない。謂うまでもなく、左様な心裡に不法な考えを抱懐していたとしてもそれ自体は犯罪の徴表とは認められない。

仮令、非行を記載した文書を作成したとしてもその文書は正当な方法で行使せらるゝか、又はそのまゝ行使せられずに終るかも知れない。

その点に関しては、被告人は何等の表徴を示していない。否、相被告人崔甲林は「その話（註、復職）がまとまらない場合は、この書類があると云つて書付けを出して見せてくれました（記録二十一丁裏第一回公判調書記載）」と述べ、その行使については決意（犯意）を表明しなかつたことを鬼沢は、そのことにつき「何とも言ひません（同上記載）」と明確に述べている。

第一審判決は右の点に関し、非行記載の文書と犯意の徴表につき何等の証拠がないのに専恣な判断を以つて犯罪の成立を認定したものであつて、控訴審においてこれが是正を求めたのである。

被告人は本件金円の喝取には何等の関連なく、前記非行記載文書を作成したことは事実であるがこれを悪用せられたに過ぎない。被告人は「私は金十一万五千円の点は全く知りません（記録二十丁裏第一回公判調書記載）」というている。若しそれ被告人が真に金円喝取の犯意を有つていたならば、それを知らない筈はないということを強調する。

更に被告人は金一万三千円の受領につき（復職不能につき退職金であると思つて貰ひました（記録二十丁裏第一回公判調書記載）」と犯意を否定し、「私は当時藤崎工場を退職になり、別段何等の退職手当というものを雇主からもらつていなかつたのでそれを貰つて呉れと頼んだのです（記録一一〇丁裏第三回公判調書記載）」と金円受領の趣旨を合理的に説明し、本件接衝の目的であつた円満解決が事志と違い、復職の希望が不幸実現せず、それに代うるに与へられたものは僅かに金

一万三千円の金銭であつた。否、それが本件喝取の問題となつた。

そもそも恐喝罪の本質は、害悪を通知して人に畏怖心を生ぜしむるの方法により財物を奪取するに在り、その恐喝方法——換言すればその畏怖を生ぜしめる方法には何の制限もないが、しかしその恐喝は財物を交付せしめる方法でなければならぬから、予告せられる害悪は恐喝者によつてその発生消滅が左右される性質のものでなければならない。本件の場合被恐喝者藤崎源衛において検査証に関する非行があり、縦しそれが、何等かの方法（告発又は投書等）により処罰権ある官庁に告知せられたとしても、その進行は専ら当該官庁の決するところであり、被告人によつて左右せらるべきものではなく又絶対に防止し得べきものではない。被恐喝者が単なる恐怖の観念を抱いただけでは脅迫罪の成立があつても恐喝罪とはならない。何となれば、単純な害悪を説くことに因つて被恐喝者が財物を交付する意思を決定するであらうとは考え得ない。そこには必ず被恐喝者が財物を交付することにより恐喝者をして、その害悪の発生を避止せしめ且つその避止が可能なりと信ずることにより財物を交付するに至るのであると見ねばならない。脅迫罪の脅迫と恐喝罪の恐喝との区別は茲に存するのである。少くとも恐喝者が被恐喝者の委嘱によりその害悪を避け得る方法を講し得ることを主張し表現したときにのみ恐喝罪は成立するのである。

本件記録を閲するに、被告人又は崔甲林が斯かる主張を為しこれを表現した事実は毫もこれを認め得ない。

再言すれば、本件は恐喝罪として問擬すべからざるものを恐喝罪となしたものである。仮りに一歩を譲り本件を脅迫罪の成立ありとすればその法定刑は二年以下の懲役又は五百円以下の罰金であつて、事案の程度ではたかだか罰金刑を相当する。故に所謂「法令の違反」と「重大な事実の誤認」とよつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる場合に恰当すると謂はざるを得ないのである。

第二、本件は証拠とすべからざる証言を採り且つこれを誤認し有罪の認定をした違法ある疑ある事件である。

即ち被告人が犯意を否認するに拘らず、藤崎源衛及び藤崎治の証言乃至相被告人崔甲林外二名の供述を以て犯意を認定して被告人の不利益の判決を与へている。

いうまでもてく実際に於て承審官が犯罪事実を肯定するについては、必然的確実心証（Alesolate Cer Taiuty）—絶対的に間違がないという確信—がもたれた場合以外には有罪判決をしてはならないということを理想とする。

しかし、実際上それは多々の場合期待できないことであらうが、少くとも蓋然的確実心証 Problematie Cer Taiuty に達すれば有罪判決をすることゝならう。

英米法に則つとれば所謂 Moral Cre Taiuty 又は Abrdiny Conuictiou というて理想に当つて実際的確実性を求むるには及ばないが、しかし蓋然的心証で有罪判決をしなくてはならないとしているということである。

本件において原審で相当慎重な審理を遂げていたゞいたことに対しては敬意を惜しむものではない。

有名な Lord Kengon は陪審員に説示するときいつも「若し証拠の秤皿がどちらにも傾かす水平を保つているならば、幾グレンの慈悲を無罪の皿の方へ投げ込んでやれ」というたということである。

裁判官として有罪か無罪か判断に迷つて決し兼ねたなら、何等かの道理ある疑（Anyreasonable dout）を挟むという利益を被告人に与へてやれという意味だそうである。

本件において確然的判断を与へる絶対的の明確性がなく、却つて誤認が行はれなかつたとは保証し得ない。所謂「道理ある疑い」が明かに推察し得る事案である。然るに原審判決によれば、被告人の主張を排斥して刑事裁判の大精神を見逃された。希くは慈悲の幾グレンかを被告人の為めに恵投せられんことを懇禱する。

第三、本件は憲法の精神に反し苛酷の刑罰を課した違法がある。

即ち罪刑の均衡は憲法第三十一条の趣旨—「法律の適正な手続」は司法に対する制約であることは勿論で、それは単に手続の形式面だけではなくその中で認定せらるべき実体とも包含した意味に於て犯罪の構成要件の内容と刑罰との均衡においても適正なものでなければならぬという根本思想—からも要求されると思はれるが、又憲法第三十六条の残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずるという思想からも考へてみたい。

「残虐」な刑罰とは主としてその執行方法の態様—性質をいうのであらうけれども、犯罪と刑との量とが著しく不均衡な場合には残虐な刑となり得る場合があるのではなからうか。

固より罪刑を法定するについては立法権に相当の範囲の裁量が認められている。法定刑としては犯罪構成要件と不均衡でなくとも、その範囲内で量定された宣告刑で具体的な犯罪犯人との関係で具体的事情によつて残虐なものとなることがないとは保障できない。社会通念から考へて著しく不均衡に重い刑が定められたときは、それが違憲になるものと謂い得ないであらうか（この問題は憲法第三十一条が立法権だけに向けられたものであるか、それが両者に向けられたものであるとの解釈に基づく）。かようにして法律として違憲でなくても判決が違憲となることがあり得ると思はれる。

本件の場合実質的にみて退職給与金と見るべき金一万三千円の金円を授受したのを仮りに喝取したものとしても、被告人の社会的の環境（失職）、齢六十三歳の老父妻子三名を擁し一家の柱石である生活状態等具体的事情に顧みて相対的に残虐な刑でないと言ひ切れるであらうか。否、社会通念、刑事政策の面から考へて著しく不均衡に重い刑が定められたと謂はなくてはならないと思う。

以上

昭和二七年(あ)第一八一八号

決　定

本籍並びに住居　大阪府北河内郡庭窪町大字八雲旧北十番一三九番地

事務員　野口英治　大正一五年一〇月一九日生

右の者に対する公文書偽造被告事件について昭和二七年二月一日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人伏見礼次郎の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（原判決の是認した第一審判決は、被告人の自白の外、補強証拠を掲げていることが明らかであるから、憲法三八条三項違反の主張は前提を欠き、論旨は理由がない）。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二八年六月二九日決定　昭和二七年(あ)第一八一八号

裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

被告人　野口英治

弁護人伏見礼次郎の上告趣意

第一点　原審判決は日本国憲法第三十八条第三項に違反した不当の判決で破毀せらるべきものと思料します。

蓋日本国憲法はその第三十八条第三項に於て

何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ又は刑罰を科せられないと規定し、仮令被告人の自白がある場合に於ても更にその自白以外の補強証拠によつてその自白を裏付けしない限り自白にかかる事実の認定をすることができないものとして居るのであります。

翻つて本件を見るに原審は起訴状記載の公訴事実第一(一)の事実、即

被告人野口英治が井上敏と共謀して、近畿海運局発行名義の船舶用及港湾用石油製品購入割当証明書六十四枚を偽造した

旨の事実を証拠によつて認定した第一審判決を支持したのでありますが右事実認定の基礎たる証拠は被告人の第一回公判までの自白以外には存在しないのであります。

尤も押収の石油製品割当証明書六十四枚（証第一号）の存在が証拠説明中に掲記せられ居りますが右は被告人の自白と相待つて犯罪構成要件たる事実を総体的に認定するには不充分なものと思料致します。

何となれば第一審における第三回公判の証人高尾利正の供述によれば

(一)　同人が石油製品購入割当証明書七十枚を窃取し、近畿海運局のゴム印及福永正美のゴム印横判を自ら偽造して押捺したもの二十枚位を井上敏に渡したものであること

(二) 証第二号石油製品購入割当証明書の中に井上敏に渡したものありや否やについては右証人高尾利正が

偽造印は本物の印影を盗んでもつていつたのを押したので判りません

と供述し居り、該供述に徴するときは証第一号石油製品割当証明書六十四枚の全部について被告人に偽造の所為あり

と認定することが出来ない点

(三) 同証人高尾利正が割当証明書二十四枚を偽造して井上敏に交付した為起訴せられたこと

等が明かになつてゐるのであります。従つて被告人に割当証明書偽造の責を負はすとしても、その偽造枚数は証第一号の六十四枚全部について責を負はすべきではなく右六十四枚より少くとも二十四枚を控除した残りについてのみその責任を問うの外なきものであります。換言すれば、証人高尾利正の証言に徴するときは証第一号の割当証明書六十四枚の存在は決して被告人の自白の補強証拠として充分な価値を有するものでないことが明かとなつてゐるのであります。

果して然らば、本件は自白を補強するに足る証拠なくして六十四枚の割当証明書を偽造したものと認定したものでありますから結局犯罪構成要件たる事実を被告人の自白のみによつて認定したものと謂うの外なく、従つて憲法第三十八条第三項に違反する不当の判決で破毀せらるべきものと思料します。

第二点　原判決は刑の量定が甚だしく不当で刑事訴訟法第四百十一条により破毀さるべき理由ある判決と思料します。

蓋原審大阪高等裁判所は被告人の控訴を棄却し第一審大阪地方裁判所の言渡したる懲役一年六月の判決を支持したのでありますす。然し乍ら一件記録に徴するに右判決は著しく重きに失するものと思料します。何となれば、本件犯行の動機は被告人の前任者として本件割当証明書発行等の事務を管掌してゐた大堀敬治より同証明書の不正交付方を懇願せられ被告は之を拒絶したにも拘らず尚執拗に強要せられた為遂に被告人が職務上自ら保管中の同証明書を大堀敬治へ交付し同人より更に井上敏の手中に帰せしむるに至つたものであつて被告人の犯行に対する態度は何等積極性なきのみならず当時の海

運局内部の腐敗した環境下において若年者たる被告人が不知の間遂に誘惑に陥り本件犯行に及んだもので、斯種犯行に往々附随して敢行せらるゝ詐欺の行為については被告人は終始関与せず、之等の点よりみるも本件は全く一時の出来心による偶発的犯行たるに過ぎず、且被告人は現在衷心より自己の所為を悔悟反省して謹慎更生を誓い改悛の情寔に顕著なるものあり、一方一審における相被告人等は何れも執行猶予の恩典に浴し居り同人等と同様被告人に対しても今回に限り懲役刑の執行を猶予し、更生の機会を与うることが却つて刑政の目的を達する所以と考へられ、従つて一年六月の実刑を科することはその刑の量定重きに失するものと思料します。

以　上

昭和二八年(あ)第六八号

決定

本籍　滋賀県彦根市八坂町一四四四番地
住居　奈良県吉野郡大淀町越部　千切方
石炭卸売商
森義夫こと
森　吉夫
大正一一年一月二日生

右の者に対する横領被告事件について、昭和二七年一一月一八日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

被告人の上告趣意は、量刑の非難であり、弁護人藤枝東治の上告趣意は、量刑の非難及び訴訟法違背の主張であつて、何れも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて同四一四条、三八六条一項三号一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、上告趣意第二点に関連して職権で調査したところによる原審の訴訟手続が刑訴規則一七八条に違反するが、

昭和二八年六月二九日決定　昭和二八年(あ)第六八号

昭和二八年六月二九日決定　昭和二八年(あ)第六八号

本件のように事実に争がない簡単な事件で量刑もまた相当であると認められる場合は、刑訴四一一条を適用しない旨の裁判官小谷勝重の補足意見及び原審の訴訟手続が刑訴二七二条二八九条規則一七七条、一七八条に反するが右同様の理由によつて刑訴四一一条を適用しない旨の裁判官谷村唯一郎の補足意見（右補足意見については、昭和二五年(あ)第二一五三号同二八年四月一日大法廷判決に記載してある右両裁判官の各補足意見と同様であるから、之を参照）を除いて裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

被告人の上告趣意

私は昭和二十七年四月大津地方裁判所彦根出張所に於て右事件に付懲役一ヶ年の判決を受けましたが、次に大阪高等裁判所にて昭和二十七年十月懲役八ヶ月の判決を受けました。其の間法廷の温情によりまして横領金返済を仕るべく一生懸命事業に打込みましたが、家族が七人にて内十二歳の長女を頭に又年老いた養母、病身の妻、又私は右手上膊部切断の身体障害の身にて、あせる程事業に失敗し、食生活にも事かく有様にて之が返済に毎日苦慮しつゝ遂に出来得ず以上の判決を受けるに致しました。

然し此度親籍の温情によりまして奈良県吉野郡大淀町に、私並に妻と二人が、移住しまして、現在三月より会社主任として就職しました、妻も割ばし工場に働いております。

以上に付原告人京都市東山区清水四丁目白井啓三郎様には御迷惑を相掛けましたが、四月より毎月給料の内より返済することに致しました。

右様なる事情に付何卒御寛大御温情による法の御処知により御願い仕り執行猶予の恩典に与へられ度。

以　上

森義夫こと

被告人　森　吉夫

昭和二八年(あ)第六八号

弁護人藤枝東治の上告趣意

第一点　原審の科刑は刑の量定に不当がある。

被告の犯罪は被害者白石啓三郎方の外交員として松本滝十郎外二名より石炭の売掛代金合計六万円也を集金して之を費消したものである。

被告が斯る犯罪を犯すに到つた事情及動機は遊興の為でなく、家庭の生活苦から止むを得ず費消したもので、被告自身の意思は横領するとの意思ではなかつたと解すべきで必ず其の金を提供する意思があることは調書上明白である。

被告の家族は被告を入れて七人の大家族で被告一人の収入では到底生活が出来ず、子供達のほしがる玩具着物を親として悪いとはしりながら買ひ与へ、其他日々の食生活に費消しなければならぬ被告の生活苦に全然同情かして居ない。

又被告は処分調書に記載してある如く「犯罪嫌疑がない」前科がない者である。然るに原審控訴審は以上の二点を考慮しないで執行猶予を付せない懲役刑を言渡すことは刑事政策上も人権擁護の立場からも刑の量定に不当がある。

第二点　控訴審は昭和二十七年十月九日弁護士山根弘毅を弁護人に選任して居るが、同弁護人の控訴の趣意書なくして判決して居る之は刑事訴訟法第三百七十六条違反である。控訴審の調書中被告本人の控訴の趣意書はあるが弁護人の控訴の趣意書は未提出である許りでなく、何等記載もない弁護人の提出する控訴の趣意書は被告に対する利益の為めの主張と弁護権の行使である。然るに之を無視しての控訴審の判決は当然破棄されなければならない。

以上

一

被告人　森　義夫こと　森　吉夫

昭和二八年(あ)第一二八号

決　定

本籍並びに住居　宮城県登米郡石森町字蓬田三〇九番地
農　業
菅　原　松　之　助
大正六年一月七日生

右の者に対する職業安定法違反被告事件について昭和二七年一一月八日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人青柳盛雄の上告趣意第一点の一は憲法違反をいうが、淫売婦と抱主との契約関係が職業安定法五条一項にいわゆる雇傭関係に当ることは既に当裁判所の判例とするところであるから（昭和二五年(あ)第三一一六号同二七年一二月一八日第一小法廷決定、判例集六巻一一号一三一九頁参照）、所論は前提において採用し難く、その余の論旨は、単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張であるから、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月二九日決定　　昭和二八年(あ)第一二八号

昭和二八年六月二九日決定　昭和二八年(あ)第一二八号

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一
裁判官　栗　山　茂
裁判官　小　谷　勝　重
裁判官　藤　田　八　郎
裁判官　谷　村　唯　一

昭和二八年(あ)第一二八号

弁護人青柳盛雄の上告趣意

第一点　原判決は訴訟手續に法令の違背があり、憲法第二十二條同第三十一條に違背し破棄を免れない。

一、原判決は憲法第二十二條の解釋を誤り、之に違背し罪とならないものを處罰した違法がある。

即ち憲法第二十二條は、「何人も公共の福祉に反しない限り……職業選擇の自由を有する」と規定し、如何なる職業を選擇するかは、國民の自由とされて居り、從つて職業のあつせんをする事も、自ずから、自由たるべきものである。公共の福祉の必要により、右自由權が制限されている事は論をまたないが、その制限は、みだりに拡張解釋を許さないものと解すべきである。而して、第一審判決を見るに、それぞれ「いん賣婦に從事させる目的で職業紹介を行い」と事實の認定をなし、之を職業安定法第六十三條第二号を以て擬律している。

しかしながら、職業安定法第五條第一項を見るに「此の法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇傭關係の成立をあつ旋することをいう」と明確に定め、雇傭關係の成立のあつせん行爲でなければならぬ事は云うまでもない。

他面本件、特殊飲食店「多摩川」こと石川ハツ方、及び同「喜代川」こと杉江義緣方に於ける營業の構造を見るに、杉江義緣の第一審公廷に於ける供述によれば、

「その内容はどんなものか」との問に對し

「普通は店に働いている女と客と合意の上賣淫するのです」

「では前の女郎屋と同じではないか」との問に對し、

被告人菅原松之助

「實質的には同じですが、形式的に女郎屋は客と女との間に女を雇つている主人が介在したが特殊飲食店の場合主人は介在しないのです」（二〇五丁裏面）

と供述している。

之によつても明かな通り、本件に於ける如き特殊飲食店に於ては、いん賣婦と、主人との間には法律上何等の雇傭關係なく、主人はいん賣婦が賣淫するに付て場所を提供し、又、淫賣婦の食事、部屋を提供するにすぎない法律關係と見られる。本件の場合もその例外ではない。從つて、本件の場合は、雇傭關係が、ないものについて、職業安定法第六十三條第二号違反の「職業紹介を行つたもの」として擬律する事になり、違法のきわみであつて、憲法第二十二條の解釋を誤り、職業安定法の當該規定を違法に拡張解釋したものである。

弁護人も、賣淫の放任を主張するものではない。賣淫に付て公共の福祉の觀点より禁止規定を設ける事に付ては、双手をあげて讃意を表する。しかしその爲には賣淫の制度そのものと正面より對決しなければならない。職業安定法の當該規定を擴張して被告人を處罰する事は、他面、特殊飲食店石川はつ及び、杉江義緣の經營それ自体は默認せられ、何等處罰の對象とならない事と比較して考量するときは、明かに公共の福祉に名をかりて、被告人の人權を違法に制壓するものである。雇傭關係なき處に、職業の紹介はないのである。

第一審判決が右点を看過して、事實を誤認し、擬律をあやまつたものであるが、原判決も、又、此の点を看過し、刑事訴訟法第三九二條第二項により、職權で原判決を破棄すべきであるにも拘らず、之をしなかつたのであるから、結局刑事訴訟法第四一一條第一号に該當し、更に憲法、第二十二條の解釋をあやまり、同第三十一條に違反した事になり、此の点に於て到底破棄を免れない。

二、原判決は刑事訴訟法第四一一條第一号に該當し破棄を免れない。

起訴狀を見るに（第一審第六回公判調書に於ける訴因、罰條の撤回―記錄二九八丁、二九九丁―を含め、）

訴因はそれぞれ「淫賣婦に從事せしめる目的をもつて職業紹介を爲し」とあり、該當罰條を見るに「公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行つた者」と規定されている。「いん賣婦に從事せしめる」事が、「公衆衛生に有害な業務」に該當するのか、「公衆道德上有害な業務」に該當するのか、或いは兩者に該當するのか、起訴狀ではわからない。かかる內容の特定しない、公訴を受理して有罪の判決をした第一審判決は明かに不法に公訴を受理した違法があるのである。而して第一審判決自体も又、起訴狀と全く同樣の事實認定及び摘條をなしている。

之は明に「判決に理由を附せ」ざる違法があるのである。その違法を看過して、控訴を棄却した原判決は、刑事訴訟法第三九二條第二項に違背し、同第四一一條に該當、憲法第三十一條に違背する事になるので、此の点に於ても破棄を免れない。

第二点　原判決は刑事訴訟法第四一一條第一号、第三号に該當し、破棄を免れない。

第一審判決をみるに、罪となるべき事實、第一の㈢として、「實弟菅原長左衞門と共謀のうえ」……中村美代子、高橋とく子、菅原よし子……と判示している。しかしながら、杉江義緣の第三回供述調書によると「松之助と長吉の二人が女を三人連れて來ました。……その三人はよし子、高橋とし子、中村みよ子でした」（記錄九〇丁、九一丁）との記載があり、被告人菅原松之助と菅原長左衞門との間の共謀ならいざしらず、松之助と菅原長左衞門との共謀を認定する證據はない。之は事實誤認の甚しきものである。

高等裁判所の判例に於ても、「刑事訴訟法第三八二條によつて有罪判決たる原判決に事實の誤認あることを以て控訴申立の理由とする場合においてもその事實即ち犯罪構成要件たる事實をいうものと解する」（昭和二五年一月十二日、東京高裁刑事四部判決、判例タイムス、二七号二四頁末尾）とあるが、右共謀の事實は、構成要件の修正として、之また構成要

件の一部をなすもので、右事實に誤認ある以上、一審判決は破棄せらるべきであるにも拘らず、原判決は之を破棄しなかつたのであるから刑事訴訟法第三九二條に違背したのである。從つて原判決は、刑事訴訟法第四一一條、第一号、同第三号に該當するので破棄を免れない。

第三点　原判決は、刑の量定が甚だしく不當で正義に反するので破棄を免れない。

仮りに被告人が有罪としてみても原判決は刑の量定が著るしく不當で、第一審の懲役一年なる刑を支持し、量刑不當の控訴趣意を排斥しているのである。

勿論、弁護人としても、被告人が、淫賣を、刺戟する、手段行動をとつた事については、遺憾の意を表せざるを得ないのであるが、道義が頽廢し、所謂パン〳〵が横行する世情に於て、しかも淫賣の營業が默認されて、營業主は何等處罰される事のない現法律構成の下で、婦女の賣買を行つたわけでもなく、單に希望者の世話をしたと云う本件各事案に於て、更に、賣淫を希望しないものは、自由に歸郷出來た本件事案に於て、賣淫をにくむの余りその義憤を被告人に對する重刑と云う方法で處理する事は間違いである。淫賣と云う制度それ自体に付て、法的規制を考へるべきであつて、職業安定法による處罰を以て、淫賣制度それ自体を處理する事は出來ない。

職業安定法違反の本件としては、原審の刑の量刑は、かかる点の考慮を怠つたもので、不當極りないものと云はねばならぬ。

宜しく、此の点を以て原判決を破棄し、事情に卽した御判決を乞う次第である。

以　上

昭和二七年(し)第二七号

決　定

福岡市薬院堀端町七番地

抗告人（弁護人）　松　岡　益　人

右の者から被告人アサ子こと藪内アサヨに対するたばこ専売法違反及び覚せい剤取締法違反各被告事件の各刑の執行猶予言渡取消決定の抗告事件につき昭和二七年三月二〇日福岡高等裁判所のした抗告棄却の決定に対し特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

本件特別抗告の理由について。

記録について被告人藪内アサヨに対するたばこ専売法違反及び覚せい剤取締法違反各被告事件について各刑の執行猶予の言渡がなされ且つそれが確定した経過を見ると(一)同被告人が昭和二三年七月頃から同二五年二月頃までの間に犯したたばこ専売法違反の所為について昭和二六年四月五日福岡地方裁判所において同法違反の罪により懲役六月、二年間の執行猶予の言渡を受けその裁判は同月二〇日確定したところ、更に右裁判確定後(二)同被告人が同年一〇月一七日頃犯した覚せい剤取締法違反の所為について同年一一月一三日同裁判所において同法違反の罪により懲役四月（二年間の執行猶予）及び罰金三〇〇〇円の言渡を受けその裁判は同月二八日確定したことが認められる。即ち右二つの罪は刑法四五条後段の併合罪の関係に立つものでないことが明らかである。かかる場合前記二つの罪に対する各刑の執行猶予の言渡が刑法二六条一項一号及び三

昭和二八年六月二九日決定　　昭和二七年(し)第二七号

昭和二八年六月二九日決定　昭和二七年(し)第二七号

号により取消されるべきことは勿論である(昭和二五年(あ)第一五九六号同二八年六月一〇日大法廷判決参照)。されば所論違憲の主張はその前提を欠き採用することができない。

よつて刑訴四三四条四二六条に則り裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(し)第二七号

右申立人の弁護人松岡益人の特別抗告の申立

右に対する福岡高等裁判所昭和二十七年(く)第五号懲役刑の執行猶予言渡取消決定に対する抗告事件に付同裁判所が昭和二十七年三月三十一日決定した本件抗告を棄却する旨の言渡はその正本を同年四月四日送達を受けたが不服であるので本抗告を申立てます。

特別抗告の事由

原決定は「本来併合審理の可能な関係にある甲、乙二罪につき両者を通じて執行猶予の言渡をすべき情状があるときたまたま審判手続が分離されたために先づ甲罪の刑について執行猶予の言渡があつた場合においては後に審判される正罪の刑についてもまた執行猶予の言渡をすることができる」と解するが刑法第二六条に於ては斯の如き区別をしてゐない故に右の様に解するには「更に罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたるとき」とは「処刑せられたるとき」即ち「実刑に処せられたるとき」との解釈を前提とせねばならぬ然るに原決定が本件の場合は刑法第二六条第一項第一号及第三号に依り両刑の執行猶予の取消は至当であるとするは憲法第一四条の国民は法の下に平等であるとの規定に違反するものであるからその破棄を求むるものであります。

以上

アサ子こと

申立人　藪内アサヲ

昭和二七年(し)第四一号

決　　定

埼玉県南埼玉郡黒浜村大字黒浜三〇〇五番地

野　口　光

右の者に対する名誉毀損食糧管理法違反被告事件につき、東京高等裁判所が昭和二七年六月一四日為した裁判官忌避申立却下決定についての抗告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対し、同人より特別抗告の申立があつたが、右は何等その理由を示していないので（抗告理由追完書は当裁判所の照会があり、しかも特別抗告申立期間を遙かに経過した後にはじめて提出されたものである）、当裁判所はこれを不適法なものとして、刑訴四三四条、四二六条に則り、裁判官全員一致の意見で、左のとおり決定する。

主　　文

本件特別抗告を棄却する。

昭和二八年六月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一　郎

昭和二八年六月二九日決定　　昭和二七年(し)第四一号

昭和二七年(し)第四一号

被告人本人の特別抗告理由

第一点

抗告裁判所は昭和二六年(く)第一一四号事件につき昭和二七年四月七日抗告棄却の決定をなしたるにより、特別抗告人は昭和二七年四月二四日法定期間内に異議の申立を抗告裁判所になしたる処、同裁判所は異議の申立の理由を陳述する機会を特別抗告人に与へず昭和二七年(け)第一〇号事件にて昭和二七年六月一四日「本件異議申立を棄却す」との決定をなしたるは特別抗告人の裁判を受ける権利を奪いたる憲法第三二条に背反する違法の決定であると言わなければならないものである。

第二点

原裁判所に於ける裁判官西幹殷一に対する裁判官忌避申立事件は原裁判所昭和二六年二月二四日裁判官西幹殷一忌避申立事件と同一裁判について更に昭和二六年一二月一五日裁判官西幹殷一忌避申立事件は重複継起したるものにして、その事実は特別抗告人が最初より疏明方法として援用したる浦和地方裁判所昭和二四年名誉毀損被告事件及び昭和二五年並昭和二六年食糧管理法違反被告事件の訴訟記録中に明確に存在せる事実であるにもかかわらず抗告裁判所はこの事実を徒らに看過して申立人の抗告理由と其の事実を誤認し、抗告人の主張を排斥する理由として「同裁判官の裁判の公正を疑い偏頗の裁判を為す虞ありと認むべき事跡は記録上存せず、抗告人提出の疏明書等によつても亦到底之を認めるに足らないところであり却て抗告人の為した同裁判官に対する本件忌避の申立は徒に訴訟を遅延せしめる目的のみを以て為されたものと認定し得られる、而も斯る場合忌避の申立を受けた裁判官が自ら之につき裁判を為し得ることは刑事訴訟法第二四条の

被告人　野口光

解釈上洵に明白である」と判示したるも裁判官西幹殴一は司法権を濫用して行政権を干犯し、特別抗告人が国民として与へられたる自由及び権利の保持（即ち憲法第十二条）及び個人として生命自由及び幸福追求に対する国民の権利（憲法第一三条）並に最底限度の生活を営む権利（憲法第二五条）を妨害したるものとして特別抗告人に職権濫用罪として昭和二六年七月二日浦和地方検察庁に告訴されたる被告訴人として特別抗告人の事件に関与したることは昭和二六年二月二四日原裁判所に申立たる同裁判官忌避申立書疏明書類告訴状謄本に明確に示されたる事実である。該事件は目下御庁第二小法廷昭和二七年(し)第一二号異議申立事件として未決定であります。また前顕裁判官西幹殴一に対する職権濫用罪告訴事件は特別抗告人の審判請求により浦和地方裁判所にて刑事訴訟法第二六二条により裁判上の準起訴手続中で審判に附せらるる日も遠くはない。然らば同裁判官は憲法第七六条に云ふ、良心に従ひ独立して、その職権を行ふものなりとは云ひ得ま い。また心理的偏頗不公正は論ずるまでもないと云はなければなるまい。然るに、かかる裁判官を「同裁判官が右同法条に則つて抗告人の為した忌避申立を却下したのは適法且相当であつて」と判示したる裁判は憲法違反の裁判と云ふべきである。

以　上

昭和二八年(れ)第一二号

決　定

本　籍	茨城県鹿島郡鉾田町大字塔ヶ崎八五番地	横田　昇
住　居	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目四九六番地	明治三六年二月一六日生
	元三和銀行銀座支店長	
本　籍	愛知県海部郡美和村大字篠田字東分三六番地	樋口俊二
住　居	大阪府豊中市南轟木四一八番地	明治三九年一〇月二五日生
	元三和銀行銀座支店次長	
本籍並びに住居	東京都台東区谷中三崎町二二番地	橋本晴之助
	元三和銀行銀座支店長代理	明治三三年一月一五日生

右の者等に対する経済関係罰則の整備に関する法律違反被告事件につき、昭和二七年一〇月二八日東京地方裁判所の言渡した判決に対し、被告人横田昇並びに被告人樋口俊二及び被告人橋本晴之助両名の原審弁護人島田武夫から旧刑訴四一六条

昭和二八年六月三〇日決定　　昭和二八年(れ)第一二号

に基く跳躍上告の申立があつたので、当裁判所は検察官の意見をきゝ、次のとおり決定する。

主　文

本件各申立を棄却する。

理　由

本件各申立は、上告申立書の記載によれば、旧刑訴四一六条に基く、原地方裁判所においてなした第一審判決に法令違反のあることを理由とする上告の申立であるが、昭和二六年一月四日から施行された刑訴施行法三条の二（昭和二五年法律第二六七号により新設されたもの）によると、旧法事件で最高裁判所が上告裁判所であるものの上告については、同法二条の規定にかゝわらず、刑訴応急措置法一七条の規定による再上告を除き、新刑訴四〇五条（上告理由）、四〇六条（上告審としての事件受理）その他の規定を適用する旨定められている。従つて右刑訴施行法三条の二施行後は、旧法事件で最高裁判所が上告裁判所であるものの上告は、前記再上告を除き、刑訴四〇五条による高等裁判所の判決に対する上告のほかは許されなくなつたものと解しなければならない。もつとも、右刑訴施行法三条の二は、刑訴四〇六条を適用することを定めているから、同法に基く事件受理の制度の一種として、最高裁判所規則により、旧法事件につき地方裁判所のした第一審判決に対し、控訴をしないで最高裁判所に不服申立のできる場合が定められていれば、これによる申立は可能なわけであるけれども、刑訴施行法三条の二の規定に対応して昭和二六年一月四日から施行された旧刑訴事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則（昭和二五年一二月二〇日最高裁判所規則第三〇号）も、右のような申立に関しては何等定めるところはないし、その他このような申立の許されることを規定した最高裁判所規則は存在しないのである。前記規則二〇条は刑訴四〇六条に関するものとして刑訴規則二五七条から二六四条までを適用する旨を定めながら、同二五四条及び二五五条の適用については全然触れてはいない。右刑訴規則二五四条、二五五条は、一種の跳躍上告の制度を定めたものであるけれども、他に別段の定めがないかぎり、右規定が旧法事件につき適用されないことは、刑訴規則施行規則一条一項によつて明白である）。

従つて、刑訴施行法三条の二施行後は、旧法事件につき、地方裁判所がした第一審判決に対し控訴をしないで最高裁判所に不服申立をする方法は、まつたく認められていないものといわなければならない。

以上の理由により本件各申立は不適法として棄却すべきものである。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二六年(あ)第四二七二号

決　　定

本　籍　長崎県北松浦郡平戸町鏡川免一〇九一番地
住　居　同県同郡同町木引田町四四〇番地
物品販売業

古　川　武　夫
大正五年一一月一三日生

右取引高税違反被告事件について昭和二六年一〇月一〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

被告人並びに弁護人高橋銀治の上告趣意は、末尾に添附の別紙記載のとおりである。
被告人の上告趣意について。
被告人は原判決は違憲であると主張するが原審に主張なく判断もないから、刑訴四〇五条適法の上告理由とならない。
弁護人高橋銀治の上告趣意について。
原判決は、憲法一一条、同二五条に違反するとの主張であるが原審の主張判断を経ない事項であるから刑訴四〇五条適法

昭和二八年六月三〇日決定　　昭和二六年(あ)第四二七二号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二六年(あ)第四二七二号

の上告理由とならない。なお取引高税法は、昭和二四年一二月二七日法律二八五号で、昭和二五年一月一日以降廃止された
が右廃止法律で「この法律施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。」と定められてあるか
ら本件処罰は違法ではない。

また記録を調べても本件について刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人　古川武夫

被告人の上告趣意

私は判決の対象となる人でない。対象人物と断定する証拠を有せしめず蓋し法施行時と取引場所が私に関係せるを以て、これ等と「人」との関係概念を類推拡大逸脱せる誤りである。これ法適用上の第一の誤謬である。第二に挙ぐべきは法の精神を曲解無視せる一部の貧官税務汚吏が個人的怨恨関係に基いて、政治的に悪用せる結果の最小限度の犠牲である。屢次に亙る訴因変更に因り往苒今日に及べるを見ても瞭なり。

私は憤懣すべき事件として第二審に敢て上告手続をせざりしを遺憾とするも事今日に及び個人主義の尊重破滅の岐路に立ち、憲法第十一条乃至第十四条、第十七条、第二十九条に反するものとして、真理と正義に味方せられるであろう絶対神明に誓い敢然法の守護権威の在る所に上訴し黒白を明らかにせんとするものである。

以上

被告人　古川武夫

弁護人高橋銀治の上告趣意

第一点　原審判決は憲法第十一条、第二五条に違反するから破棄さるべきである。

納税は国民の基本的な義務であつて、これに違反した場合、その罰則の適用を受けねばならぬことは当然である。乍然、国民には法律を以てしても侵すことの出来ない基本的人権がある。（憲法第十一条）又、健康で文化的な最低限の生活を営む権利がある。（憲法第二五条）

税の本質から謂つて、税源を涸らすような重税が許すべからざるものであることは当然であり、それが個人の営業を—ひいては生活をも不能ならせるとしたならば、それ等の税制は明らかに憲法の保障した基本的人権、生存権を否定するもので違憲である。

税金の為めに営業を廃止する者の多いこと、税金の為め自殺する者まで出している現行の、また本件犯行当時の税制の或部面に於ては、明らかに違憲の行為が国並びにその下に立つ自治体の手によつて行われているのである。

本件の場合に於ても、この営業形態に於て所得税、営業税等の税に、加うるに当時の物品税を完全に負担したなら営業は成り立たず（文化的な生活以下の単に生きるだけの）、生存さえ不可能であつた。

以上のことは、本件物品税法が短期間の施行で廃止されたことによつても明らかである。

この廃止は、法の実施当時と廃止当時と社会事情が変つた為めに廃止されたのではなく、本件税法が甚だしく不当で、違法性を帯びていたが為めである。

その違法な法律に違反した行為を法の廃止後に於て罰することは、刑罰制度の基礎を破壊するものである。

これ等の事実を審理せず、形式的に税法に違反した事を以て処刑した原審判決は憲法に違反している。

以　上

昭和二六年(あ)第四八四三号

判　決

本　籍　岐阜県安八郡神戸町六〇〇番地ノ一
住　居　名古屋市中川区応仁町一丁目五番地
会　社　員　松　尾　理

明治四二年八月二八日生

本　籍　名古屋市中村区牧野町九丁目三五番地
住　居　同市昭和区折戸町三丁目一三番地　安田善一郎方
飲食店業　鶴　岡　弘

明治四二年二月二七日生

本籍並びに住居　名古屋市中区池田町六七番地
会　社　員　伊　藤　武　雄

明治四三年一月二〇日生

本籍並びに住居　名古屋市中村区平池町一丁目二三番地
会　社　員

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二六年(あ)第四八四三号

本　籍　愛知県知多郡大府町大字長草字本郷四八番地
住　居　名古屋市中村区藤江町三丁目一四九番地
露店商　土方二郎　大正二年八月一日生

本籍並びに住居　名古屋市千種区中道町二丁目一〇五番地
質商　豊住朗　明治三七年七月一八日生

堀江彦九郎　明治三三年七月一二日生

右松尾理、鶴岡弘、土方二郎、豊住朗、堀江彦九郎に対する麻薬取締規則違反、伊藤武雄に対する麻薬取締規則違反幇助各被告事件について昭和二六年一〇月二五日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人伊藤武雄及び弁護人鬼丸義斎、同松浦是の各上告趣意は後記のとおりである。

被告人の上告趣意について。

所論は、事実誤認並びに量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条所定の上告理由に当らない。

弁護人鬼丸義斎、同松浦是の上告趣意について。

所論は、原判決が憲法三七条一項の趣旨に反すると言つているがその実質は原審の量刑を不当として非難し正義公平の裁判でないと主張するに外ならないので採用できない（憲法三七条一項の「公平な裁判所」の意義については、昭和二二年(れ)一七一号同二三年五月五日当裁判所大法廷判決参照）。なお、本件には刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて、本件上告を理由ないものと認め、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員の一致した意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

被告人の上告趣意

昭和二十六年十月二十五日麻薬取締違反幇助事件に付控訴の結果理由が無いので却下されましたが、被告（私）は前記録にもある通り控訴に於て申述べたき事がありましたが、被告（私）の陳情は赦されぬとの事でしたので上告なし趣意書にて充分申述る事が出来ませんが聞いて頂き又御願申し度上告致しました。被告（私）は控訴趣意書にも述べた通り前勤務先営業不振の為退社して約十ケ月程の失職から現在勤めている職を得て辛じて生計を建ております関係上経済上専任の弁護士をお願する事が出来なく一審より官選でお願致しました。それが為弁護士の方も良くお話する事も出来なく只形式的に法廷に立会て頂いた丈でこれも私が連絡不充分で止ません。

一　上告をした趣意

控訴の趣意を被告（私）は見ておりませんが被告（私）の書いた趣意書兼歎願書にも書いた通り、只私は鶴岡を土方に紹介をした丈で鶴岡、土方がどの様な上申を致したか知りませんが、事実は鶴岡土方の取引した現物も知らず従而取引場所も知らず取引に於て金銭上の約束は勿論何もなく被告（私）は何等売買には関係はなく現品も法廷で没収されたのを始めて見た次第です。

◎見た事も手に触れた事もないのに取扱違反になるのでしょうか。

二　検察庁で御調を受けた時係官の方より御調の上上申書を書ましたが、其の節君は起訴をしない心算ですとの御言葉でした。（之れは自己本意に聞いたので私の間違でしよう）被告（私）は感謝して帰つた記憶がありますが、裁判所より

の起訴状を見て起訴内容が全然間違ておりました。それは記録書類に記載の事と存じますが、被告(私)が全然取引場所も現品も知らないのに私の勤めている会社の営業所に於て伊藤は麻薬取扱者でないのに取扱ったと書いてありました。起訴状の通りだと被告(私)は現品を見取扱つた事になりますので驚いて早速開廷を同時に訂正をした頂きましたが、此れが訂正はどのように訂正されているか見ておりませんので解りませんが、其の後どのような起訴内容になつているのか検察庁で係官の申された感じと違つているので気に掛つており、其の点明かに知りたいが専任弁護士がありませんので調べて頂く事が出来なく其の儘になつております。事実被告(私)は鶴岡を土方に紹介した事には間違ありませんが取扱つてはおりません。他の弁護士の方も私の刑を聞かれて驚いており無罪とは思つておりませんが私(被告)の過去現在迄の行動を御調べ下されば解る事と存じます。

麻薬関係は重犯という事を弁護士の方より聞きまして今更の如く自己批判をして覚悟をしております。私(被告)が以上述べた事は起訴状訂正の時被告鶴岡、土方も認めており取扱つていない事は事実です。以上の事丈で別に事件に関し法律的趣意を申述る事は知りません。此の趣意書も専門的な法的な趣意書を提出したのですが、経済的に出来なく略式で被告の私が書きました規則に副つておりませんが何卒御採用御願申上ます。

三　現在の実状と御願

前記の実状で二十六年二月長い失職より貿易関係の生産工場に月収一万円にて入社出来、九月より壱万弐千円に昇給なし十二月は年末手当を入れ壱万五千円程得ており、家族は五人私も日々感謝して勤めておりますが万一上告に於て刑が確定すれば折角苦労して得た職も休職は出来なく事件が事件ですので退職せねばならず、又出所後復職も望めず又々苦難の道を歩くのかと思うとき放心状態です。此の四年間一日として晴やかな気分もなく今は上告の御かげて新年も迎えられたので一日も早く罪は罪として更新したく思つています。最早覚悟は充分致して居りますが法的に刑の量が少しでも軽く出来ますれば今後充分気を付けます。何卒現在の実状を御覧察下さいましてお願致します。被告(私)は社会人になつてより終始勤人で貯もなく私(被告)が居ないと明日より生計に因ります何卒実状に副て御裁判御願申上ます。

以上

昭和二六年(あ)第四八四三号

被告人　松尾理
同　鶴岡弘
同　伊藤武雄
同　土方二郎
同　豊住朗
同　堀江彦九郎

弁護人鬼丸義斉、同松浦是の上告趣意

第一　原判決は憲法第三十七条第一項の趣旨に反して居るから破棄せらるべきである。

憲法第三章は国民の権利及び義務と題してあらゆる角度から国民の基本的人権に保障を与えて居る裁判につきてはその第三十七条第一項に公平なる裁判を受くる権利が認められてある。

すべて国民は健康で文化的の最低限度の生活が保障せられてあるから被告人の処罰は本人は勿論、その家族の生活にも甚大なる影響があるから裁判は公平でなくてはならない。即ち法律に定められた資格のある裁判官により法定の場所にて公開審判せらるべきは言うまでもないが、その裁判は法律的にも条理からも公正妥当であつて審判せらるる被告人その他何人にも納得することを要諦とする。

犯罪事実の認定、証拠、量刑は裁判官の自由なる心証によることなるも決して裁判官の専恣に任せられるものでない、殊に量刑につきては留意を要し合理的に条理的に経験則に従い結論を出さなくてはならない。単に犯罪の対象物だとかの

理由で重く処断することは許されない、成る程本件は麻薬の取扱に関することで不都合に相違ないが外形的の事実にのみに着眼して被告人の立場を顧慮せられざりしことにつき納得ができない処である。本件は

一　被告人松尾理は京都在住の実弟病死後家財整理に際し阿片末五百瓦入二本を保管して居つた。家計の困苦より一本を被告人鶴岡弘に譲り一本を他に世話を依頼し。

二　鶴岡弘は一本を譲受け一本につきて被告人伊藤武雄に何れかに世話を依頼し。

三　被告人伊藤武雄は被告人土方二郎に対し一本鶴岡の手許にあることを話した。

四　その後は鶴岡から土方に譲渡した一本が被告人豊住朗、堀江彦九郎に次ぎ〳〵と転輾した。

経緯である各被告人の間には被告人伊藤を除き相当の金員が授受せられて居るも。

一　被告人等は麻薬につき全然智識が欠けて居つたこと単に高貴薬と思つて居つた。

二　本件の阿片末は粗悪の物で一ポンド中に僅に〇、〇九位にて洗滌用に供せらるるに過ぎない。

三　事犯は現行麻薬取締法の施行前に係り既に相当の日時を経過して居る。

四　結果は各被告人利得して居らない。

これらの内容を検討する時は原審で言渡された如き量刑は出ないと信ずる。それで被告人としては麻薬に関することであるとの一事により処断せらるることは正義公平の裁判と納得ができない、裁判に関し憲法の認めたる保障に反して居るから破棄せらるべきである。

第二　憲法上の裁判保障に反することなしとするも刑事訴訟法第四百十一条第二号に該当するものと思われるので破棄せらるべきである。

第一点において説示理由により量刑は甚しく不当である。重きは懲役一年軽くて六月の刑はその結論が腑に落ちない、

殊に被告人伊藤は現品のことを伝えたるのみにて授受には触れて居らぬ、その他の被告人も嘗て斯る薬品を取扱うたこともなし別に利益せしこともない。精分、事犯の日時などから見て実刑を科することは不当である。現に規則は斯る場合を予定して罰金刑をも定めて居る。被告人としては刑の執行を猶予せらるるか罰金刑に処せらるるがその当を得たるものと信ずる。尤も本条は最高裁判所の職権破棄の場合を定めたもので上告の理由でないとの判示も見えるが、同法はその第一条において個人の基本的人権の保障を全うし事案の真相を明らかにし刑罰法の適用すべきことを明言して居るので、被告人側に於て資料を提供して上告審に協力すべきは当然にて上告審の職権にのみ任すべきものでない。されば本件量刑が不当と信ずるので上告は許さるべきものである。原判決はどうしても量刑が甚しく不当であつて著しく正義に反すると認められるから破棄して適正なる裁判を求める。

以　上

昭和二七年(あ)第七三号

判　決

本　籍　広島市仁保町字大町七七番地
住　居　同市東雲町一五五〇番地
農　業　田中直人
昭和三年八月五日生

右に対する詐欺、暴行被告事件について昭和二六年一一月二〇日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人霧生昇の上告趣意について

論旨は、原判決が量刑判断に被告人の前科者たることを斟酌したことは、憲法第一四条第一項に違反すると主張する。しかし原判決は、第一審判決判示第三の暴行罪に関する量刑の一事情として、諸般の事実と共に、右犯罪が詐欺、恐喝、傷害による前刑の執行猶予期間中に行われたことをも酌酌すれば、第一審判決の量刑は不当ではないとの趣旨を判示したに止まり、所論のごとく被告人が前科者であるが故に然らざる者との間に量刑上重大な差異を設くべきことを判示しているもので

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二七年(あ)第七三号

はないことは、判文上明らかなところである。されば所論違憲の主張はその前提を欠くものであるのみならず、犯情によつて量刑を異にすることは憲法第一四条第一項に違反するものでないことは当裁判所判例の趣旨とするところである（昭和二三年(れ)第七〇号、同年五月二六日大法廷判決参照）。論旨は理由がない。

記録を調べても本件につき刑訴第四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴第四〇八条第一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人霧生昇の上告趣意

被告人　田中直人

第一点

原判決が第一審判決の量刑を相当とするとの判定を為すに当つて、本件被告人が既往の昭和二十四年四月七日広島地方裁判所で詐欺、恐喝、傷害の罪によつて懲役一年六月四年間執行猶予の「判決を受けたものである等を考量」したというのは、憲法第十四条第一項に違反したもので右判決は破棄されねばならない。

一　被告人に対する昭和二十四年四月七日広島地方裁判所が為したる判決に基く刑、懲役一年六月、四年間執行猶予はその判決理由中でも明らかな通り、当該犯罪事実がそれ〳〵併合罪として取扱わるべきものについてはその併合罪処理の条規に従つて処理された結果の量刑であつて、それは当然に裁判官の良心と確信に基いて為されたことを推知するに足るもので特に他に量刑上の理由について謂つている処はない。

二　処が原審は、量刑過重だという原審弁護人の主張を排斥して、その第一審判決の刑量即ち併合罪の規定に基いて処置した結果である刑量の妥当を説くに当り、原審自ら本件被告人が曾て広島地方裁判所で前記の判決刑を受けたものであることを考量した旨を謂つている。

之れは原審が第一審の刑の量定に対する判断の基礎に新たに、更に本件被告人が曾て既往に刑事犯罪行為を経歴として保持していることを加えたということになるのである。

三　原審は事後審として第一審の為した審決の基礎について判断を為せばよろしい、あえて前示の如き量刑の妥当性につ

いて自ら新たな判断を加えるが如きことはあつてはならないのである。

憲法第十四条第一項は普ねく広く何事にもあれ国民は誰でも法の下に平等に取扱わるべきことを宣明しているものであるから、本件の場合の如き犯罪前歴保持者なるが故に併合罪の条規によつてそれ〴〵当然の処置を受け刑量を定められた本件被告人に対し、原審が新に別に自ら犯罪前歴者なる故の考量を加えて以て第一審量刑の妥当性を維持しようとすることは、既に判然としている刑事訴訟法の手続運営の段階を乱り、その間曾て第一審判決理由に無かつた理由を新たに附加させて被告人に不利を被らせたことにもなり、更に被告人が犯罪前歴者であるが故に然らざる者との間に量刑判定上重大な差異を設けられたということになつて、此の事は実に被告人が決して法の下に平等に扱われて居ない事実を示すもので、即ち明らかに憲法第十四条第一項の規定する処に違反していると謂わなければならない。

以　上

昭和二七年(あ)第二三七号

判　決

本　籍　浜松市佐藤町四三三番地

住　居　同市同町一一八二番地

医　師　佐々木馨吾　明治三〇年七月一五日生

右の者に対する麻薬取締法違反、業務上横領被告事件について昭和二六年一一月二〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人清瀬一郎同内山弘の上告趣意（後記）について。

原判決の認定説示するところによれば、被告人は浜松東鉄道診療所長として他人の所有する麻薬を業務上保管していた者であり、しかもこれを医師たる同診療所長として同診療所における正規の医療行為のためにのみ使用する権限を有するに過ぎず、これを自己又は妻の麻薬中毒症状緩和のため自宅に持ち帰ることは同診療所長の権限内の所為でなかつたというのであるから、被告人が判示のように麻薬を自宅に持ち帰つたことは業務上横領罪となること原判決の説明するとおりである。論旨引用の大審院判例は、通常の委任若しくは事務管理に関するものであつて本件と事実関係を異にするから適切でない。

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二七年(あ)第二三七号

それ故原判決には所論のような判例違背は認められない。

よつて、本件上告を理由ないものと認め、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員の一致した意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人清瀬一郎同内山弘の上告趣意

凡そ他人の事務を処理する者（例えば、受任者、被傭人等）がその事務の処理上自己の名義を以て他人より買取りたる物については、その所有権はその事務処理者に属するものである。従つて、この事務処理者に於て之を処分するも横領罪を構成するものではない。右の道理は既に大審院明治四十四年(れ)第一一一八号事件の判決（大正三年四月二十四日第一刑事部宣告）及同院大正三年(れ)第四三二号事件の判決（大正三年四月二十四日第一刑事部宣告）に於て闡明せられたところである。然るに原判決理由中控訴理由第三点に対し与えられたる判断は前記大審院判例に違反して居る。

控訴理由第三点の要旨は麻薬取締法第二条第十項を引用し、麻薬たるものは、被告人の勤務して居つた浜松東診療所又は之を施設する共済組合自体にて譲受及び管理するの能力なく、右診療所長たる医師被告佐々木馨吾に於てのみ之を譲受け及び管理（占有）し得るものである。

乃ちその処分権限（使用権限というも可）は佐々木にのみ属する。かゝる場合同人が右麻薬の保管場所を変更したればとて横領の犯罪が成立する筈がないというに在つた。（控訴理由書中一八頁）。其の主旨とするところは前記大審院の二判例と同一の思想に基ずくのである。原判決は之に対し次の如く判断して居るのである。

「被告人は昭和二十五年九月十八日麻薬施用者である浜松東鉄道診療所長の地位にある医師として、業務上日本国有鉄道の公金により、木俣文四郎から塩酸モルヒネ末五瓦入十瓶を代金八千二百十四で買受け、これを麻薬管理者として同診療所の金庫に入れ業務上保管中、原判示第一の(一)乃至(四)の日頃、塩酸モルヒネ末五瓦入一瓶宛を、専ら自宅において自己並

びに妻佐々木しまの麻薬中毒症状緩和に施用するため、右診療所の金庫から持ち出し、自宅に持ち帰つたことを認めることができるのであるから、被告人が右麻薬を自宅に持ち帰つた所為は自己の占有する他人の麻薬を不法に領得する意思を表現する行為に外ならない。」と。

右判示自体に於ても、問題の塩酸モルヒネ末五瓦入十瓶なる物は日本国有鉄道の公金により買受けたるものではあるが、其の買受主は「浜松東鉄道診療所長の地位にある」被告佐々木馨吾であることは之を認めて居るのである。又他の物質と異り、塩酸モルヒネなるものは、診療所とか、共済組合というものは、その名に於て之を買受けることも、所有することも許されぬ。診療所長たる被告は信託的にではあるが、自己の名に於てこの塩酸モルヒネを買受け、所持して居つたことは事実の方面よりいうも、法規の解釈上よりいうも全く争うことの出来ない事実である。もしこれを信託以外の用途の為めに使用処分したりとの事実が確定すれば或は別に民事上、刑事上の責任を生ずることはあり得るであろうが之を以て刑法第二五二条以下の横領罪を構成するというは大審院以来の横領罪の観念に反するものである。

右の論点は刑事訴訟法第四百五条第三号に該当するにつき貴裁判所に於て更に慎重なる御審理を仰ぐものである。

以　上

昭和二七年(あ)第二九八号

決　定

本籍並びに住居　兵庫県宍粟郡戸原村字原一七一番地の二

農　業

中　井　宇　市

明治四〇年一一月一日生

右恐喝、暴行被告事件について昭和二六年一一月一七日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人伊賀満の上告趣意は、判例違反を主張するけれども、被告人に所論のような返還請求権があり、その権利の行使として本件行為に出でたものであることは、第一審判決及び原判決の認めていないところであるから、判例違反の主張はその前提を欠き、採用できない。また本件につき、記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第二九八号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第二九八号

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

二

昭和二七年(あ)第二九八号

被告人　中井宇市

弁護人伊賀満の上告趣意

原判決は大審院の判例と相反する判断をしたものと思料する。

一　被告人の本件犯行の動機等につき之を案ずるに、被告人の長男で犯行当時未成年であつた初一が被害者森岡繁夫等に誘われ、被告人が商売の資本金として融通した金で賭博をし、融通を受けていた一万数千円中約五、六千円負けたが、同夜二千五百円は返還を受けていたが初一の負けたその余の残金を森岡に返して貰う意思のもとに行われたものである。

この事実を案ずるに初一が賭博に使つた金は被告人が商業資金として融通した金であり、初一は当時未成年者であつたから行為能力は無く法定代理人の同意が必要である。又賭博行為は公の秩序善良の風俗に反する行為として無効でもある。従つてかゝる能力なき未成年者を誘つて賭博をさせ負けて金を出させた森岡等は初一が負けて出した金を返還する義務があるようにも考えられ、猶又未成年者である初一を誘つて為したことも詐欺賭博ではなかつたかとの疑もある。従つて被告人はかゝる考えから初一の負けた金を返させる権利があると信じていたことが考えられる、

二　果して然らば被告人は長男初一に商業の資金として融通した金であり、又法定代理人としてもこの金員の返還を請求する法律上の権限があるようにも考えられる。かゝることより判断すれば被告人の本件犯行は動機はもとよりその犯行に於ては法律上正当の返還請求権があることの認識のもとに為されたものであるやの疑が存する。

若し被告人に於て長男初一が負けた金員を森岡繁夫より返還を受ける権利がある場合に於ては、之が返還請求の手段として恐喝するもその行為は恐喝罪を構成せぬ。尚被告人が森岡より得た金員は三千円であり、初一の負けた金員は五、六

千円で既に二千五百円は返還を受けているからなお三千円は返還してもらえることはその返還請求権の範囲を逸脱してもいない。然るに之に反しかゝる権利なきに拘らず之に名を藉りて恐喝をした場合は恐喝罪を構成するものである。

従つて本件の場合の如くこの点につき多分に疑のある場合に於ては、之が犯罪事実につきその何れに当るかの事実を摘示する必要があることは明らかであるに拘らず、第一審の判示によれば『其の数日後に福岡正行と森岡等より初一の負けた残金額全部の喝取を共謀し、同日午後四、五時頃同村中比地所在云々』と判示したのみで、第一審判決の趣旨はこの両者の何れの場合に属するか明らかでない。よつてかゝる重大な犯罪事実の摘示を欠く判決は理由不備の違法があるものと思料する。

即ち『大審院大正十二年(れ)第一八〇五号同十三年三月五日第三刑事部判決』はこの旨を明示した判決である。

故に第一審判決は右判決に相反する判決であると思料すると共に原審判決に於ても『原判決摘示の事実はその挙示の証拠によりこれを認めることができる。記録を精査すれば原判決には事実の誤認ありとする資料がないから事実の誤認はない』旨の判示をしているが、前示の如くかゝる重要の点に於て犯罪事実の摘示を欠く違法があると思料するものである。

以上

昭和二七年(あ)第三三三号

決定

本籍　朝鮮慶尚北道漆谷郡若木面東安里三九六番地

住居　久留米市白山町　白山商店街

古鉄商

林田在鳳、林田吉一こと

林在鳳

大正三年一二月二日生

右被告事件について昭和二六年一二月一二日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人金判巌、権逸両人の上告趣意は、末尾に添附の別紙記載のとおりである。

趣意第一点について。

論旨は、原判決中第二の犯罪事実認定は憲法三八条二項同条三項の違反があると主張するが、このことは原審で主張なく、判断を経ない事項であるから上告適法の理由とならない。のみならず原判決挙示の証拠によつて原判示事実は充分認めることができるから論旨は理由がない。

昭和二八年六月三〇日決定　　昭和二七年(あ)第三三三号

同第二点について。

量刑不当の主張であつて上告適法の理由とならない。

なお記録を調べても本件においては刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人金判巖、同権逸の上告趣意

第一点　原判決中、第二の犯罪事実認定は憲法第三十八条第二項、同条第三項の違反があると思料致しますから、原判決を破棄被下よう御願い致します。

一、原判決は罪となるべき事実の第二に於て、被告人が昭和二十六年五月二十一日頃、久留米市白山町二二七番地の自宅で永田満外二名より同人等がその頃、他より窃取して来た電話用二粍硬銅線千七百米位及び同じく二・九粍硬銅線百九十米位（目方合計八十九斤位）を賍物たるの情を知り乍ら、代金五千六百円で買受けた事実を認定して居ります。而し、該事実認定に関する証拠を見ますると、

(一)　原判決は、(イ)被告人の自白と、(ロ)土谷春雄の供述調書（記録二八丁七行目以下）と、(ハ)小川健太郎の供述調書（記録二三丁表七行目以下）と、(ニ)第三回公判調書中、証人永田満の証言（記録五八丁目以下）等を証拠として、第二の事実を罪となるべき事実と認定してあります。然るに本件記録を精査するに、被告人の自白は、自由なる立場に於ける自白でないことが窺知されます。其の立証は、被告人申請に係る保釈申請に対する検察官の意見書に依り明瞭であります。即ち、検察官が保釈を不適当とする意見を附し、その理由として「被告人は、検察庁に於て一応は知情の点を認めず、尚又、起訴状第二の訴因については警察に於て、又当庁に於ても当初は妻金庚順の犯行であつて、自己は関知せずと供述していた等の事情もあり云々」（記録第八丁）等の事実に依つて、本件被告人の自白は自由なる立場に於ける自白でなく、検察官より「どうしても知らんというなら妻を勾引する」といわれて、自白したる事が窺知されます。然らば、本件被告人の自白は憲法違反の自白たる事が明瞭であり、又補強証拠として原判決が採用したる証人

永田満の証言及び土谷春雄の供述調書、小川健太郎の供述調書は、何れも本件犯行事実を認定する証明力のないことが明白でありますから、以下之等の証言及び供述等を摘示して御心証を仰ぎます。

(イ) 土谷春雄供述調書（記録二三丁表七行目以下）には、その時、林方には林と奥さんが居りました。主として奥さんと交渉しましたが、値段については斤七十円にしか買わないと申しますので、前回は八十円で売却して居るので少くとも八十円で買つてくれと交渉しましたけれども、奥さんはどうしても聞き入れず「それでなければ、他所の店へ持つて行きなさい」とつつぱねますので、私も盗んで来たものという弱身がありますので金七十円で売却する事にしました。目方を計つて貰いましたところ、八十九斤ありましたが、この時も焼く時の目減分として九斤差引かれ、八十斤分代金五千六百円という事になりますが、先に千円受取つて居りますので、差引四千六百円を奥さんから私が受取りました云々といつて居り、

(ロ) 小川健太郎の供述調書（記録二八丁裏七行目以下）には、盗んでから売却する為め真直ぐ、前に売つた事のある白山町商店街の林田方に運びました。林田方に持つて行つたのは午前二時頃であつたと思いますが、寝て居りました。起したら、奥さんが起きて来ました。永田がその家と一番心易いので、永田が主として交渉しました。永田は「また銅線を持つて来た」といつて居りました。奥さんは夜が明けてからにして呉れと申しましたので、品物だけを家の中に入れて、お金を内金として千円だけ貰つてその家を去り云々の供述記載があり、

(ハ) 第三回公判調書中、証人永田満の証言として（記録五八丁裏十一行目以下）には、被告人宅は寝ていたので私が起し、被告人の奥さんが出て来ましたが、奥さんは「又、後から来んか」といわれました。その意味は、こんなに早い時間には買えないから、夜が明けてから来いとの意味です云々……そして夜が明けて午前十時頃、被告人宅に行くと、やはり奥さんが一人居て、奥さんから四千六百円貰いました云々の供述記載があります。

(ニ) 以上、(一)に記載しある本件被告人の自白が仮りに真実なる自白であつても、之が被告人に不利益な唯一の証拠が、本人の自白である場合に該当すると信じます。何故なれば、原判決が補強証拠として採用したる永田満の証言及び土谷春雄、小川健太郎の供述調書は前項に摘示記載しあるが如く、何れもその内容が一見して証明が不充分であるからで御座います。従つて、原判決は憲法第三十八条第三項の違反であると信じます。

第二点　右の主張が理由なしと仮定しましても、原判決の量定は重きに過ぎるものと思料致します。

一、被告人には統制違反の罪に依り罰金刑の前科はありますが、賍物故買等の前科なく、又かかる犯罪の嫌疑に依り警察、検察庁の御取調を受けた事実はありません。

二、被告人には胃腸の持病があり、医師の診断に依れば、十二指腸が胃の下部に巻き附いて癒着して居る為め胃の下部が細くくびれて著しく畸形をなして居り、生命を賭した大手術を受けなければ治療出来ないばかりでなく、現状では労働は全く不可能で、受刑生活は直ちに被告人の生命にもかかわる由であります。

三、被告人は幼少の子女四名を養う為め、生活苦から恐る恐る本件犯行を犯した次第でありますが、被告人居住地町内の人々及び地元有志よりの最高裁判所宛嘆願書にもある通り、本人は日頃、性質温良にして勤勉の上、実直に働き町内の模範とされた人物で、本件犯行後深く前非を悔い、至極謹慎の態度でもあり、堅く将来を誓つて居りまして改悛の情顕著であります。

以上の点を御考慮被下、今回に限り特に寛大なる御処分を御願い致す次第であります。

以　上

昭和二七年(あ)第三九三号

決　定

本　籍　青森県北津軽郡栄村大字稲実字稲葉一一六番地一号
住　居　同県同郡同村大字稲実字稲葉一七番地
食糧検査官補　山内彦作　大正二年三月九日生

右収賄被告事件について昭和二六年一一月六日仙台高等裁判所秋田支部の言渡した判決に対し被告人原審弁護人佐藤欽一から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人三上啓二の上告趣意は、末尾に添附の別紙記載のとおりである。

趣意第一点について。

論旨は、原判決は憲法三一条に違反するものであると主張するがその実質は単なる訴訟法違反の主張に過ぎないから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。のみならず所論身許調書の証拠調手続に関しては、原判決認定の通り判決に影響を及ぼすこと明らかな違法ということができないので採用の限りでない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第三九三号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第三九三号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第三九三号

被告人　山内彦作

弁護人三上啓二の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十一条に違反するものである。第一審に於ける第一回公判調書によると第一審に於て被告人の身許調書を犯罪事実に関する証拠調の以前に提出している。即ち検察官は冒頭陳述に於て「情状に関しては被告人等の身許調書により立証する」と述べ裁判官は検察官請求のうち、(一)被告人山内彦作に対する身許調書証人として(三)…(四)…(五)…は之れを取調べる旨決定を宣し、次いで裁判官は身許調書の証拠調をする旨を告げ検察官は右書類を朗読の上裁判所に提出している。

刑事訴訟法第二五六条六項は所謂起訴状一本主義の趣旨を規定し裁判官にいさゝかも予断を抱かしむることなからんことを期している。かゝる起訴状一本主義の趣旨は裁判の公正と被告人の利益のために厳に貫徹せられることを要するものと解せられる。

従つて被告人の性格とか一身上の事由の如き犯罪事実と直接関係のない事項の証明は犯罪事実に関する証拠調が終了した後になさるべきである。被告人の悪性を強調せんとするものに於て特に然り、蓋し被告人の前科のあるなしに不拘被告人の不利になるべき一身上の事由は裁判官の有意識なると無意識なるとを問わず予断を抱かしむる虞が多分にあるが故、更に一歩を進めかゝる被告人の一身上の事由は現実に被告人に有利なると不利なるとに不拘一般に之を禁ずべきが起訴状一本主義から導かるゝ当然の趣旨と解する。

よつて被告人の身許調書を犯罪事実に関する証拠調に先立つて提出したのは、訴訟手続に法令の違反があつてそれが判

決に影響を及ぼすこと明かなるに不拘被告人に対し有罪を言渡した第一審判決を維持して、被告人の控訴を棄却した原審の手続は違法であり延いて憲法第三十一条「何人も法律の定める手続によらなければ……刑罰を科せられない」の規定に違反するものである。

しかも該憲法違反の事由は判決に影響を及ぼすこと明かなるが故にこの点に於て原判決は破棄を免れざるものであると信ずる。

添付書類（省略）

一　弁護人選任届　一通

以　上

昭和二七年(あ)第五〇八号

決　定

本　籍　岡山県勝田郡勝加茂村大字上野田六一六番地
住　居　同県吉備郡総社町大字総社五一七番地
鋳掛職　井堀毅　明治四〇年八月二〇日生

右に対する常習賭博被告事件について昭和二六年一二月二〇日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人植月浅雄の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（公判調書の一部が破損してはいるけれども、刑訴二九一条二項の手続が履践されたことは、明らかに認められる）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第五〇八号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

被告人　井堀毅

弁護人植月浅雄の上告趣意

一、第一審判決は訴訟法に違背し為されたる公判手続に基き為されたる違法存す。

刑事訴訟法第二百九十一条第二項末段には裁判長は……被告人及び弁護人に対し、被告事件に付いて陳述する機会を与えたかえなければならない、と規定してある、ところが本件記録によれば果して第一審裁判所は此の規定に依る機会を与えたか否か不明である。即ち記録第八丁が此の部分の調書であるが故意か過失か不可抗力か其の何れかは知らないが記録八丁の表終りより四行目の部分の一部が破棄されて居り、四行目には「被告人及び弁護人に、」其の次の行には「前記被告事件に付いて　とがあるかどうかを問うたと」其の次の行には「起訴状の事実の通り　と述べた」とあり、此の記事だけでは果して第一審裁判所が前掲法条による被告事件に付いて、被告人及び弁護人に対し、被告事件に付いて陳述する機会を与えたか否かは不明といわざるを得ない。此の記録の破棄が何時に為されたるかは不明であつて第一審の判決当時既にそうであつたか、又第二審の判決当時そうであつたかを今日知る事を得ないが今日上告審に於て第一審公判が適正に為されたか否かを調査するには一、二審の判決が適正に為された公判手続を経て居るか否かを知るに由がないから結局不法といわざるを得ないと弁護人は相信す。

二、原審判決は著しく重きに失する違法がある。

原審は第一審に於ける宣告刑である懲役四月に処するとの判決を正当として、被告人の控訴を棄却してあるが弁護人の信ずるところでは常習賭博に於て最初に言渡される体刑の場合であること、第二には被告人には妻と子女三名の世帯員が

あり、而して被告は鋳掛業で無資産なので被告人が四ケ月の長月に及ぶ刑に服するときは、此の世帯員等の生活は忽ち不能となり、是等の者に及ぼす苦痛は察するに余りある事情の存する本件に於ては少くとも懲役四ケ月は著しく重きに失するものと弁護人は相信する。

以　上

昭和二七年(あ)第七二五号

決　定

本　籍　大阪市天王寺区上汐町三丁目一八番地
住　居　同市生野区大瀬町一丁目五六番地
結婚住宅紹介業
森　岡　滋
大正一三年三月一九日生

右に対する昭和二二年勅令第九号違反被告事件について昭和二六年一二月一〇日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人田畑政男の上告趣意は、原審において主張がなく、原判決の判断を示していない事項にかかる主張であるから上告適法の理由とならない。（多数の同種違反者が起訴されず被告人のみ起訴処罰されても憲法一四条に違反しないことについき、昭和二六年(れ)五四四号、同年九月一四日第二小法廷判決参照）また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第七二五号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第七二五号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第七二五号

弁護人田畑政男の上告趣意

第一点　昭和廿二年勅令第九号は、連合国最高司令官の公娼制度廃止に関する覚書に依りて制定された勅令でありて、婦女に対し売淫を強制し、或は義務づけるような一切の行為、制度を否定せんとするものである事は一点疑いを容れない処である。

憲法第十四条は「すべて国民は、法の下に平等であつて……差別されない」と明定して居る。云う迄もなく憲法は、国家運営の基本的方針を規定する法規であつて、之れに依りて国家機関は其の実現に必要、且つ妥当な立法、施設、運営、執行をなし、茲に始めて憲法の趣旨が具体的に実現せらるゝものと信ずる。

本件弁護人は、占領下に於ての連合国最高司令官の覚書に対しては憲法と同様、其の覚書に基いて、国家機関は之れが実現に必要な立法、施設、解釈、運用、執行等を為す義務があるものと信ず。

従つて、前述の昭和廿二年勅令第九号は右覚書の単なる立法であり、之れが運営に当りては、右覚書の趣旨である婦女に対する売淫の強制乃至義務づける一切の行為、制度の排除に向けられなければならない。

さもなければ、国家機関は連合国最高司令官の覚書違反の責は免かれ得ない。従つて、国家機関は右覚書の精神と憲法第十四条に規定する、すべて国民は法の下に平等である趣旨とを把握して事に当る可きである。

にも不拘、従来の遊廓、公娼制度は表見的、形式的には廃止されたとは云え、特殊飲食営業として従来の地域、建物をそのまゝ踏襲し、或は新地域に建物を建造し、公然と昭和廿二年勅令第九号違反行為を為して居る事は顕著なる事実である。恰も、右地域が治外法権的存在たる観を呈し、超法規的処置を受けて居る事は何人も認められる処である。

被告人　森岡滋

斯様な特殊飲食営業者が一定の地域に集団的に蟠踞して、従前の公娼的、遊廓的業態を公然と営んで居るに不拘、国家機関が之れを不問に附し、一方、本件被告人が偶々男女の希望に応じ僅か数件の売淫行為の斡旋仲介の行為を為した事実を捉え、之れを右勅令違反なりとして実刑を科した原判決は、果して憲法第十四条に言う国民が法の下に平等であり、何等差別されない規定に適合して居るであろうか。本件弁護人は、刑事訴訟法第二四八条の起訴便宜主義は右憲法の規定に違反して居るものと信ずる。何故かなれば、憲法は直接に個々の具体的行為に対する権利義務を規定するものではなく、憲法の下に、憲法の規定の精神趣旨を実現すべき手段としての一方法として刑事訴訟法が存在し、同法の所謂公訴提起の便宜主義は、又此の目的達成の為めに運営せらるべきに不拘、前述の様に地方毎に一地域に集団的に存在して、公娼的、遊廓的業態を公然と営んで居る特殊飲食業者を不問に附し居るからである。斯様な起訴便宜主義の規定は、憲法第十四条の違反であると信ずる。

以　上

昭和二七年(あ)第八七四号

判　決

本籍並びに住居　埼玉県入間郡三芳村大字藤久保六八四番地
自動車運転者
岩　沢　民　雄
昭和四年八月二九日生

右の者に対する業務上横領被告事件について昭和二六年一二月四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人千葉律之及び同松永東の各上告趣意は後記のとおりである。

弁護人千葉律之の上告趣意第一点について。

論旨は、被告人等がガソリン、タンクよりガソリンを抜き取り売却したことは自己の保管外なる他人の所持を犯した不正領得行為であるから窃盗罪を構成するものであつて横領罪ではなく論旨引用の当裁判所の判例に違反するというのであるが、原判決はその挙示する証拠により「被告人が業務上保管中の……ガソリン」を抜き取り横領した事実を認定しているのであつてその認定に誤りはない。論旨引用の判例は列車積載の荷物の窃取に関するものであつて本件と事実関係を異にし適切でない。されば、原判決には所論のような判例違反はない。

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二七年(あ)第八七四号

同論旨第二点及び弁護人松永東の上告趣意について。

所論は、いずれも量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条所定の上告理由に当らない。記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて、本件上告を理由ないものと認め、刑訴四四〇八条に従い、裁判官全員の一致した意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人千葉律之の上告趣意

被告人岩沢民雄

第一点　原判決は、最高裁判所の判例に違反している。（刑事訴訟法第四〇五条）

原判決は第一審判決を容認支持して、之に対する被告人の控訴を棄却した。第一審判決の認定した罪となるべき事実は被告人岩沢は、埼玉県北足立郡朝霞町所在キャレブ・ドレークに自動車運転者としてその業務に従事して居たものであるが、同被告人は第一審相被告人星野清一と共謀して、星野が被告人岩沢の運転する自動車ガソリン・タンクから、同被告人（岩沢）が業務上保管中の進駐軍キャンプ・ドレーク所有のガソリンを擅に自己の用途に供する目的を以て、三回に約一石を抜取り横領した。

との事実である。

案ずるに本件の場合、自動車運転者なる被告人岩沢は、被雇先進駐軍の係員よりその運転を託された自動車のガソリン・タンクに毎日、所要のガソリンを詰めて貰つてこれをそのまま通常の運転の為めに使用する状態に於て、使用し消費することが許されて居るだけであつて、その他の方法に依る使用消費は許されて居らないものである。換言すれば、ガソリン・タンク内にあるまゝの状態で使用するだけであつて、それを擅にタンク外に取出して処分することは許されて居らないのである。

然るにも拘らず、ガソリン・タンクより擅に抜取り売却した事実は、自己の保管外なる他人の所持を犯した不正領得行為であつて窃盗罪を構成するものであるのに、第一審判決はこれを業務上の横領罪に問擬した。そして、この第一審判決の認定を容認支持した原判決も同様の認定をした訳である。

右は、昭和二三年七月二七日最高裁判所第三小法廷の判例（昭和二三年(れ)第二一七号窃盗被告事件、判例集二巻九号一〇〇四頁）の趣旨に反するものと思料するから、この理由により原判決は破棄を免れないものと思料する。（同趣旨判例大正十四年(れ)第四〇五号、同年七月四日言渡大審院判例）

第二点　原判決は刑の量定が甚しく不当であつて、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。（刑事訴訟法第四一一条）

第一審判決は、被告人岩沢に対し懲役一年の実刑を言渡し、第一審相被告人星野清一に対しては懲役一年、四年間執行猶予を言渡した。原判決は被告人の控訴を棄却して、第一審判決を容認支持したのである。

然しながら、一件記録上明らかな通り被告人岩沢は、最初右星野清一からガソリン抜取を示唆勧誘されて犯意を起して、これを応諾し抜取つて同人に売渡したものであつて、即ち被告人岩沢は終始被誘導的、受身的立場に在つたのである（記録26丁、27丁第一回公判調書中の記載、36丁乃至38丁被告人岩沢民雄の検察官に対する供述調書援用）。かかる共犯関係なるに対し、前記の如き科刑に軽重の差異あるは刑の権衡を失し、被告人岩沢につき重きに過ぎるもので、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料せられるのである。宜しく御職権の発動に依り、原判決を破棄せられ度いのである。

以　上

昭和二七年(あ)第八七四号

被告人岩沢民雄

弁護人松永東の上告趣意

原判決は弁護人提出の控訴趣意書と題する書面記載の各控訴理由を排斥して控訴を棄却するのであるが、被告人に関するところの、

(1)、被告人岩沢が本件犯行を犯すにいたつた動機は、第一審相被告人たる古物商の星野清一がガソリン抜き取りを使嗾し之れによつて不当の利を得んと企図したことが、この被告人を再びあやまらしめた原因をなすこと（記録二五丁二六丁参照）。

(2)、被告人から右星野が買取つて被告人の兄精一に転売した約四斗のガソリンは、兄精一が所轄警察署に任意提出をしているので、それは被害者の許に返還されていること（記録三四丁三五丁参照）。

(3)、被告人が本件で得た不正利得は僅か金四千九百円に過ぎないこと。

(4)、被告人には両親、兄の監督者があつて被告人も今度こそ真面目になつて働くことを誓つていること。

以上のような一件記録に現われた諸点を綜合して、原判決が支持する科刑の妥当性をみれば、その刑の量定は応報理念のみが強く甚だしく不当であると思われるので、弁護人は貴裁判所に職権調査による原判決の破棄を求めるものである。

以　上

昭和二七年(あ)第九二二号

決定

本籍並びに住居　栃木県芳賀郡中川村大字小深三三七番地

農業

矢野正四郎

大正九年一月一日生

右窃盗被告事件について昭和二六年六月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人高橋守雄の上告趣意は、末尾に添附の別紙記載のとおりである。

弁護人高橋守雄の上告趣意について。

所論は、原判決は憲法三八条、同三六条に違反すると主張するも、このことは原審で主張判断を経ない事項であるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。のみならず記録を調べても被告人の警察における自白が暴行脅迫によるものであると認むべき形跡はない。

なお所論憲法三六条違反の理由ないことは当裁判所昭和二二年(れ)第三一三号大法廷の判決に徴し明かである。

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第九二二号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第九二二号

なお本件について刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第九二二号

弁護人高橋守雄の上告趣意

原判決は憲法第三十六条及び同三十八条違反の違法があり、破棄せらるべきものであると考えられます。

原判決は第一審判決挙示引用の各証拠を綜合すれば起訴状記載の事実を認定することができ、このように認定することは何等論理の法則又は経験則に違背するものとは考えられないと断じている。

右の中証人土田甲子の証言として、被告人が判示の如き犯行を自白したとの供述があるが、この警察に於ける被告人の自白は、暴行及び脅迫による自白であると信ぜられます。

即ち被告人は第一審公判廷に於て、弁護人の「警察での取調べの時は脅迫や暴行をされたので被告人は虚偽の申立をしたのか」との問に対し、「左様です。手足を打たれたり頭を押えられて脅迫されたのです。」と答えている。(記録十三丁)被告人は警察の取調べの際にも最初は検察庁の取調べ及び第一審公判廷に於て供述している如く「ジャンバーを着て兵隊ズボンをはき鳥打帽子をかぶりメガネを掛けて自転車に乗つた人から買つたのです。兵隊友達の小林の家を訪ねようと思い立ち、昭和二十四年の旧正月の三日に自転車に乗つて出かけたのですが、水橋村東高橋というだけでその家の道順がよく解らないで困つていた時に、前に述べた人が通り掛つたので道順を聞くとでは一緒に行こうと云われ話をしながら其処を出かけたのですが、世間話の末に「俺はベルトを持つているが買わないかと云われ結局千円で買受ける事になつた」旨述べたのであるが、取調べの任に当つた茂木警察署勤務の土田甲子巡査はこの事は調書にとらず、暴行脅迫した揚句の被告人の自白のみを調書にとつたものである。

この点に関し第一審は土田巡査を証人として尋問している。検察官と証人間に、問「その時無理な取調べはしなかつた

か」答「そういう事をした覚えはありません」問「本件に付て証人の他に誰が取調べに当つているか」答「警察署の司法主任が取調べに当つたと思います」問「証人が取調べた時と供述内容が異つたという話は聞かなかつたか」答「あつたように も記憶しております」との問答がある。（記録四十七丁）更に被告人と証人間に問「証人は私の取調べに際して頭を押えたり大腿部を叩いたりしたのではないですか」答「私はそのようなことは致しません」との問答がある。

証拠の証明力は裁判官の自由なる判断に任すべきことは勿論であるが、之は決して裁判官の専断や事理を没した推断を許すものではない。被告人と土田証人の供述中その何れをとるべきかは自ら明らかである。

被告人を取調べた当人であり暴行脅迫したと非難されている土田証人自身から暴行脅迫により自白を強要したとの供述は絶対に期待出来ない。暴行脅迫をして取調べた事が判明すれば土田証人自身が刑事責任を負わねばならぬのであり、斯の如き自己が訴追を受ける虞のある場合刑事訴訟法は証言拒否をさえ許しているのであるから自白を強要したとの証言を期待しうべくもない。

現に土田証人の取調べの際と司法主任の取調べの際には、被告人の供述内容が異つたという様なことがあつた様にも記憶していると述べている点は、自白強要の事実を彷彿せしめるものである。

斯る人権を蹂躙した警察に於ける取調べが基礎となり、本件の捜査が開始せられ、これに対して原審の判決が与えられたのである。

而して被告人の自己に不利益な供述は刑事訴訟法第三百十九条によつて証拠とされるものであり、それが裁判間の心証形成に寄与するところは誠に大なるものがあると云わなければならない。

本件に於いては、被告人の警察に於ける自白調書と第一審判決に証拠として引用されている警察に於いて取調べの任に当つた土田巡査の証言とは全く表裏一体をなすものであり、社会的事象としてこれを見る時分離して観察しうるものではな

い。

而して本件事実を認定する証拠としては土田巡査の証言が殆ど決定的なものである点から考えても、この自白の価値は断じて看過出来ない。憲法第三十六条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる」と宣言し、同第三十八条は「何人も自己に不利益な供述を強要されない。強制、拷問若くは脅迫による自白はこれを証拠とすることが出来ない」と規定している。

原審は前記各法条に違背し強制拷問脅迫による自白を証拠として事実を認定したものであつて原判決は当然破棄せらるべきものである。

以上

昭和二七年(あ)第九九〇号

決　定

本　籍　朝鮮慶尚北道氷川郡古鏡面海仙洞

住　居　横須賀市深田台二七番地　岡野豊三郎方

無　職

岡山輝雄こと

鄭　基　雄

昭和二年二月一〇日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二六年一一月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人小泉英一の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりであり、原判決における「論旨第二点は原判決の援用しない資料を基礎として原判旨に副わざる事実を主張するに過ぎないのであるから、これ亦採用に値しないものと云うの外はない」との判示は、その字句だけを採つて見ると所論の様に刑訴第三八二条の解釈を誤つた感がないではない、しかし原判決は右字句の直前に「記録を精査してみても原判決の事実の認定に誤ありとする跡を発見することが出来ないのであつて」と判示して居り、なお他の場所にも「原判決挙示の証拠を以てすれば原判示事実は証明され得るのであつて、原判決には証拠理由に

不備の廉あるを見ない」といつて居り事実誤認の主張に対しては十分審理判断して居るのである。それ故冒頭記載の様な瑕疵があつたとしても判決に影響を及ぼさないこと明であり、論旨は総て要するに憲法第三一条違反をいうけれども実質は刑訴第四一一条適用の事由を主張するに過ぎず上告適法の理由とならないものである。また記録を調べても右第四一一条を適用すべき理由を見出し得ない。

よつて刑訴第四一四条、三八六条一項三号に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第九九〇号

弁護人小泉英一の上告趣意

第一点　原判決は虚無の証拠によりて事実を認定し刑事訴訟法第三三五条憲法第三十一条に違反する。

原判決は控訴論旨を排して第一審判決を肯認した。第一審判決は「被告人は昭和二十六年一月上旬頃より同年四月十八日午前八時三十分頃までの間横浜市……大蔵省関東財務局横浜財務部旧海軍第一技術廠支廠内に於て大蔵省所有にして同支廠監守長遠藤庄太郎の管理に係る外径三十粍被鉛ケーブル線、裸鋼線等合計四百貫八百匁位外被鉛ケーブル線百十六貫匁位（時価約三十万五千円相当）を窃取したものである」と事実を認定し証拠として遠藤庄太郎盗難被害顛末書五通同人尋問調書、捜索差押許可状、差押調書、被告人の公廷の供述、検証調書、証人小倉正吾の尋問調書、同人及び志村覚蔵の捜査報告書、供聖愛に対する司法警察員供述調書の記載を挙げて居る。

しかし右証拠によれば盗難ありしことと賍品を被告人が埋蔵したことの証拠のみであつて、被告人が窃んだということ又は窃盗の共犯であつたこと等に関しては何等の立証はない。凡そ窃盗罪は他人の所持をその者の意思に反して現実の支配を奪うことによつて成立するのであるが、右の構成要件については原判決は何等の証拠を挙示して居ない。

被告人は原審第一回公判に於て「盗んだ覚はありません。通称「マー坊」という十七歳位の男及び「アンチャン」と称する者の二人から自宅に於て約二十数回に亙つて買つたものであります。マー坊の友人が支廠に働いて居り、此の本件の物品は払下品で監督に金を握らせて持つて来る物であり決して不正品ではないというので買つたのであります」と述べて居り寧ろ認定事実を否定する証拠の方が多い。即ち原判決は虚無の証拠によりて

被告人　鄭基雄

事実を認定したもので刑訴第三三五条及び憲法第三一条に違反する。

第二点　原判決は第一審判決を支持して居るが右は重大なる事実の誤認がある。

第一審判決は第一点記載の如く窃盗の事実を認定して居るが、その挙示の証拠によれば被告人が窃盗したとの証拠は皆無であり、また被告人が右支廠を覗いたとの形跡すら存しない。却て記録中、特に第一審第一回公判調書によれば被告人は「盗んだ覚はありません。通称マー坊という十七歳位の男及びアンチャンと称する者の二人から自宅に於て約二十数回に亙つて買つたものであります。合計七万円位払いました。マー坊の友人が支廠に働いて居り本件の物品は払下品で監督に金を握らせて持つて来る物であり決して不正品ではないというので買つたのであります」と述べ第二回公判調書に於て「五六回位から盗品であることが判つた「政坊」「アンチャン」が埋めて置いた方がよいだろうと申しますので埋めて置きました」と述べて居りまた。警察に於ける供述も同様である。即ち司法警察員第一回供述調書によると「昭和二十五年十二月二十日頃顔なじみの通称政坊（マー坊と被告の言を警察員が「政坊」の文字を当てたものと推定される）と呼ばれる十七、八歳位の若者が来り、こんど東急の中で払下げになつたケーブル線を現場監督につかませて持つて来るから買つて呉れというので安く売るなら買つてやるというた（中略）同年十二月二十一日頃政坊外一名三十歳位丈六尺位色白丸顔頭髪七三分の二人共日本人来り、ケーブル線大体十二貫位一貫匁二百円で買取つた。二回目からはいつも午後五時頃来た。四、五回目で十二月二十五六日頃来たとき、この品物はやばい品物であるから人に見つけられないように土に埋めて呉れというので盗んで来るものということがはつきり判りました云々」との旨を供述して居り、被告人の供述は終始変つて居ない。第一審判決は証人小倉正吾の尋問調書、同人外一人の捜査報告書、志村覚蔵の捜査報告書によりマー坊及びアンチャンは実在せる人物とは認められないと判示して居るが、右小倉正吾外一名の捜査報告書に（昭和二十六年二月一日付）よれば通称「まさぼう」という男を捜査し同上同年二月六日付によれば通称「兄さん」及び「まさぼう」として捜査した

ことの記載がある。「マーボー」と「まさぼう」とはその語韻に於て何人も別人と聞きとることは常態であり「兄さん」と「アンチャン」とも別人である、即ち別人を捜査したことになる。志村覚蔵の捜査報告書は「アンチャン」として捜査したらしいが「マー坊」については全く捜査して居ない。又小倉正吾尋問調書によるも「アンチャン」「政坊」を探した旨述べて居る。右捜査報告書によるも被告人は人相着衣等詳述せるにかゝわらず、捜査は右の如く通称の語韻を間違えて捜査したものであるからこの捜査は極めて不備であつて、この捜査報告のみによつて「マー坊」「アンチャン」を架空人物なりと断言したことは甚だ不当である。しかも右報告書や証言中の架空人物なりとあるは巡査たる小倉等の意見なることを想えばその信憑力は皆無であると言わねばならない。

更に証人内海勝司尋問調書によれば「本年一月九日頃松山某より話あり、松山と被告人と外一人で私の家に運んで来てケーブル八十五貫買いその後一回買つた」旨を述べて居るので、ケーブルにつきては被告人単独にして何等他の人間が関与して居ないと断言することはできないのである。

次に第一審判決証拠説示には「被告人妻供聖愛に対する司法警察員作成調書により、被告が被害物件を二十数回に買受けたものとは認められない」と摘示して居るが同調書中には洪がかゝる供述をした部分は全然なく、全く虚無の証拠である。却つて同調書によれば同人は「大体私は塩湯寮の父の家に行つて居る日が多く寝る事も父の家に泊る方が多いのであります」又倉庫につき「倉庫には昨年九月末頃洗濯桶を取りに入つた位で其の後は入つたことなく、前述の通り私が父の方に行つて居る日が多いものですから、倉庫には別に用もないのでスから入る事がなかつたから一向に知らないのであります」「私が主人と一緒になつてから三年になるが、そう親しい話も致した事がないのであります。ですから主人の行動について聞かれましても詳しい事は知らないのであります」と述べて居り第二回公判調書によれば被告人は「本件品物を持つて

来たときは昼間来たり夕方来たりしましたが何時も妻の不在中、又私を呼出して置いてそれから物置の方へ持つて参りますので妻には判らないと思います」と供述して居る。故に妻は多くの昼も夜も父の家に居る日が多く留守勝なので、被告人が本件物品を買つたときはいつも妻が居なかつたことを認定するに充分である。故に妻が売買の事実を知らざるの一事を以て被告人が本件物品を買いたることなしと認定したる第一審判決は虚無の証拠により認定したと同時に経験則に反したる重大なる事実誤認がある。

しかのみならず、被告人は子供の時怪我したため現在でも十貫以上の物は持ち得ない体力である(原審第二回公判調書)して見れば右支廠倉庫内より自宅内までたとえ十二貫位のケーブルと雖も独力持ち運ぶことは不可能である。故に本件を以て被告の単独なる窃盗と認定することは到底できない。

本件記録を通覧するに警察及び検察庁に於ける取調は賍物故買として捜査したと看られる。即ち被告人に対する司法警察員第一回供述調書及び副検事第一回供述調書は賍物故買事件と表示されて居るのである。警察官また賍物故買なりとの推定を以て取調べしたものと思われる。かく認定する方が無理がないのである。

以上叙説の如く、原判決の窃盗の認定事実は証拠なく賍物故買の事実を認定すべきものである。これをなさざりし、原判決は重大な事実誤認であつて判決に影響を及ぼし正義に反する。

第三点　原判決は法令の適用に誤があつて判決に影響を及ぼすこと明かである。

原判決は「論旨第二点は原判決の採用しない資料を基礎として原判示に副わざる事実を主張するに過ぎないのであるから、これ亦採用に値しないものというの外はない該論旨中に原判決は虚無の証拠によつて事実を認定したとの証拠判断が経験則に違反して居るとかいう非難があるが、かゝる非難の如きは、原判決に対する誤解乃至は独自の見解にもとずくものである。下略」と判示して居るが、事実誤認を主張するには「控訴趣意書に訴訟記録及び、原裁判所において取調べた

証拠に現われている事実で明かに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない」とは刑事訴訟法第三百八十二条に明定するところであつて原判決（第一審判決）の援用した証拠のみを資料とすべきものでないことは明らかで記録に準拠すべきことを規定したことは明らかである。原判決はこの法条を看過したか又は曲解したもので原判決こそ独自の異説を立てたものというべきである。

又事実誤認の主張は原判示に副わざる主張をすることである。原判示に副うた主張は事実誤認の主張ではない。原判決はこの点に於ても刑事訴訟法第三百八十二条の解釈を誤つて居るものである。

原判決（第一審）は虚無の証拠によつて事実を認定したとか証拠判断が経験則に違反して居るとかいう非難があるが、かゝる非難の如きは原判決に対する誤解乃至は独自の見解に基くものである」といつて居るが叙上掲記の如く窃盗の構成要件たる他人の財物の支配を侵したとの証拠は全記録を通じて全然存在しない。単に財物を買い受けたとの被告の自白があるのみである。構成要件に対する証拠がないことを控訴論旨は虚無の証拠だといつて居るので、そこに何等の誤解もなく独自の見解でもない事実を事実として指摘して居るだけである。しかも原判決は抽象的に誤解とか独自の見解とかいうだけであつて、判示事実を認定すべき証拠が存在するということは一言も述べて居ない。凡そ控訴審が論旨を排斥するには如何なる理由で排するかを説示しなければならぬ。誤解とか独自の判断とか抽象的片言隻句を以て排するのは旧幕時代の裁判ならば知らず、刑訴法の法意に違反するものである。従つて原判決は判決に影響すべき法令の違反があり著しく正義に反し憲法第三十一条に違反する。

第四点　原判決は刑の量定が甚だしく不当である。

第一審判決は窃盗の事実を認定して懲役一年六月の実刑を科し原判決はこれを支持した。仮りに右事実が認定せられると仮定するも右量刑は甚だしく不当である。

(一) 被告人は今日まで何等の非行なき純情の青年である。

小学校卒業後昭和十五年徴用により横須賀海軍工廠に働いて居たが、終戦後職を失い昭和二十四年十二月金沢八景駅前にて飲食店を営業とし相当の貯蓄をして居た。然るに進駐軍出入禁止となつた為廃業の止むなきに至り営業中の利益を以て一戸を建築し妻と共に居住して居るものである。

被告人は従来何等の非行なく、只自動車連転上の過失事故を起したことあるのみである。

(二) 本件動機は手許に余裕の金があつたので、つい転売して利益を得んとし所謂マー坊外一人から本件物品を購入したものである。しかも四五回目以後に於て始めて盗品なることを知り土中に埋めたものである。(以上被告人に対する司法警察員第一回供述調書)

その行為たるや勿論悪いことであるが、失業した境遇に対する誘惑につい乗ぜられたともいうべきものであつて全くの偶発犯である。しかも被告人は深く前非を後悔し改悛を誓つて居る。(同上調書末尾、副検事作成供述調書末尾)妻の父は同町に於て信用ある店舗を経営して居り、被告人の将来を厳重監督すべきにより再犯の憂は決してない。

(三) 所有者の被害は殆どない。

本件被害品は全部押収されて居る。窃盗と認定されれば勿論所有者の許に返還さるべきであり賍物故買と認定されても同様である。被告人はこれを保持しようとするものではない。

右の如く従来非行なく再犯の憂なく被害なく、しかも年未だ二十三歳の若者たる被告人に一年六月の実刑を科しその前途を抹殺し、同囚の悪感化を受けしめるよりは刑の執行猶予の恩典を与えて、その更生の途を辿らしめることこそ刑事政策に適合せる裁判であると思料する。故に原判決がこの点に関する控訴論旨を排斥して刑の執行猶予を与えなかつたのは失当である。

以上何れの理由によるも原判決は破棄せらるべきものと思料する。

以　上

昭和二七年(あ)第一四八五号

決　定

本籍並びに住居　横須賀市久比里七一三番地

土木業　義雄こと　松崎芳吉　明治三二年三月一一日生

右詐欺被告事件について昭和二六年一〇月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人小池金市の上告趣意（後記）第一について。

所論は、原判決に刑法の解釈並びに適用を誤つた違法があることを主張するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（騙取した米穀通帳を配給所へ提出して係員を欺罔して米穀を騙取することは更に他の新法益を侵害する所為で、こゝに亦犯罪の成立を認むべきものであることは、昭和二二年(れ)一〇五号同二三年四月七日大法廷判決のすでに判示するところである。そして、原審の是認した第一審判決が、所論の各所為を併合罪の関係にあるものと判断したことに違法はな

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第一四八五号

い)。

論旨第二について。

所論は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして、本件には刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて、刑訴四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人小池金市の上告趣意

第一、原判決は法令の解釈適用を誤つた違法があると信ずる。即ち原判決はその理由に於て、

「昭和二十五年十一月十四日附、起訴状の公訴事実の所為と同月二十一日附、追起訴状の公訴事実の所為とは別個独立の行為であつて、これを一個の行為と認められないのみならず、前者の所為は後者の所為の通常の手段たる行為とは認められない」と判示された。然しながら、

(一)　本起訴状の行為と追起訴状の行為とは一個の行為と認め、追起訴状の行為の一罪として処罰すべきものである。何故なれば、被告人が騙取せんとした目的は配給主食であつて、主要食糧購入通帳ではない。通帳を手に入れることは被告人の目的達成のためには行為の一段階であり、犯罪実行の着手行為にすぎないのである。従つて被告人の主要食糧購入通帳を騙取した所為はその目的たる配給主食騙取行為に包括されるべきであり、吸収さるべきものといわねばならぬ。即ち被告人はその企図した追起訴状記載の配給主食品騙取の一罪を以て処断さるべきものである。

(二)　仮りに(一)の趣意が理由ないとしても、本起訴状の所為は追起訴状の所為の典型的な通常の手段たる行為であつて、刑法第五十四条一項を適用すべきである。即ち、

騙取した通帳を以て、主食を騙取する場合は主観的にも客観的にも通帳自体では何等価値なく、これを使用し、主食を得て初めてその目的は達せられ、又価値も生ずるものである。斯る場合に於ては被告人が主観的にこの二つの行為の段階を手段又は結果の関係において実行したのみでなく、普通騙取した通帳で主食を騙取するためにはその手段としてその通帳の騙取が必ずなければならぬのである。又通帳のみ騙取しても、何の役にも立たぬ故、当然の結果としてそれ

を利用して主食の騙取をすることになる。斯様にこの二つの行為はたまたま手段結果たる関係にあるのではなく、両者には密接な因果関係があり、通帳の騙取行為は結果たる主食騙取行為の必要的前提手段なのである。然るに通常の手段行為に非ずと判断し、五十四条一項を適用すべきでないと判示された原判決はこの点でも違法ありと信ずる。

第二、原判決は刑の量定は相当であると判示されたが、成程記録によれば被告人は、従来食糧緊急措置令違反で二度罰金に処せられて居るので、実刑も亦止むなしとの論も一応肯定出来る。然し、

(1) 被告人の如き飯場では常時土工、人夫の出入があり、異動証明なしで来て数ヶ月間給与せねばならぬ者や、加給米を必要とする多くの臨時傭があり、通常の配給では到底間に合わないのである。現に異動証明なしで三名の土工が飯場に住込んで居る。斯様なことが被告人をして、本件行為を犯さしめたものである。この様な動機必要からしたこと故、被告人は配給米を横流し等全然して居らない。

(2) 被告人の人柄は偶然本弁護人も一昨年被告人が工事を請負つた事業主の事件を取扱つた関係から熟知して居り、特に悪質な請負師ではない。極めて素朴な人情味豊かな男である。それは土工として余り役に立たぬ飯島治郎（六二歳）寺沼久次郎（六三歳）根本宗助（六十歳）等を飯場に置き養つて居ることでも証明されることである。

(3) 被告人に仮りに実刑を科されることになると前記三名も仕事がなく、生活に事欠くであろうし、詐欺としては六ヶ月の懲役は止むを得ないが、講和恩赦の恩典も加味せられ、実刑でなく、執行猶予の恩典を与えられて可然きものと思料する。

以　上

昭和二七年(あ)第一六五九号

決　定

本籍並びに住居　神奈川県中郡東秦野村寺山一〇二七番地

無　職

鈴　木　和　夫

昭和四年一〇月二二日生

右に対する強盗被告事件について昭和二六年一〇月二三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人五井節蔵の上告趣意第一点及び第二点について。

論旨は憲法一一条、一四条の違反を主張するけれども、その実質は単なる訴訟法違反の主張に過ぎない（しかも訴訟法上も原判決の見解は正当であつて所論のような違法はない）から、適法な上告理由とならない。

同第三点について。

論旨は憲法一八条違反の語を用いているけれども、その実質は結局量刑不当の主張に帰し適法な上告理由とならない。

被告人提出の上告申立書に記載の主張も刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第一六五九号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第一六五九号

よって同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第一六五九号

被告人上告申立

被告人　鈴木和夫

右拙者に係る強盗被告事件に付昭和二十六年十月二十三日東京高等裁判所に於て第二審判決宣告相成りましたが該判決は刑事訴訟法第四百五条所定の事由ありと思料致しますので本日上告申立致します。

以上

昭和二七年(あ)第一六五九号

被告人　鈴木和夫

弁護人五井節蔵の上告趣意

第一点　原判決は、刑事訴訟法第二百九十三条第一項に所謂、検察官の法律の適用についての意見の陳述は必ずしも、当該事実に適用すべき法条を具体的に逐一挙示せずとも、訴訟の経過に鑑み当該事実に対する検察官の法律上の意見を諒知せしむる程度に表現すれば足るものと解し、検察官の相当法条を適用の上、被告人を懲役三年に処するを相当とする旨の意見の陳述は起訴状記載の罰条を適用すべき旨の意見と同趣旨と解すべきであると説示せるも、憲法が総て国民は法の下に於ては平等となし、其の享有する基本的人権を飽迄保障し何物の侵窃をも絶対に許さぬのは同法第十一条第十四条の規定上炳乎として明々白々であり、刑事訴訟法第二百九十三条第一項が証拠調の終了後、法律の適用につき意見を陳述せしめんとする所以は、前示憲法規定の趣旨に則り被告人の犯行は如何なる罰条に該当するかにつき検察官の意見を了知せしめて、憲法に依つて保障せられている被告人の基本的人権即ち訴訟法上の防禦権の行使を十分ならしめて、万遺漏なからしめんとするに外ならぬ。然らば則ち検察官の法律の適用についての意見の陳述とは被告人の犯罪に適用すべき罰条の何たるかにつき具体的に意見を明示するの意なりと解するのが正当である。従つて、原判決が叙上の如く、検察官は法律の適用については法条を具体的に逐一挙示するの要なき旨を判示せるは不当であり、然も本件の場合検察官の相当法条を適用の上との意見の陳述が何故起訴状記載の罰条を適用すべき旨の意見の陳述に帰するかについては、片言隻辞も言及しておらぬのは判文上一点の疑もないから失当である。原判決は畢竟前顕憲法第十一条第十四条の悖戻に帰するを以て到底破棄は免れぬ。

第二点　上訴若くは刑事訴訟法第四百二十八条の異議の対象となるものは決定たると命令たるとを問わず、必ず理由を附さ

なければならぬのは、刑事訴訟法第四十四条の規定上、炳として日星の如しで毫末も疑の余地がない。従つて該命令決定に比し被告人にとつては、将に大呂の重を為し、然も常に上訴の対象となる判決にあつては況んやで、必ずや理由を附さなければならぬと解するのが至当であるから刑事訴訟法第三百三十五条第一項に有罪の言渡をするには証拠の標目を示さなければならぬとある。其の標目とは同法第四十四条第一項に所謂、理由と同意義に解すべきである。依つて、右法条に所謂「証拠の標目を示せ」とは、犯罪事実と証拠との間に於ける推理判断の連鎖関係即ち如何なる証拠により如何なる犯罪を認定したかの心証の憑拠を判文上明らかならしむるの法意であると断ずるのが正当であるが、原判決も刑事訴訟法第三百三十五条第一項に於て有罪の判決をする場合に証拠の標目を示すべきことを命じている趣旨は素より何の証拠によつて何の犯罪事実を認定したか判文上及び記録上明瞭に看取し得るように事実に対応して、其の証拠の標目を掲起することを要し、且つこれを以て足るものと解すべきであると説示しておるので刑事訴訟法第三百三十五条に所謂、証拠の標目を同法第四十四条に所謂、理由と同意義に解しているのは自明の理である。然らば則ち第一審判決が犯罪事実の証拠として、被害者萩山光治、共犯者近藤和彦の各供述調書被告人及び共犯者たる原審相被告人（第一審相被告人）二名の原審公判廷（第一審公判廷）に於ける自白を列挙せるは単に証拠の目次を羅列するに止まり、判文上認定事実との間に推理判断の連鎖は到底認められぬから第一審判決は証拠の標目を示したとは謂うを得ぬ。尤も原判決は叙上の如く、何の犯罪事実を認定したかは、判文上及び記録上明瞭に看取し得れば足ると説述しているが、これは判文上は証拠と犯罪事実との推理判断の連鎖関係は明らかでないが、記録と照合すれば何の証拠に依つて何の犯罪事実が認定されたかが明らかである以上、足れるとの意なるは推測に難からぬ。抑も刑事訴訟法第三百三十五条第一項に斯く、有罪の言渡をするには、証拠の標目を示せと規定した所以のものは、憲法は第十一条第十四条等に於て旗幟鮮明に正々堂々と国民は総て法の下に在つては平等で其の基本的人権の享有は飽迄保障すると強調せる趣旨を汲んで、憲法に依つて保障せられておる訴訟関係人、殊に被告

人の基本的人権、即ち訴訟法上の防禦権の行使を十分ならしめんとする趣旨に外ならぬ。果して然らば、羅列せる目次と記録とを対照すれば、其の推理判断の連鎖関係が窺知し得らるるとするも、こは訴訟関係人殊に被告人にとりては、訴訟法規の不知、其の他種々の関係上、殆んど不可能にして、恰も階を釈てて天に登らしめんとするにも等しく、斯くては訴訟関係殊に被告人の防禦権の行使に対し抑制圧迫を加うるの甚だしきものと断ぜざるを得ずして前顕法規の立法趣旨は全然没却せられ、牛首を懸けて馬肉を売るに等しきは火を覩るよりも瞭であるので犯罪事実と証拠との推理判断の連鎖関係は判文上それ自体に徴し明瞭でなければならぬと解すべきで原判決の見解は失当である。されば原判決は結局右憲法第十一条第十四条に違反することに帰着する故、破棄するのが当然である。

第三点　被告人は元々性質温柔、敦厚にして学業も抜群に優れ数多の同僚中群鶏の一鶴として嶄然頭角を顕わし、将来を嘱目せられておつたが、一時悪友に交わり其の誘惑に逢い、不図した反跳で刑戮に触れ、戦々兢々として裁の庭に立ちしも幸にして執行猶予の恩典に浴した為め、爾来感憤興起し瓜田に履を納れず、李下に冠を整えずとの古人の戒を金科玉条として克く遵り親に対しては冬温夏情の礼を厚くして孝養に専念し、兄弟の間も仲睦じくして、壎篪相合し、近隣の評判も頗る良好で中央大学当局も被告人の右の諸事に鑑み被告人の前科に拘泥せず、破格にも大英断を以て入学を許し為めに被告人は層一層俯仰天に愧ぢざらん事を期し、一意専心戒懼敬謹の意を表しつつ螢窓雪案の辛苦も厭わず孜々汲々として学理の研鑽に余念もなかつたのである。然るに前掲裁判の対象となつた窃盗前に犯した本件強盗罪発覚して、亦も検挙せられ裁判の結果、懲役三年に処せられたので被告人の失望落胆はその極に達し、家族にとつても全く青天の霹靂であつて一同驚心動魄し、手の措く所、足の踏む所を知らずで被告人の実母、はなの如きは心痛の余り遂に病床に臥し、食物の摂取も容易でなく、顔色焦瘁形容枯槁し、気息奄々として人命の危機、朝に夕を慮られぬばかりか、被告人の家は被告人の村落では旧来の名門で実父は数々の名誉職に就き部落の為め、鞠躬尽瘁の誠を尽していた人で長兄鈴木芳夫は小田原市第

一中学校教諭、姉鈴木昭枝は泰野町小学校教官の職に在つて晨夜切々寒暑勤々時に休息なく営々として教鞭を取つて居る関係上、其の苦悶焦慮は筆紙に尽し難きものがある。然しながら、被告人は斯くては果てじと益々前非を悔い、冷寒淋漓として背に浴く、小心翼々として専ら恐惶謹慎の意を現わし村民一同の同情翕然として集つており、被告人の家族も亦部落の協力の下に今回の事件を被告人にとつては前車の覆轍となし、罪に坐して轗軻落魄の境にある被告人を暖き、愛憫の情を以て睚と抱擁し屹度被告人の更生の誓に錦上花を添えしめんものと固く期しているばかりでなく、本件強盗罪は前に処罰せられた窃盗罪以前に犯したもので刑法第四十五条後段、第五十条の適用のある余罪で旧刑法の下に在つては連続犯として刑法第五十五条の適用上該強盗罪については判決を以て免訴の言渡のあるべきで、然も被告人は首謀者近藤和彦に再々唆され、渋々其の見張を負担したに過ぎざるは、

(イ) 中西地区警察署名古木巡査駐在所、巡査内田英男作成に係る被告人の性行調査中の、㈠、家族関係、家族は十三人暮しで普通の生活であります。父母は農業に従事し、兄は小田原第一小学校教官として通勤、姉は泰野町小学校教官として通勤し。㈡、本人の性質、素行、性質は温和にして素行は普通と認められる。㈢、本人の最近の行動、本籍地の小学校卒、平塚商業学校卒、中央大学卒、大学在学中、泰野町の不良性をおびた者を友達に持つた関係、幾分不良化されて性質も温和なので不良仲間のいうがままに行動を為したもので、前記事件を犯行するに至つたのであり、大学卒後は本人は良心的に悪かつた事を考えて社会的にも善良な人に心を持ち、特に警察署などに身の振方を相談もなし、協力もして真実な人に立ち帰つて父母の農業の手伝いを致し現在に至つて近隣の風評も良いのであります。㈣、家族の和夫に対する考え、家族の者は村でも教育者として優秀な家庭であり、前記の通り兄姉は教官として社会に貢献され、又父は村有志として部落の幹部の職にもあり、すべては良くととのいたる円満な家庭であります。本人に対する家庭の者としては犯行当初は非常に呪咀し、怨みたる傾向を見られましたが「罪を憎んで人を憎まず」の考え方になつて、最近に於ては暖い気持で本人を迎え一日も早く裁きを受けて軽い身になつて帰る日を待つている者であるやに見られますとの記載。(記録第二〇四丁表)

(ロ) 被告人の兄、小田原市立中学校教諭、鈴木芳夫の裁判長宛に作成したる歎願書中の……都会に馴れるに従つて、その都会の妖艶な余りにも強い刺戟に目がくらんだのでしょうか、或は通学途上に得た友の悪性の影響でしょうか、とにかく中大在学の日々を重ねるに連れて、日々家人にも感ぜさせる程の変化が目立つて来たのでした。……然し、物事には限りがあると同様人間にも良心があります。例え悪に染つたとはいつても、その突端にふれない事はないのでしょう。弟が次第に深まる心のうちにも時には家の静寂な空気に一沫の反省をしたのか自己の罪を悟る時期を見出した事は不幸中の幸であり兄としては無上の喜びです。只々自己の心に誓を立て黙々として農家の営みに、はた又両親への孝養に一筋に努めその姿は端の見る目もいじらしく、只弟の現在の楽しみとしている所は一日の家業を無事に終り、夕食の一刻を一つ膳を囲んでの家族との団欒が弟として見出した唯一の心の憩いなのでありましょう。その様なひたすら謹慎を誓い日夜神を信仰しつつ反省を続ける痛ましさ、更生の日誌を綴るペンの跡にも良心の苛責に耐えぬのか果は自己を嫌悪しての為めか涙の点々とした跡、それにのつたインキの滲み、その数の増え行くを深夜弟の床についた後ひそかに読み下すにつけ、亦親兄弟に話しても足らぬ心のつかまえ所を赤子が親に甘える如く、唯一人の此の兄を頼りとして総てを打明け縋つている弟の純な姿を眺めるにつけ、この私としてその心中は如何ばかりか、これ丈は味つた者のみが知る、想像等では凡そ判断出来ぬ苦しい切ない心境で両親としても過去はどうあれ、これ程更生に努める不憫な吾が子の姿を見て、何で憎む事が出来ましょう、父親としても農村の何処にも見られる村の名誉職を経て来た頑固一徹な昔堅気の所謂、親爺であつて何事も黙して語らねど、子を心配し思う心は白髪の数の増えたのでも切なき程のものであることは知れ、母親は母親で唯常に信仰する不動様へすがり、神におろおろ姿で毎夜願かけの手を合せ、背中の丸さにその苦労は深く刻ま

れている事が一目で察せられ、その様な両親の一徹な吾が子の更生を祈る姿をみて家中唯一人互に人知れず目をうるませない者はありませんでした。母親は生来の病弱な為めか或は弟の三年の判決を聞いた為めかあれ以後、殆んど病床に伏して日に日に身のやつれゆくのを見て家には何といえぬ悲しさと寂しさで一杯です。悪人程親は可愛いいのでありまして、判決と同時に小田原に拘留されて居る事が母の病気の直接の原因ではないかと思います。可愛いい吾が子、吾が弟ではあつても現実の社会の批判は厳しいもの裁きの厳正なる事は周知の事乍ら、人情の一片をかりて弟の身に情をかけて下さらん事を切に切に伏してお願い致します。これは恥も外聞も全てをかなぐり捨てた兄としての赤裸々な願いであります。何卒何卒弟の心境、両親の苦悩、兄の告白、推察に余りある諸情を充分御考慮下されまして公正なる調査の下に本人の為めにも母の為めにも保釈させて頂き度く幾重にも幾重にも御願い致しますとの記載。（記録第一〇六丁表）

第一審公判廷に於ける相被告人石井佐太郎、同大原昇並びに被告人鈴木和夫の各供述其の他一件記録に徴し、確と確知せらるるのに原判決は被告人の経歴、前科、本件犯行の動機、罪質、其の他諸般の情状を考慮するも本件犯行につき、被告人に対し懲役三年の刑を科したのは其の量刑洵に相当で決して重きに過ぎるものとは認められぬと判示せるも、前述の諸事情に照し客観的に観察すれば、被告人を懲役三年に処し、然も本件審判の対象たる強盗罪は前示裁判の対象たりし窃盗罪よりも以前の犯罪に属する以上、刑法第二十五条第一号に所謂「前に禁錮以上の刑に処せられたることなき者」に該当する故、該刑の執行を猶予するに毫も妨げなきに不拘、其の刑の執行を猶予しなかつたのは被告人にとりては全く炮烙の刑即ち火炙の刑にも等しく、被告人の意にも反するのは蓋し当然で、原判決は量刑甚だしく不当であるから破棄すべきである。尤も上告は刑事訴訟法第四百五条、第四百六条、刑事訴訟規則第二百五十四条、第二百五十七条等の所定事由以外に量刑の不当を以てしては、為し能わぬ観あるも、不当に管轄を認めたことの上告理由と為し得るのは刑事訴訟法第四百十二条の規定上明白であり、殊にこれは上告審の職権調査事項に属さぬのは刑事訴訟法第四百十一条の規定に照せば、

秋毫の疑もなく、上告審に斯る規定を新に設けた所以のものは、控訴審に於ける刑事訴訟法第三百九十八条の規定を其の儘引用し難き為めで、斯く不法に管轄を認めたことを上告理由と為し得ることに規定した点より観察すれば控訴審の規定中には、右の刑事訴訟法第四百五条、第四百六条、刑事訴訟規則第二百五十四条、第二百五十七条等の所定事由を理由にして控訴をなし得る趣旨の規定なき故、新に該規定を設けてこれを以て上告の理由となし得ることを明らかになしたもので、上告の理由をこれのみに制限したる趣旨には非ずと解するのが妥当である。然らざれば量刑の不当は不当管轄の認容に比較すれば、被告人にとつては極めて重大なる関心事であるのに上告の理由となし得ぬとすれば、余りにも権衡を失するの憾みがあり、控訴審にありては斯る量刑の不当を控訴理由となし得ることに規定してゐるに不拘、尚且つ刑事訴訟法第三百九十二条に依り、之を以て控訴審の職権調査事項となして、被告人の基本的人権の擁護に万全を期して居り、上告審が刑事訴訟法第四百十一条を設けた趣旨も畢竟茲にあるので、斯くてこそ我が憲法が第十四条に総て国民は法の下には平等であると規定した趣旨にも副うもので、量刑の不当も亦上告の理由となし得と解すのが正鵠を得たものである。依つて量刑の不当を鳴らし、敢然として上告の理由となしたが、尚憲法第十八条に依れば犯罪に因つて処罰する場合は犯人の意に反して苦役即ち懲役等に服せしむるも差支なきが如く思惟せらるるも、これは皮相な観察にして客観的に検討し、飽迄処罰の適正公平妥当を期することを前提とするものにして、其の限度を逾越しては何人と雖、其の意に反しては絶対に懲役等の苦役に服せしめられぬのは理の当然である。而して原判決の刑は客観的に観察し重きこと前記の如くなる以上、原判決は憲法第十八条にも違反するものと信ずる。以上の卑見は孰れも牽強附会の言にして一顧だにも値せず、量刑の不当を以てしては、上告の理由となし得ぬとするも原判決を破毀せざれば、刑事訴訟法第四百十一条第二号に基き職権を以て原判決を破毀するのが至当である。

仍て刑事訴訟法第四百二十三条に則り上告趣意書を提出する。

以　上

昭和二七年(あ)第二六四七号

判　決

本　店　名古屋市西区本塚町三一番地

福寿製菓株式会社

右代表取締役

稲　垣　俊

本　籍　愛知県碧海郡桜井村大字小川字南加美一一八番地

住　居　三重県三重郡川越村大字豊田二〇〇番地

会社重役

稲　垣　俊

大正元年一二月一一日生

右の者等に対する物価統制令違反被告事件について昭和二七年二月二九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決並びに第一審判決中有罪の言渡をした部分を破棄する。

第一審判決判示第二のキューバ糖の不当高価買入の事実につき被告人両名を免訴する。

被告人福寿製菓株式会社を罰金三万円、被告人稲垣俊を懲役一月に処する。

但し被告人稲垣俊に対し本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予する。

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二七年(あ)第二六四七号

理　由

被告人両名の弁護人広浜嘉雄、同滝沢政二の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

職権により調査するに、本件公訴事実中第一審判決判示第二のキューバ糖の不当高価買受にかかる物価統制令三四条（四〇条）の罪については、原判決言渡後昭和二七年政令一一七号により赦免せられたものであるから、刑訴四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により、原判決並びに第一審判決（但し有罪の言渡をした部分）を破棄し、右公訴事実につき被告人両名に対し免訴の言渡をなし、更に、右事実と併合罪の関係ありとして処断せられた第一審判決判示第一の罪につき、当裁判所は直ちに判決をすることができるものと認め、左のとおり刑を定める。

第一審判決の認定した判示第一の小麦粉を大西安吉から統制額を超過した価額で買入れた所為につき法律を適用すると、右所為は物価統制令三三条、三条、四条、昭和二三年七月一一日物価庁告示四六四号、被告会社については更に同令四〇条に該当する（行為後罰金等臨時措置法二条により罰金額の制限に変更があつたが刑法六条、一〇条により軽い行為時に従う）から、被告人稲垣俊については、所定刑中懲役刑を選択した上、所定の刑期、金額の範囲内において被告人稲垣俊を懲役一月、被告会社を罰金三万円に処すべきものとし、なお被告人稲垣俊に対しては刑法二五条により本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予すべきものとする。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

本件の公判には検察官吉河光貞が出席した。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島　保之介

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第二六四七号

被告人　福寿製菓株式会社
同　稲垣俊

弁護人広浜嘉雄、同滝沢政二の上告趣意

原判決を破棄して第二公訴事実については免訴の、第一公訴事実については相当な判決あらんことを求める。

第一、原判決は刑事訴訟法第四百十一条第五号の規定に該当するから破棄されなくてはならない。

本件は、被告人が昭和二十三年八月卅一日頃何等法定の除外事由なくして小麦粉を統制額を超えて買受けた行為（第一公訴事実）と、昭和廿三年七月三日頃から同年十一月廿六日頃までの間十回に亘り輸入粗糖を不当に高い価格で買受けた行為（第二公訴事実）とを名古屋地方裁判所が物価統制令に違反するものとして第一公訴事実の罪（以下第一の罪という）には同令第三十三条、同第三条を、第二公訴事実の罪（以下第二の罪という）には同令第四十条、同第九条の二を適用しかつ第一の罪と第二の罪とを併合罪として取扱い昭和二十六年七月四日被告人福寿製菓株式会社を罰金十五万円、同稲垣俊を懲役四月（但し三年間執行猶予）に処したのでそれを不服として被告人において控訴したところ、原審裁判所（名古屋高等裁判所）は昭和二十七年二月廿九日控訴棄却の言渡をしたものなのである。

然るところ、昭和二十七年四月廿八日公布、即日施行になつた「大赦令」の第一条第八十七号によつて第二の罪は赦免されることになつたから、刑事訴訟法第四百十一条第五号の「判決があつた後……大赦があつたとき」に該当する事案として原判決は少くとも第二の罪に関する部分は破棄されなくてはならない。同条本文は「上告裁判所は第四百五条各号に該当する事由がない場合であつても、左の事由（第一号―第五号）があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは判決で原判決を破棄することができる」となつており、必ずしも破棄しなければならない規定でないよう

に見えるが、刑事訴訟法第三百三十七条によると、「大赦があつたとき」は「判決で免訴の言渡をしなければならない」ことになつているのであるから、その免訴を言渡すための必須の前提として原判決を破棄しなければならないことはいうまでもない。本件の場合において、少くとも第二の罪に関する原判決の部分が破棄されないならば、著しく正義に反することとなるのはいうもおろかである。

第二、原判決の全部が破棄されなくては著しく正義に反するのみならず憲法第三十一条に違反する疑がある。

本件は、第一の罪と第二の罪とが併合罪として処断されているところ、いまその第二の罪については大赦を受けたが、第一の罪については前記大赦令第一条第八十七号の「基準日において物価統制令に基く統制額がなお存続している価額等に関する同令第三十三条の罪を除く」の規定により小麦粉の統制額が基準日たる昭和二十七年四月廿八日になお存続していた関係上大赦の恩典に浴しえなかつたので、第一の罪は「併合罪ニ付キ処断セラレタル者或罪ニ付大赦ヲ受ケタル場合」に該当し、「特ニ大赦ヲ受ケサル罪」としてその「刑ヲ定」められねばならなくなつたのである（刑、五二）。而して、原判決において被告人が言渡されている刑は第一の罪と第二の罪とを併合考慮して科せられているものであるから、第二の罪について免訴の言渡があつたというだけで、第一の罪についてそれに応ずる刑の減縮がなければ著しく正義に反することは明らかである。刑事訴訟法第三百五十条は「刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない」と規定しているが、この規定は本件のように上訴中のものに適用されるのではなく、判決の確定している事件を対象としていると思われる。本件のような上訴中の場合にはその上訴の係属している裁判所に対して検察官が右の請求をするものと思われるが、検察官にその機会を与えるためには上告理由ありとして原判決が破棄されることを前提とする。上告棄却ということになれば刑法第五十二条、刑事訴訟法第三百五十条の手続を妨げ、「何人も法律の定める手続によらなければ……刑罰を科せられない」との憲法第三十

一条に違反して第一の罪に対する刑罰が科せられるという由々しい結果を招来する。原判決を啻に第二の罪に関する部分だけでなく、第一の罪に関する部分をも含めて全部破棄するの外右の憲法違反の疑を解くすべはない。

因みに第一の罪について大赦の恩典に浴せしめなかつた事由たる小麦粉の統制価額は昭和二十七年五月卅一日の「経済安定本部告示第五号」によつて翌六月一日から解除せられたことを念のために附記する。

以上述べたような理由により、上告の趣旨に掲げたような裁判を求める次第である。

以　上

昭和二七年(あ)第六七三二号

決定

本籍　群馬県山田郡相生村大字如来堂一六三番地

住居　東京都台東区浅草田中町二丁目九番地　鳥塚兼明方

経師手伝

弘こと

山崎宗作

大正七年一一月六日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二七年七月三一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人亀井秀雄から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人鈴木房一の上告趣意は、違憲を主張するけれども、その実質は量刑不当の主張に外ならないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰の意義については昭和二二年(れ)三二三号、同二三年六月二三日大法廷判決参照）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第六七三二号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二七年(あ)第六七三二号

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

二

昭和二七年(あ)第六七三二号

弁護人鈴木房一の上告趣意

被告人山崎宗作

こと

第一点　前審判決は憲法第三十六条の残虐刑禁止規定に反する裁判と思ふ。憲法は如何なるものが残虐刑であるかに付拷問の外何等規定する所がない。弁護人としては、著しく不当過重の刑罰も残虐刑であると解する。依て本件を見るに窃取品は犯後間もなく被害者に返されてゐること、同類型の窃盗前科二犯あるも既に数年を経過してゐて所謂掏りの常習とは見られないから改心の見込が充分に持てることを考量に入れる時、我刑法が教育刑を目的としてゐる以上前審刑の十月は当に不当過重であると思ふ。

以上

一

昭和二八年(あ)第四六四号

決定

本籍　朝鮮慶尚北道金泉郡牙浦面鳳山洞

住居　滋賀県坂田郡醒ヶ井村醒ヶ井三〇四番地

無職

島山義雄こと

趙成五

昭和三年七月一八日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二七年一一月二六日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人鎌田豊彦の上告趣意は、違憲を云為するけれども、その実質は量刑不当の主張に外ならないものであつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰の意義については、昭和二二年(れ)三二三号、同二三年六月二三日大法廷判決参照）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第四六四号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第四六四号

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二八年(あ)第四六四号

弁護人鎌田豊吉の上告趣意

被告人　趙成五

島山義雄こと

第一点　本件犯行に対し懲役十月の実刑を言渡したことは、日本国憲法第三十六条に所謂残虐な刑罰に該当し、不当と云うべきである。

一般に死刑又は無期刑は残虐な刑罰に該当しないとしても（昭二二(れ)一一九、同二三、三、一二大法廷刑集二巻三号一九一頁等、昭二三(れ)二〇六、同二四、一二、二一大法廷判決判集三巻一二号二〇四八頁以下）刑の真義と行刑の実情を正視するときは本件の原審判決は不当なりと云うべきである。元来刑罰が被告人に対し残虐なりや否やは形式的概念によつて決せらるべき問題にのみ終止すべきではなく、各事案毎に個別的相対的に決定さるべきである。従つて、犯罪事実と被告人との均衡の関係から事案によつては残虐性を帯びることがあり得る。本件の事実は被告人が昭和二七年三月三十日岐阜県大垣市高屋町スミレパチンコ店前路上に於て同県木破郡赤坂町伊藤勇所有の中古自転車一台（時価二千円相当）を窃取したと云うのであり、犯罪としては出来心に基く微罪に過ぎず、社会的影響もなく、被害物件は既に原所有者に仮還付され、被害者側には弁償もなしているので（第一回公判調書一二丁）実害も回復されているのみか被告人は、満二十四歳の青年でその家族は、被告人を合せて十名であり、本件犯行の動機も被告人の五歳になる長子を養つて行かねばならない必要上子供に何か買つてやろうとしたもので、その犯情に憫諒すべきものがある。而して現在では被告人は改悛しているので、場合によつては不起訴相当の案件ですらある。而るに、本件については被告人に前科あるの故を以て懲役十月の実刑を言渡したことは遂には被告人を再び拘置所内に送り、自暴自棄に陥らしめるのみか、その社会復帰への可能性を失

わしめる結果となり、以上の諸点よりすれば右の如き酌量の余地ある犯罪事実について懲役十月を科することは正に不必要な精神的肉体的苦痛を加えるものとして残酷と認められるので、この点で破棄を免れない所である。

第二点　刑法第五十六条の再犯加重の刑を適用して被告人に懲役十月を言渡したことは、刑事訴訟法第四一一条第二号に刑の量定が甚しく不当であるから職権を以て原判決は破棄せられるよう申立るものである。

上告趣意書第一点に於て主張する如く憲法第三十六条に残虐な刑を科してはならないとする以上、単に前科あるの故を以て加重した刑の量定は法定の事由としては肯定し得るとしても本件の如き情況の下ではその量刑は甚しく不当と云はねばならない。

而して刑の量定に付ては裁判所の先例に拘泥することなく、常に独自の裁量に基き各事件毎に個別的に之を判断すべきものであり（昭八、一一、六大判一二巻一四一七頁）本件の犯罪の動機その他諸般の一切の情状を参酌するも、原審の判決は過重なものとして犯情罪責の重大性を左右すべきものである。もとより刑訴第四一一条の事由は上告申立の理由とはならない処であるとの判例なきにしもあらざるも、弁護人はこゝに敢て諸般の情状を賢察の上職権を以て原判決を破棄せられるよう勧告希望する次第である。

以　上

昭和二八年(あ)第七九三号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚北道清道郡清道面面仙洞

住　居　釧路市幸町九丁目三番地　中村方（現在大通拘置支所在所）

無　職

松本正夫又はユーハンピリこと

劉　漢　弼

大正一〇年一一月一四日生

本　籍　朝鮮全羅南道務安郡二老面上里

住　居　札幌市白石二条三丁目　竹山鳳賢方

雑　品　商

吉田修又は吉田収身こと

洪　鐘　珉

大正三年一〇月二六日生

本　籍　朝鮮慶尚南道密陽郡丹陽面冷棹里谷村三三四

住　居　札幌市白石二条三丁目　竹山鳳賢方

古　物　商

金山尚浩こと

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二八年(あ)第七九三号

右被告人劉漢弼に対する住居侵入、窃盗、外国人登録令違反、同洪鐘珉、同金尚浩に対する住居侵入、窃盗各被告事件について昭和二七年一二月二七日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人劉漢弼及び同金尚浩の負担とする。

理　由

被告人劉漢弼の上告趣意及び同金尚浩の上告趣意について。

論旨はいずれも刑訴四〇五条の定める上告理由に該当しない。

弁護人田村誠一の上告趣意について。

所論第一審判決判示第五の事実は同判決挙示の各証拠殊に被害者土田善助作成の盗難届（この届書には盗難場所が、釧路市北大通三丁目七番地土田呉服店内である旨の記載がある）及び金容浩に対する裁判官の証人尋問調書等を綜合すれば、優にこれを認めることができるのであるから、第一審判決、従つてまた原判決は、所論のように虚無の証拠により有罪を認定したものではない。それ故論旨援用の判例は本件に適切でない。論旨は理由がない。

弁護人君野駿平の上告趣意第一点乃至第六点について。

論旨の中には憲法違反の語を用いた部分もあるけれども、その実質はいずれも単なる法令違背又は事実誤認もしくは量刑

不当の主張に帰し、適法な上告理由とならない。

なお論旨第一点の判断遺脱の主張に関しては、第二審が第一審判決を破棄自判した場合に、量刑不当の控訴趣意に対してあらためて判断を示す必要のないこと、当裁判所の判例とするところである（昭和二五年(あ)二六〇〇号同二六年一一月一日第一小法廷判決参照）。

論旨第二点については、控訴審において、第一審判決が有罪と認定した犯罪事実中の一部分につき犯罪の成立を認めないで、しかも第一審判決と同一の刑を言い渡したとしても、刑訴四〇二条に違反するものでないこと、当裁判所の判例の示すとおりである（昭和二三年(れ)七四五号同年一二月一四日第三小法廷判決）。

論旨第三点に指摘するように原判決は刑の加重の順序を誤つてはいるが、その窮極の処断の点においては被告人の利益に影響するところがないのであるから、このような擬律の差異は判決破棄の理由とはならない（昭和二七年(れ)二〇一号、同二八年三月二七日第二小法廷判決参照）。

論旨第四点の非難もあたらない。けだし原判決判示のように、第一審判決挙示の各証拠の中に違法のものがあつても、これを除きその余の証拠を綜合して第一審判決判示の事実を十分認め得る場合には、右の瑕疵は判決に影響を及ぼさないこと明かであるから、第一審判決を破棄する理由とならないこと、刑訴三七九条に照らして疑を容れないところである。（昭和二五年(あ)二四九〇号同二六年七月二六日第一小法廷判決参照）。

論旨第五点について調べてみると、所論金容浩の裁判官に対する証人尋問調書は刑訴三二一条一項一号に該当するものであつて、検察官が右の書面の取調請求をしたのに対し、弁護人はこれを証拠とすることに同意している（第一審第七回公判調書二九八丁）のであるから、この書面は全部証拠能力を具えるに至つたものである。論旨はこの書面の少くとも伝聞供述を記載した部分に証拠能力なきことを前提として事実誤認を主張するものであるから採用できない。

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二八年(あ)第七九三号

昭和二八年六月三〇日判決　昭和二八年(あ)第七九三号

論旨第六点は量刑不当の主張である。

なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条に従い、裁判官全員一致の意見を以て、主文のとおり判決する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人の上告趣意

先般釧路地検係検事により起訴された訴因中の窃盗被告事件は私が全部事情を説明して否認致して居たにも関らず私が前科者なりと言ふ理由と同国人四名の共犯との交際に依り共犯関係ありとして認定され第一、二審共に懲役五年を判決されて居るものですが之れは全く不当で有ります。勿論私が犯せる住居侵入、外国人登録違反行為は何ともお詫びの申し上げ様も有りませんが窃盗事件に関しては同国人四名の共犯とは全然関係無く当時私は釧路市幸町九ノ三中村秀夫方に居りました。一時疑れたのが何の為か共犯人として扱はれた者であり私が日本語を上手に話す事が出来ませんのでした故に誠に不服と思ふ次第です。又私に関係ある窃盗事件のオーバは今迄幾度も申し上げて来た如く当時釧路市末広町の東宝映画館前にて二十二、三才位の若い男に泣きつかれ盗品とは全然知らずして金四千円にて置取つた品物であります。

其の時の若い男は函館より職を探して来たとか申して居り職もなく母も病気と知らせも有つたが帰る旅費がないので本当に困つて居る故買つて下さいと言れ私も故郷を遠く離れて働きに来て居る身としてついに同情して終ひオーバを金四千円で買つたものです。其の後間借りして居る室において置いた所たま〳〵住居侵入から係刑事に依り家宅捜査された時に見付られ鳥取町の或る商店より盗難された品物であると知らされましたが全然私はそんな事とは知りませんでしたので買つたのです。勿論其の他の窃盗被告事件は全然私の知らぬところで有ります。其の事は同国人の四人の共犯者と言はれて居る者の本件の被告人に聴取されゝば解る事と思ひます。尚私は当時真面目に働いて居り其の事は釧路市幸町九ノ三中村秀男様にお聞き下されば解ります。若干の金の貯金あり生活には困りませんでした。

被告人　劉漢弼

松本正夫こと

尙私は日本人でありませんし関係から斯様な事になると本当に不利益でありまして何等有利なる証人を申請する事が出来ませんけれど斯つては日本臣民であり其の義務を真面目に果して来て居り戦争中は勿論現在に至る迄其の気持には偽は有りません。従つて内地在住十数年に成りますがお国に御迷惑かけたのは只一度、然もそれは自分の病気から生活難に苦しみ一寸した心の迷ひより犯したもので今その、前科故に私が窃盗罪の犯人と認定されて五年の重罪は誠に不当と思ひます。

私は何んとかして昨年故国に帰り久しく離れて居た故郷の母や兄弟達と一度会ひたく思ひそれやこれやで登録切り替えも致して居なかつた次第であり決して犯罪を犯す為にかくして居たものでありません。此の事は私の一番不服に思ふ所で有りまして私が犯罪を犯して居りますなら斯様な苦しい未決生活をすてゝ服罪するのですが私は実際関係して居りません故今迄一ヶ年間此の苦しい長期間闘ひ抜いて本日迄来たので有ります。私も今は長期の未決拘置生活にて体も弱り記憶も精神も大分薄らいで居りますが事実は事実と申し最後の公正なる審理判決を得たく思ひ最高裁判所に告訴した次第で有ります。尙私が申し述べて来た事は絶体に偽り無き事を神仏に誓いますし故特別の御深慮を持ちまして再審理下さいます様御願ひ申し上げます。

以上

昭和二八年(あ)第七九三号

被告人の上告趣意

被告人　金　尙　浩

一、私は釧路刑務所拘置所に勾留せられる当時より発熱診断の結果、胸部疾患にて入院現在も当病棟にて療養致しておりますが、昨年来より病状悪化一月中旬より生死の状態にあり当医務課より重態の診断書が札幌高等裁判所に提出されたのですが裁判所より死亡するも保釈を許可せぬとの回答を受けましたが私は新憲法に違犯するものであると考います。

二、私は今回の事件については全部不服であります。

(イ)　私は第二審も第一審通公判廷にて裁判長が被告人に対して尋問するものと考いて、公判廷にて申上げるつもりで居りましたので控訴趣意書には何ら記載しなかつたのであります。

(ロ)　第一審の記録書にもある通り公判回数八回検事さんより証人申請は二十三人の多数でありましたが内二十二人の証人は誰一人として明確な証言をする者がなく犯罪事実をみとめる事が出来たのでありました。

(ハ)　公判に出廷しなかつた証人の一人「金ョウコウ」は裁判所より再度呼出するも出廷せず最後は逃走するとは検事さんに虚言を申した事は明らかに証明するものであります。

(ニ)　「金ョウコウ」が検事さんに申した事を事実として判決を言ひ渡した事はあまりにも裁判の不正が甚しいものでないかと考いられます。

(ホ)　警察側でも逃走する「金ョウコウ」を逮捕もせず放任するとは私は何か不正な事があるものと思ひます。

(ヘ)　起訴状による(ロ)の当日は私は札幌市に来ている事は起訴状(ハ)によつても証明されているのにも私の事実として記載してあるは起訴状の相違も甚しいものであります。

右申上げた次第であります、私は昭和廿六年より釧路にて古物商を致しており現在私の病気悪化の為家内子供は札幌に来て居る様な有様で何分共御審議の上公明正大な判決を御願致します。

以　上

昭和二八年(あ)第七九三号

被告人　洪　鐘　珉

弁護人田村誠一の上告趣意

判例違反がある。

第二審判決は第一審判示第五の事実に付て之を有罪として居るか虚無の証拠に依り事実を認定したもので明かに判例違反である。（昭和二十三年(れ)第六八四号、同年十二月二十七日大法廷判決参照）被告人洪同金の両名が本件犯行をなしたかどうかを認定する資料としては金容洪の裁判官に対する証人尋問調書のみしか存しないか右調書に次の如き供述記載がある。（記録三四二乃至三四三）。

問　本年二月頃証人は吉田修を訪ねた際、同人は証人に対し土田呉服店で盗んだのは自分と金山であるようなことを云はなかつた。

答　本年二月頃吉田を訪ねた時吉田は私に対し「北大通の橋の側の呉服店から金山と自分の二人で物をとつて川本と三人で売りに札幌え行き云々」と申しましたので私は「その呉服店というのは新聞に出ていた呉服店か」と尋ねますと吉田は「そうだあの時懐中電燈がつかなかつたためマッチを探したので良い品物を探し出せなくておしいことをした云々」と云つて居りました。

右に依れば吉田即ち被告人洪と金山即ち被告人金の両名北大通の橋の傍の呉服店に入り窃盗をなしたことてあるが、その呉服屋が本件の土田呉服店であるかどうかは右問答自体によつては明らかでないし他の証拠によるも認められない。然るに之を有罪としたことは虚無の証拠に依り有罪と認定したもので判例に違反するものである。

以　上

弁護人君野駿平の上告趣意

第一点　原審判決は判断の遺脱があり、刑事訴訟法第四一一条第一号に依り更に憲法第三十一条に違反し破棄を免れない。

原判決は第一審判決を全部破棄しているがその理由をみるに、第一審判決第十の事実に付き被告人劉漢弼の無罪たる事及び同第十二の事実に付き被告人郭在元の無罪たる事を挙示している。してみると第一審判決を破棄すべき理由は被告人劉漢弼及び郭在元にのみ限られ、被告人金尚浩には破棄の理由がない。かゝる場合には、刑事訴訟法第四百一条の規定に鑑みても右破棄事由の存する両名に付て第一審判決を破棄すべきもので、被告人金尚浩に付ても一審判決を破棄した事は違法と云はねばならぬ。しかも原判決は「量刑不当の論旨に対する判断を省略し」と述べている通り、被告人金尚浩に対する右第一審判決の破棄を理由として同人に対する量刑不当の控訴趣意に対する判断を怠り、明に同被告人の控訴趣意に対する判断を違法に遺脱したものである。此の点に於て原判決は刑事訴訟法第三九二条に違背し、右違背は同第四一一条第一号に該当し、更に右違法は法定手続を保障した憲法第三十一条に違背するので、原判決は此の点に於て破棄を免れない。

被告人　劉　漢　弼
同　金　尚　浩

第二点　原判決は刑事訴訟法第四〇二条に違背し、同第四一一条第一号に該当し、右違法は憲法第三十一条に違背する事になるので破棄を免れない。

原判決は被告人劉漢弼に付き第一審判決第十の事実に付き無罪の言渡をなしている。しかるに同人に対する量刑は第一審に於て懲役五年であり、原判決に於ても同断である。同被告人の公訴事実中一部無罪となり、残余の部分に対する量刑

が全部有罪とした第一審判決と同一であるとする原判決は、明らかにその点に於て第一審判決より重い刑の言渡をした事になり、此の点に於て刑事訴訟法第四〇二条に違背し、此の違背は判決に影響を及ぼす事明かであるから同法第四一一条第一号に該当し、更に法定手続を保障した憲法第三十一条に違背する事になるので破棄を免れない。

第三点　原判決は法令の適用に誤りがあり、従つて判決に影響を及ぼす事明であるから破棄を免れない。

即ち原判決は被告人劉漢弼の所為に付累犯加重をなしているが、その判示第二及び第四の各所為は累犯加重より除外されている。而して併合罪加重における重き刑の選択に付ては、犯情の重いと認める判示第四の罪（前記の通り累犯加重をされていない）を選択し併合罪加重をなしている。

同じ窃盗の所為に付て一方は累犯加重に当り、他方は当らざる場合、併合罪加重の際の重き罪の選択に付ては累犯加重された刑を選択しなければならぬ事は自明と云えよう。従つて此の点に於て原判決は法律の適用を誤つた事明かであり、法律の解釈適用の統一の点から見ても最高裁判所は此の点に於て原判決を破棄すべきものと信ずる。

第四点　原判決は刑事訴訟法第四一一条第一号に該当し、憲法第三十一条に違背するを以て破棄を免れない。

原判決は「しかし前記違法の部分を除いた原判決挙示の各証拠を綜合すると原判決判示第十五の事実を十分認められるので前記瑕疵は判決に影響を及ぼさないのであるから原判決破棄の理由とはならない、論旨は採用できない」として控訴趣意第一点を排斥している。

刑事訴訟法第三一八条は自由心証主義を明示している。第一審裁判所に於て犯罪事実を認定するに際し、違法の証拠に基き之をなし、しかもその違法な証拠を証拠に採用している以上、控訴審に於ては之を破棄せざるべからざるものと信ずる。之に反する判例が再三判示されている事は弁護人も知つているが、第一審判決が自由心証によつて事実を認定した際の各証拠の比重は外部から推断する事ができないし、又推断すべきではない。その証拠の一部が違法であつた場合には、

当然第一審裁判所の事実認定の基礎がくづれた事になる。何となれば第一審裁判所は、事実認定の証明力の基礎の大半を右違法な証拠において、それを控訴裁判所が「右違法な証拠を除いた原判決挙示の証拠を綜合すれば、判示事実が十分認められる」とするは前記自由心証主義に違背し、書面審理を復活する事になるので到底支持できない。従つて原判決は此の点に於て刑事訴訟法第三一八条、同第三二〇条に違反し、同法第四一一条第一号に該当し、ひいては憲法第三十一条に違背する事になるので破棄を免れない。

第五点　原判決は刑事訴訟法第三二〇条に違背し、明に事実誤認があり破棄を免れない。

第一審判決第五の事実につき金容洪の裁判官に対する証人尋問調書を証拠として採用し、他に被告人金尚洪の犯行を立証すべきものとしては見るべきものがない。而して該調書によると、

「本年二月末頃……吉田を訪ねた時、吉田は私に対し『北大通の橋の側の呉服店から金山と自分の二人で物をとつて川本と三人で売りに札幌え行き云々』と申しましたので私は『その呉服店とは』と尋ねますと吉田は『そうだ、あの時懐中電燈がつかなかつたためマッチで探したので良い品物を探し出せなくておしいことをした云々』といつて居りました」（三四二丁、三四三丁）

旨の記載がある。而して右調書を採用した基礎をみるに第七回公判調書をみると、検察官は刑事訴訟法第三百二十一条第一項第一号、第三号により他の司法警察員に対する供述調書と共に証拠調の請求が違法である事は論をまたない。即ち供述した本人である金容洪等が公判廷又は公判準備期日に喚問せられ前の供述と異つた供述をした形跡は記録を精査してみても見当らないからである。

此の点は第六回公判手続に於ても、更にその前に於ても検察官が書証の取調請求を何れも刑事訴訟法第三百二十一条に基いてなしている事はすべて違法であると云はねばならぬ。

而して金容洪の供述調書は書面を以て公判期日に証拠調をされているから此所に第一次の伝聞証拠となり、更にその中で被告人である吉田の供述をその内容とする点に於て第二次の伝聞となる。刑事訴訟法第三二四条の規定は「公判準備又は公判期日における供述」の際の問題であるから、本件の如く伝聞の更に伝聞と云つた場合にみだりに適用出来ない事が明かである。

してみると被告人吉田の、金容洪に対する供述を内容とする当該書面を証拠に採用したのは明に違法で、少くとも此の部分は証拠能力なしとせざるを得ない。此の部分を削除してみれば、被告人金尙浩の判示第五の所為は明に之を認定する証拠がないのである。

しかるに原審判決が此の点に関し事実誤認、理由不備の控訴趣意を排斥したのは明かに刑事訴訟法第三二〇条、同第三二四条に違背し、更に事実の誤認をなしたもので、此の法令違背及び事実誤認は判決に影響を及ぼす事明かであるから原判決は破棄を免れない。

第六点　原判決は量刑不当により破棄を免れない。

本件は生活苦より生じた現象である事、我国に於ける朝鮮人等の生活は正当な職業に就く機会にめぐまれず極めて劣悪な状態に追い込まれている事、技術を補導して正職につければ被告人等は再度悪事を働く事はないと思はれ生来的な悪人とは思はれない事より考えれば、懲役五年の判決は重きに失し、被告人等より更生の機会を奪う事になるから当を得ないものと考へる。宜しく量刑不当をもつて原判決を破棄し、三―四年程度の懲役を科されるのが至当と考へる。

以　上

昭和二八年(あ)第八三七号

決　定

本　籍　山形市旅籠町三三九番地ノ内三号
住　居　北海道常呂郡留辺蘂町字温根湯　大江永治方
　　無　職
　　安　食　佐武郎
　　大正一二年三月二八日生

右に対する詐欺被告事件について昭和二八年二月五日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人の上告趣意は、事実誤認又は量刑不当の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（仮に他の犯人が起訴されず被告人のみが起訴処罰されたとしても、憲法一四条に違反するものでないことについては昭和二六年(れ)五四四号、同年九月一四日第二小法廷判決参照）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第八三七号

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第八三七号

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

二

昭和二八年(あ)第八三七号

被告人　安食佐武郎

被告人の上告趣意

もともと私は高橋ハマから頼まれてたまたま私の弟安食昭二が卸問屋に働いていた関係から弟に頼んで軍手類約三十五、六万円のものを仕入れ三十万円も未払のまゝにしてありました。ところがこの品物を受取つた高橋の方では注文先が破約になつたというので私の方に更に他に売捌いてくれと泣き込んで来ました、そこで私はこれに協力することにして知人の黒沢利平、名和照太郎、成田某等を頼んで高橋と共に各地に行つて売捌に奔走したわけです。ところがその間に成田某に売上金を持ち逃げされたりなどしてすつかり欠損してしまい出張旅費、宿泊料などは私が全部立替払をして参りました。一方弟昭二の方からは私に対して品代金の残金三十万円余を支払えという矢のような催促に会えました、私もこのことを再三高橋に迫りましたところ高橋も責任はとるが今直ぐにはできないできるだけ早く清算をするということでありました、しかし私としてはこれでは高橋に詐欺にかかつたことになるわけです。こうして非常に困つている矢先に本件の酒粕を堤から高橋宛に送つてきたということを黒沢からきいたのでこれを荷受けして金に換え弟の方の未済を支払するということは別に悪いことでないと考えてやつた次第であります。勿論、高橋関係の精算をするつもりで一銭一厘もよけいな金を自分のものにする考え等は全然御座いません。尤も私はこういう方法によらないで法定の手続をとれば良かつたのかも知れませんが私には当時金も余裕もありませんでしたし当時の高橋の云い分や気持から見て本件のような精算方法をとつても高橋の方では異議がないものと信じておりました、従つて私には詐欺をするなどという気持は毛頭もつておりません。憲法ではすべて人は法の前に平等であると謳われておりますが詐欺をした高橋が何んでもなく私だけが一方的に処罰をせられしかも懲役六月という実刑を受けることは甚しく憲法の精神に反していると思います。

以上

昭和二八年(あ)第九九八号

決　定

本　籍　高知県幡多郡十川村大字広瀬一七八番地
住　居　宮崎県宮崎郡住吉村大字島の内　番地不詳（現在高松刑務所在所）
職　無
加賀城　實
大正一二年六月一日生

右に対する窃盗、詐欺被告事件について昭和二七年一二月二五日高松高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意について。

論旨中には警察において自白を強制されたという主張があるが、これは原審において控訴趣意として主張されず、従つて原判決の判断を経ていないところである。また記録の上にもそのような形跡は認められない。その余の論旨は結局事実誤認の主張に帰する。それ故いずれの主張も刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人大政満の上告趣意について。

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第九九八号

一

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第九九八号

論旨は憲法二五条の法意を云為しているけれども結局量刑不当の主張に帰し、適法な上告理由とならない。なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二八年(あ)第九九八号

被告人の上告趣意

被告人　加賀城　実

上告に及ぶ迄未決監に七ヶ月の長きに渡り其の間病気とたたかいつつ私の全精神を呼起し、時には良心に問つめられる思を私の現状等を対照し、時季に折に振て事態の真相を映き出し文書に表し綴たもので有ます。簡単では有ますが私にとりましては誠に重大事実に七ヶ月余りの日数をかけたもので有まして一辺に出来たものでは有ません。

一、私儀去る昭和二十七年十一月二十二日高松高等裁判所に対し訟訴理由書提出致ました。高知地方裁判所須崎支部に於て窃盗並に詐欺罪にて懲役一年四ヶ月の判決云渡を受け、訟訴致ました一審々理中事件真相について申上る機会得ず、今又訟訴理由書作成当時病弱の為遺憾の点多く上申書をもつて裁判長に対し申出に及ましたが、御審理に及ず却下されるに到りましたので去る昭和二十八年一月七日上告致ました次第で有ります。上告趣意書記載の事態真相について今一度何分の配慮わずらわし度伏してかこんがん申上ます。

去る昭和二十七年六月二日愛媛県郡中町青果市場に出張、同町玉泉旅館宿泊中伊予地区署員の臨検に依り明六月三日午前八時呼出され、宿泊料につきお調を受る内高知県中村地区署依り私に重罪犯として（強盗傷人指名犯人）手配が出て居ると聞かされ如何にも大事件なりと断定され取調られた。越て六月十二日以後中村地署に連行されて伊予地区署同様の過酷の調を受たるものでであります。其の態度たるや実に暴若無人なる事文言共に表現出来ず、受た恥辱と汚名と精神的並に肉体的に心身共に迷惑の限りをつくした。而も過酷の調に対し夢中になりて居た当時の検察庁並に警察署にて取調等を憶ひ感慨又新なるものが有ります。前記々載の通り同署に時て逮捕連行されたもので有るが、此の手段が如何に軽卒であつ

たか今更驚異の眼をもつて看るの外なし。私に対して重罪犯をもつてのぞんだ司直の処置は先ず指名するに当つて重罪犯なる故に慎重の考慮を要するもので有つて、此が一歩過まれば当人は甚大なる被害を「コウムル」は勿論、国家として依り大きな社会問題をかもす事明なる事実で有る。故に之を扱には即ち憲法の主旨を浴く奉して人権に最も重きを置き刑事政策の指示する処に依り之を行使する事になつておる。而るに私に対する行為は真に此の主旨に立却して居たかを疑もので有る。若し行為が主旨に立却して居たとするなれば被害者として立つた谷義隆（高知県幡多郡江川崎村）が偽の被害者で有つて、被害の事実はなかつたと云ふ事は無いはずで有る。私の理論を百歩譲歩しましても犯人が違て居たと云ふ事は認められるが、而ながら「ガイ」事件が全然発生して居た事実なしと云ふ結論に到つては私は啞然として論するを要しない。人権蹂躙も甚しきもので有つて「一つは」被疑者として「一つは」国民としての事態に対して最大の考慮と最高の処置を構ずべきで有る。之が私の現在の制度に対する立法の主旨で有ます。

一、私儀に対し昭和二十七年六月二十一日強盗傷人が無に帰したが一辺の釈放なく、同署に於て高知県窪川地区署依り窃盗の容疑で逮捕連行され前回同様に引続き厳重に取調にあつたものでり、上告趣意書記載の窃盗被告として立たされました。其の事件に関し何れも私は全然意に解せず、何ぜならば当初に於て警察は私に強制自供述せしめて右自白せしめた如く調書作成された。依つて警察は私を正犯なりとして「カコク」の扱をされた事件発生当日当夜私は昭和二十七年五月八日午後四時半頃より九日十日と左記に居た事実なる事を断言する。

清水金十郎（宇和島市笹町性別男、職業石工、年齢当四十九年位）

被害者として立つた（高知県幡多郡十川村大字戸川）林正吉所有物品に関しては昭和二十七年五月二十日頃と思ひます。当人に会ひ色々と其の時の模様を聞かされて居りました次第で有ります。当人の話では現場を良く知つて居る者で有ろうとの事でした。なぜならば被害者の物品の内焼酎四、五合飲み、又白米を二升程度取つて居るといわれました。私しは其

物品は全然関知して居ません。

一、依つて正犯扱は根本に於て間違つて居たもので、疑問視するなれば他の罪名を当られるなれば調られる場合も考慮するも、正犯扱は完全に間違つて居た事を証言する。何れの場合に於ても司直は当初間違つた罪名で臨んで扱つて来たもので有ります。唯今日私が当時を憶ふに事件発生現場を通過してと云ふ目撃者の証言に依り斯様に扱つて来たものです。国民として公共の指定の交通路を利用致まして通過し、近親者、知人、友人宅を訪問するのに犯罪なりと断定される可きでは無きかと考える次第で有ります。

一　私儀上告趣意書記載の詐欺被告として立たされましたが其の何れの被害者と私との間に於て民事上の取引関係は有するが法律上支払の義務を有する刑事上の問題は介在して居ません。当初に於て警察官は私が偽名を使つて宿泊したと云ふ処に依り斯様に扱れて来たものと思います。当時を憶ひ遺憾にたえません。私は昭和二十六年度に詐欺罪として一年二ケ月の刑を受け、高知刑務所に服役昭和二十七年四月十二日仮釈後の恩典に浴して出所致し前記被害者の宅に行きました。而して私の出所を聞き余り良くなき知人、友人が私を又々「ユウワク」せんと付きまとわれた事実が有ります。故えに其の「ユウワク」を遠ざかる為めに偽名宿泊したものです。朱に交りて朱に染まる類は類をよんで類をもつて集るとのことわざがあります。如何にも一度転落した人生の恐意を感じられます次第で有ります。

一、何れも被害者と立つた当人と私との間に於て宿泊料並に飲食料に関する民事上の取引関係は確に有ます。当人と私との間で清算勘定してみないとわからないが相当額有ると思ひます。昭和二十年以来同地方に出張の場合は何れの所にも立依り宿泊並に飲食をして居る事実である。其の場合に数回に渉りて宿泊料並に飲食料も其の間集めて清算勘定支払なした事実あり、今回も同様の清算勘定支払ものである。此で私の申上る清算勘定支払と云ふ事はあくまでも私と当人との間の民事上の取引関係を云ふもので有ます。故えに私と当人が話合つて決める事を清算と云ひ、私と当人とが話合つて出来た数

字を珠算に入れて産み出す事を勘定と云ひ出来た数字を支払ふ、即ち此で私の申上る清算勘定支払と云ふものです。

一、一審に於て併合罪として窃盗並に詐欺罪の判決を受ました内、窃盗に付いては前記々載の事件発生当日当夜発生場所におらず、別所、前記々載の清水金十郎宅に宿泊して居た事実あり、事件発生の時其の場所に不在居の者が窃盗正犯としてお嫌疑を置れるゆわれはないと考えます。又被害者と立つた林正吉宅に付いては私は当人に会つて聞く迄知りません。何れにしても当初司直が私の関知せざる重罪犯として臨んだが故えに斯様に扱はれたもので有ます。

而して法理学の上からも致ましても日本の法律「行刑法」は独法に依るものと有ります。而らば本質として事件の主査は有ばいと証拠に依る、之が独法の主旨で有ります。私の場合よしんば犯罪なりとしましても正犯と扱われて来た私の有ばいは確然として指定出来るもので有ます。而らば刑事政策の上からも行刑法の適ようを必要としなき事、当然の既決で有ますまいか、只今私が申上る行為と並に行動は金言なるもので有ります。

一、詐欺に付いては今回の事件は警察官に於て私の単なる取引関係（民事上）をあたかも支払の義務を有する刑法上の問題として扱つてきたが、之は民法の摘要して民事上の問題で処理すべきものであります。而るに何故司直が斯様に扱かわれたか今私が考ますに、当初警察署に於て支払の義務を有すると調書に書れた私の単なる民事上の取引関係を此の調書に依りて刑事問題として扱かわれて来たもので有ます。要は私に前科前歴が不幸にも欺詐で有つたので之にからむものとも考えられます。

一、私儀の窃盗並に詐欺罪にとわれたのは一審に於て御尋問が了解出来ず、答弁し得なかつた事を今日遺憾に思つて居る処で有ります。而ながら当初私儀に対して司直は誤つた罪名のもとに逮捕連行されて取調られて来た次第で有ります。故えに取調に当られるも違つた罪名のもとに扱かわれて今日に至りて居るもので有ます。私儀に対しての一審公判記録と先に

高松高等裁判所に対し訟訴趣意書、上申書並に今又上告趣意書に依り大変な開きが有る次第で有ますが、何れ事件の真相が二審に於て明らかになるものと思つて考えてまいりました。何卒今一度事態の真相を考慮頂きたい。精神的には一審公判当時依りも落つき冷静になりて参りましたので当時を憶なげかわしく思ふ次第で有ります。遺憾ながら強盗傷人指名犯人として待遇し取調の結果は私の関知せざる窃盗正犯として窃盗罪でのぞみ、而も真実は私の民事上の取引関係を警察は調書に於て巧妙に刑事事件化して支払の義務云々と記載なされ有るとし、当時病弱の私はともすればものゝ判断を誤る迄に立ち到つて居た而るに言葉たくみに病弱を利用し此の調書に調印せしめたもので有ります。

一、而らば行刑法の摘要を照合しましても共同正犯を罰する法律は有ます。而しながら共同正犯を正犯として罰する条文は無きかと考えられます。故えに私儀に対し他の罪名をもつて臨まれるべきを司直は誤つた罪名のもとに窃盗正犯として扱われて来て居る次第で有ます。

一、而かも被害者と立つた当人と私との間の単なる民事上の取引を警察は私に対し支払の義務云々として刑事上の問題として扱かわれてこられたもので有ります。故に事態の真想が明らかになりましたならば被害者と立ちた当人と私との間に於て直ちに清算勘定支払致す考えで居る次第で有ます。

一、依つて上告趣意書記載の事件の真相を配慮頂きまして前判決を一審（高知地方裁判所須崎支部に於て窃盗並に窃盗罪懲役一年四ケ月）無効とする御決審を賜り度し。

以　上

被告人　加賀城　実

弁護人大政満の上告趣意

原判決は刑の量定が甚だしく不当であると思料致します。即ち記録を閲読しますに被告人の所為はその犯意につき他人のものを窃取するとか、又は無銭飲食するとか言ふ悪性を意識する丈けの猶余のない程困窮せる境遇にあるものであつて、殆ど反射的にした行為と目されます。元来被告の如きものに対しては国家はその出獄後の生活につき相当な刑政的な処置を講じてこそ憲法第二十五条の法意に副うものでありまして、本件被告の犯罪行為は国が社会保障的義務につき考慮を払はなかつたことにより発生した犯罪の典型的なものの一つであると存じます。

特に被告の健康状態より考へましてもその疑惑が一層深いのでありまして、原判決の刑の量定は文化国家としての見地より考へて、著しく正義に反するものと認められると思料するものであります。

以上

昭和二八年(あ)第一四八五号

決　定

本籍並びに住居　浜松市新橋町一六〇五番地

農　鈴木輝男　大正二年九月一〇日生

右に対する贓物牙保被告事件について昭和二七年一一月八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人柳生常治郎の上告趣意（後記）中、被告人が自白を強制されたという点は、原審において控訴趣意として主張されず従て原審の判断を受けていないところである。その余の論旨は事実誤認及び量刑不当の主張に帰する。いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

なお記録を精査してみても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年六月三〇日

昭和二八年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第一四八五号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

被告人　鈴木輝男

弁護人柳生常治郎の上告趣意

第一点　被告人の本件行為は被告人か山住順三より金かなくて食事も出来ない窮状を訴へ所持の自転車を処分かしたいから頼むと懇請されたか別に該自転車か賍物てあることを打ち明けられた事実かない。被告人として単に其の自転車か富士号てあつたので生活に困ると言ふ山住か今迄之れを保持して居る点に疑義を抱きたるも賍物てあるとの認識した結果てはない。山住は自己所有の自転車たと当時明言して再三被告人に其の処分方を懇望するので其の言を信し之れを周旋してやつたに過きない。然るに窃盗本犯山住順三は警察員及検事に対する供述に於て「鈴木に私か盗んで来たことを話してある」と供述して居るも真意の供述てはない。窃盗本犯か自ら賍物を売却又周旋を依頼する場合自ら「盗んて来たものだ」と打明けて依頼するか如きは絶無である。反つて賍物たることを秘し高価に処分し又は周旋を依頼することか社会の常道てあるか其の窃盗本人か逮捕されると無責任な立場と取調官に反抗する気力など全然なく誘導又は自白強要される儘の打ち明けてあると迎合供述を生ることは賍物犯罪の実体てある。従つて真相に異ると是認され得へき情況下にある供述て唯一の証拠にして認定することは危険あると共に真実に合致する認定とは謂ひ難い。又一方賍物犯罪の嫌疑者に対して取調官は右本犯の供述と結果的からして「怪し物と思はぬ道理はない」とか又「知らぬ訳はない」とか誘導或は自白強要し被疑者か如何に陳弁するも聞き入れられず遂に取調官に迎合供述をするの已むを得ない立場に追い込まれるもので敢て本件のみてはない。従つて前後の事情と社会の常理等を対比検対し判断すへきもので単に真意にあらさる供述のみを過信して事実を認定することは公正なる裁判とは謂ひ難い。

本件の被告人の場合に於ても前述の如く被告人には賍物たるの知情は全然ないことは記録の全体から徴して窺知される

処てある。要するに原審は採証の方則に反し事実を認定したものてあれは畢竟罪とならさる事実を有罪に認定処断したるは基本的人権を侵害するものて憲法違反てある。

第二点　被告人の本件行為は第一点所論の如き事実下に於て山住の言を信し且同人の窮状に同情しての処為てあるか仮りに処断すへきものとするも犯情としては酌量すへき余地あるのみならす被告人は前科の前歴あるとは雖も出所後更正し農業に専念する傍らペンキ職にも従事し居るものにして山住に同情した結果本件犯罪に抵触するに至つたことを考へ見れは被告人は当時自己の立場に対する反省と思慮分別を欠如せるに起因するものて同情禁し難きものあり、加ふるに今や全く自覚し再犯せさることを堅く誓つて居るもので被告人の犯罪動機、犯情、犯後の状態並に本件は一台の自転車てある点等を考慮せは原審の科刑は甚しき重くに失すると共に正義の裁判てないと思料する。

以　上

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二四年(れ)三四九	強盗、同未遂、強盗傷人、窃盗、同未遂、住居侵入監	大	昭和二八年六月一七日	一一三
昭和二四年(れ)一六二二	禁	大	六月一七日	一二一
昭和二四年(れ)二四二九	昭和二三年政令第二〇一号違反	三小	六月二三日	三五五
昭和二四年(れ)二六一四	昭和二三年政令第二〇一号違反	三小	六月一六日	一
昭和二五年(れ)六一七	昭和二三年政令第二〇一号違反	三小	六月二三日	三六三
昭和二五年(あ)九六四	昭和二三年政令第二〇一号違反	三小	六月一六日	二七
昭和二五年(れ)一六四七	昭和二三年政令第二〇一号違反幇助、昭和二三年政令第二〇一号違反	二小	六月一九日	二六一
昭和二五年(あ)三二六九	暴行、強姦致傷	大	六月二四日	四三七
昭和二六年(れ)一一六三	昭和二三年政令第二〇一号違反	三小	六月一六日	一九
昭和二六年(れ)一一九一	昭和二三年政令第二〇一号違反	二小	六月一九日	二七一
昭和二六年(れ)二一二三	昭和二三年政令違反、背任	大	六月二四日	四二五
昭和二六年(あ)二一七一	詐欺、麻薬取締法違反	三小	六月一六日	三五
昭和二六年(あ)二一七九	麻薬取締規則違反	二小	六月一九日	二七九
昭和二六年(あ)二四五四	物価統制令違反、酒税法違反	三小	六月一六日	四五

昭和二六年	(あ)	三六六〇	賍物運搬	二小	六月一九日	三〇五		
昭和二六年	(あ)	三七四二	恐喝	二小	六月二〇日	三四一		
昭和二六年	(あ)	四二七二	取引高税法違反	三小	六月三〇日	六二七		
昭和二六年	(あ)	四三二四	昭和二四年政令第三八九号違反	三小	六月二三日	三七三		
昭和二六年	(あ)	四四四七	賍物牙保、同故買	三小	六月一六日	五五		
昭和二六年	(あ)	四四七六	歯科医師法違反	二小	六月二六日	五二五		
昭和二六年	(あ)	四五八〇	酒税法違反	二小	六月二九日	五五三		
昭和二六年	(あ)	四八四三	麻薬取締規則違反、同幇助	三小	六月三〇日	六三三		
昭和二六年	(あ)	四八六八	食糧緊急措置令違反	二小	六月一九日	三〇九		
昭和二六年	(あ)	四八七七	外国人登録令違反、酒税法違反	三小	六月一六日	六五		
昭和二七年	(し)	二七	たばこ専売法違反、覚せい剤取締法違反被告事件の各刑の執行猶予言渡取消決定の抗告事件につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告	一小	六月二九日	六一五		
昭和二七年	(あ)	三七	公務執行妨害	二小	六月一九日	三一九		
昭和二七年	(し)	四一	裁判官忌避申立却下決定についての抗告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	二小	六月二九日	六一九		
昭和二七年	(あ)	七三	詐欺、暴行	三小	六月三〇日	六四五		
昭和二七年	(あ)	一一四	業務上横領、賍物故買	一小	六月一八日	一五九		

昭和二七年	(あ)	一六七	強姦、準強姦	二小	六月二九日	五五九		
昭和二七年	(あ)	二三七	麻薬取締法違反、業務上横領	三小	六月三〇日	六四九		
昭和二七年	(あ)	二九二	貴金属管理法違反	三小	六月一六日	七一		
昭和二七年	(あ)	二九八	恐喝、暴行	三小	六月三〇日	六五三		
昭和二七年	(あ)	三三三	賍物故買	三小	六月三〇日	六五七		
昭和二七年	(あ)	三六一	食糧管理法違反	三小	六月二三日	三八五		
昭和二七年	(あ)	三八四	窃盗、食糧管理法違反	三小	六月一六日	七五		
昭和二七年	(あ)	三九三	賍物故買	三小	六月三〇日	六三三		
昭和二七年	(あ)	五〇八	常習賭博	三小	六月三〇日	六六七		
昭和二七年	(あ)	五一二	食糧管理法違反	三小	六月一六日	八五		
昭和二七年	(あ)	五四六	公文書偽造、同行使、詐欺、同未遂	一小	六月二五日	四四九		
昭和二七年	(あ)	五六八	賭博、公務執行妨害、傷害	二小	六月一九日	三二五		
昭和二七年	(あ)	六四二	恐喝	三小	六月二三日	三八九		
昭和二七年	(あ)	七一五	酒税法違反	三小	六月二三日	四〇九		
昭和二七年	(あ)	七二五	昭和二二年勅令第九号違反	三小	六月三〇日	六七一		
昭和二七年	(あ)	八七四	業務上横領	三小	六月三〇日	六七五		
昭和二七年	(あ)	九二一	麻薬取締法違反	二小	六月二九日	五七三		

昭和二七年	(あ)	九二二	窃盗	三小	六月	三〇日	六八一	
昭和二七年	(あ)	九九〇	窃盗	三小	六月	三〇日	六八七	
昭和二七年	(あ)	一四八四	恐喝、物価統制令違反	二小	六月	二九日	五八五	
昭和二七年	(あ)	一四八五	詐欺	三小	六月	三〇日	六九七	
昭和二七年	(あ)	一六五九	強盗	三小	六月	三〇日	七〇一	
昭和二七年	(あ)	一八一八	公文書偽造	二小	六月	二九日	五九七	
昭和二七年	(あ)	二一〇一	麻薬取締法違反	一小	六月	一八日	一六三	
昭和二七年	(あ)	二五五三	自転車競技法違反、たばこ専売法違反	一小	六月	二五日	四五九	
昭和二七年	(あ)	二七〇三	収賄	一小	六月	二五日	四六三	
昭和二七年	(あ)	二六四七	物価統制令違反	三小	六月	三〇日	七一三	
昭和二七年	(あ)	二八八九	物価統制令違反、食糧管理法違反	一小	六月	一八日	一八七	
昭和二七年	(あ)	二八九五	業務上横領	一小	六月	二五日	四六七	
昭和二七年	(あ)	二九五二	臨時物資需給調整法（石油製品配給規則）違反	一小	六月	二五日	四七三	
昭和二七年	(あ)	二九八二	麻薬取締法違反	一小	六月	二五日	四八三	
昭和二七年	(あ)	三三九六	麻薬取締法違反	二小	六月	一九日	三三一	
昭和二七年	(あ)	三六九五	外国人登録令違反	一小	六月	二五日	四九一	
昭和二七年	(あ)	三七六二	常習賭博	一小	六月	一八日	一九五	

昭和二七年	(あ)	四一八三	強盗未遂	一小	六月	二五日	四九九	
昭和二七年	(あ)	四四四一	傷害、恐喝、暴行、脅迫	一小	六月	一八日	二〇五	
昭和二七年	(あ)	四五五七	賍物故買	一小	六月	二五日	五〇五	
昭和二七年	(あ)	五四四二	食糧管理法違反	一小	六月	一八日	二一五	
昭和二七年	(あ)	五八三七	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	一小	六月	一八日	二一九	
昭和二七年	(あ)	六〇四六	賍物故買	一小	六月	二五日	五一一	
昭和二七年	(あ)	六五七五	横領、詐欺	一小	六月	一八日	二二五	
昭和二七年	(あ)	六七三二	窃盗	三小	六月	三〇日	七二二	
昭和二八年	(き)	四	詐欺被告事件についてなした判決に対する再審の請求	三小	六月	一六日	一〇三	
昭和二八年	(き)	五	麻薬取締法違反被告事件についてなした決定に対する再審の請求	三小	六月	一六日	一〇九	
昭和二八年	(れ)	一二	経済関係罰則の整備に関する法律違反	三小	六月	三〇日	六二三	
昭和二八年	(あ)	三一	窃盗	一小	六月	二五日	五一五	
昭和二八年	(あ)	六八	横領	二小	六月	二九日	六〇三	
昭和二八年	(あ)	一二八	職業安定法違反	二小	六月	二九日	六〇九	
昭和二八年	(あ)	一七七	物価統制令違反	三小	六月	二三日	四一三	
昭和二八年	(あ)	二三一	盗品有償譲受、同故買	一小	六月	二五日	五一九	
昭和二八年	(あ)	二八五	賍物収受、同故買、同牙保、同寄蔵窃盗	一小	六月	一八日	二二九	

昭和二八年	(す)	二九五	上告棄却の決定に対する訂正の申立	窃盗	二小	六月	二四日	四四五	
昭和二八年	(あ)	二九七	窃盗	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、強盗	一小	六月	一八日	二三七	
昭和二八年	(あ)	四六四	窃盗	火薬類取締法違反、脅迫、恐喝、同未遂、傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	三小	六月	三〇日	七二五	
昭和二八年	(あ)	四九八	窃盗、詐欺	住居侵入、窃盗、外国人登録令違反	三小	六月	三〇日	七二九	
昭和二八年	(あ)	七〇八	窃盗	酒税法違反	一小	六月	一八日	二五五	
昭和二八年	(あ)	七二七	窃盗	酒税法違反	三小	六月	一六日	九三	
昭和二八年	(あ)	七九三	詐欺	酒税法違反	三小	六月	二三日	四二一	
昭和二八年	(あ)	八三七	窃盗	覚せい剤取締法違反	二小	六月	二六日	五三一	
昭和二八年	(あ)	八八〇	窃盗	酒税法違反	二小	六月	二六日	五三一	
昭和二八年	(あ)	九九八	窃盗	覚せい剤取締法違反	三小	六月	三〇日	七四七	
昭和二八年	(あ)	一〇三二	窃盗、詐欺	覚せい剤取締法違反	二小	六月	二六日	五三九	
昭和二八年	(あ)	一一三九	窃盗	酒税法違反	二小	六月	二〇日	三四五	
昭和二八年	(あ)	一一六四	窃盗	酒税法違反	二小	六月	二〇日	三五一	
昭和二八年	(あ)	一四八五	賍物牙保	酒税法違反	三小	六月	三〇日	七五七	
昭和二八年	(あ)	一七二一	窃盗	酒税法違反	二小	六月	二七日	五四五	